

第20回さいたま市総合振興計画推進本部会議 次 第

日 程 令和7年8月21日（木）【書面開催】

1 開 会

2 議 題

- ・ これまでの検討経過及び改定の概要について
- ・ パブリック・コメントの実施結果等について
- ・ 総合振興計画基本計画（改定案）について
- ・ 今後の工程について

3 閉 会

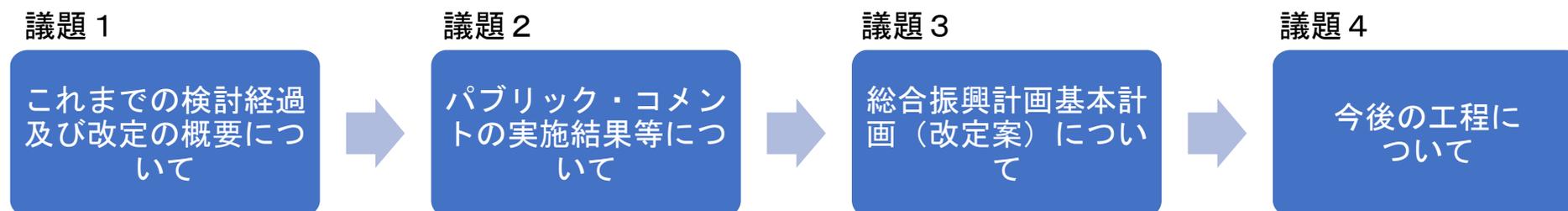
【配付資料】

- ・ さいたま市総合振興計画推進本部会議名簿
- ・ 資料1 本日の目的
- ・ 資料2 これまでの検討経過及び改定の概要について
- ・ 資料3 パブリック・コメントの実施結果等
- ・ 資料4 今後の工程
- ・ 参考1 さいたま市総合振興計画基本計画（令和7年度改定）
- ・ 参考2 パブリック・コメント意見整理表

さいたま市総合振興計画推進本部名簿

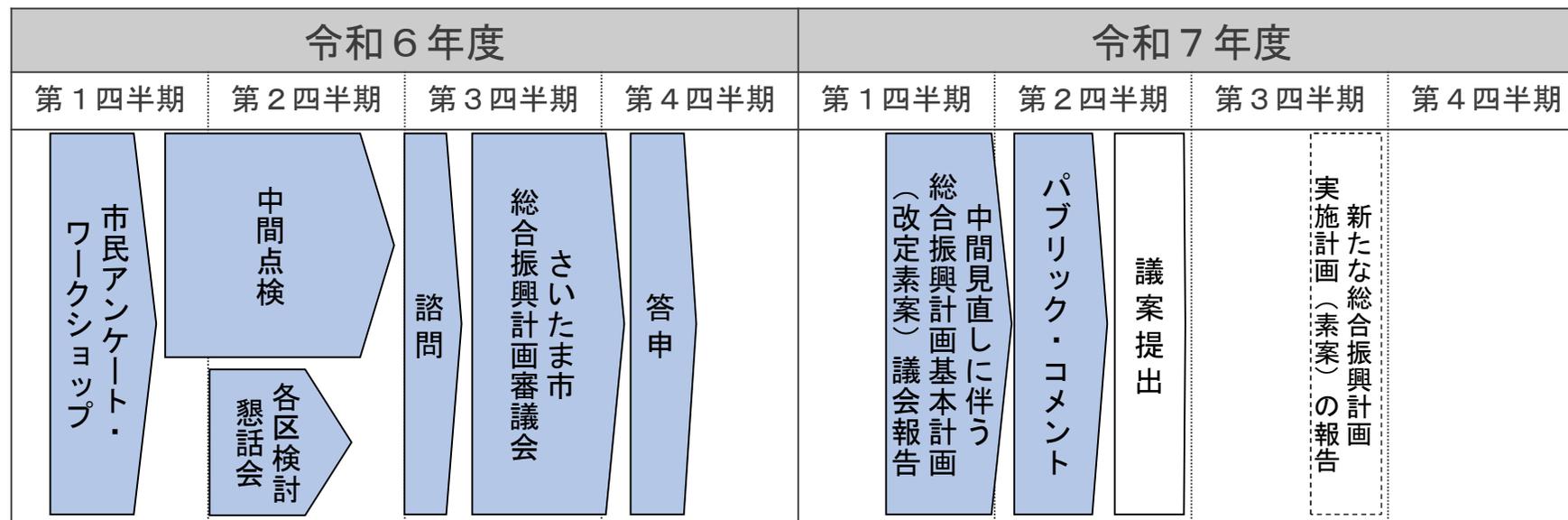
1	本部長	市長	清水 勇 人
2	副本部長	副市長	日 野 徹
3	副本部長	副市長	高 橋 篤
4	副本部長	副市長	新 屋 千 樹
5	本部員	水道事業管理者	小 島 豪 彦
6	本部員	教育長	竹 居 秀 子
7	本部員	市長公室長	石 井 幸 人
8	本部員	都市戦略本部長	佐 野 篤 資
9	本部員	総務局長	高 木 泰 博
10	本部員	財政局長	前 田 茂 人
11	本部員	市民局長	丸 屋 美智代
12	本部員	スポーツ文化局長	石 塚 正 歳
13	本部員	保健衛生局長	小 島 徹一郎
14	本部員	福祉局長	山 崎 勝
15	本部員	子ども未来局長	安 部 健 一
16	本部員	環境局長	大 塚 一 晴
17	本部員	経済局長	金 子 芳 久
18	本部員	都市局長	佐 藤 久 弥
19	本部員	建設局長	斉 藤 稔
20	本部員	西区役所区長	岩 崎 哲 朗
21	本部員	北区役所区長	五 島 みゆき
22	本部員	大宮区役所区長	高 橋 伸一郎
23	本部員	見沼区役所区長	吉 田 亀 司
24	本部員	中央区役所区長	天 野 明 紀
25	本部員	桜区役所区長	栗 原 ゆ り
26	本部員	浦和区役所区長	原 田 冬 彦
27	本部員	南区役所区長	清 宮 保 之
28	本部員	緑区役所区長	増 田 泰 則
29	本部員	岩槻区役所区長	小 柳 昌 彦
30	本部員	消防局長	島 田 智 弘
31	本部員	会計管理者	渋 谷 貴 之
32	本部員	水道局長	城 川 猛
33	本部員	議会局長	工 藤 賢 一
34	本部員	副教育長	栗 原 章 浩
35	本部員	選挙管理委員会事務局長	加 藤 武
36	本部員	人事委員会事務局長	岡 田 典 子
37	本部員	監査事務局長	三 好 明 美
38	本部員	農業委員会事務局長	太 田 伸
39	本部員	総合政策監	藤 野 知 之

(令和7年7月8日現在)



- 中間見直しに係る「総合振興計画基本計画（改定素案）」については、7月9日（水）から8月8日（金）までの間でパブリック・コメントを実施しました。
- 本日は、議題1として、これまでの検討経過及び改定の概要についてご確認いただきます。
- 次に、議題2として、パブリック・コメントの実施結果及び御意見を受けて修正を行うポイント等について御確認をいただいた上で、議題3として、「さいたま市総合振興計画基本計画（令和7年度改定）」（参考1）を9月定例会に議案として提出することについて、御承認をいただくものです。
- 最後に、議題4として、議案提出後の主な工程について御確認をいただきます。

1. これまでの検討経過



2. 改定の概要

総合振興計画基本計画に掲げる将来都市像の実現に向けて効果的かつ効率的に取り組むため、計画期間の中間期にそれまでの点検を行い、検証及び分析等に基づき見直しを行う。

■主な見直しパターン

- (1) 少子高齢化、デジタル化及び気候変動に伴う災害の激甚化等の計画策定以降の社会経済状況の変化に対応するための見直し
- (2) 施策及び事業の進捗状況を踏まえた見直し
- (3) 統計に係る数値等の時点更新

パブリック・コメントの実施結果等 (1/2)

資料3

実施期間 : 令和7年7月9日(水)～8月8日(金)

意見提出者数 : 6名

意見項目数 : 10件



意見種別	項目数
○ : 素案を修正する	1
× : 素案のとおりとする(反映しない)	9

※意見の趣旨が改定素案に含まれているもの、具体的な取組等に関するものについては、今後の行政運営等において考慮することとし、反映しないものとした。



パブリック・コメントにより素案を修正する箇所(1件)

項番	意見(概要)	修正案
1	<p>【素案4ページ】第1部/第1章都市づくりの目標/第2節さいたま市のこれまでの歩み</p> <p>「平成25(2013)年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」(さいたま市総合振興計画・後期基本計画)(以下「後期基本計画」という。)では、・・・」について、プランの名称を複数に言い換えたり括弧書きを複数使うと読みにくくなるため、「○○プラン」(□□計画・後期基本計画、以下「後期基本計画」とする。)のようにまとめる方が良いのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>平成25(2013)年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」(さいたま市総合振興計画・後期基本計画) (以下「後期基本計画」という。)</p>

パブリック・コメント実施前の修正箇所（3件）

項番	概要	修正内容
1	<p>【素案108ページ】第3部／第6章 福祉／第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現／現状と課題</p> <p>「地域力の低下」に対しては、行政と地域が協働して取り組んでいく必要があることを踏まえ、修正する。</p>	<p>こうした社会環境の変化に対応していくため、福祉に関する包括的な相談を受け止める相談支援体制を整備するとともに、<u>地域の多様な主体と行政が協働して、地域の多様な主体のつながりの醸成によりし、</u>ソーシャルキャピタルを高めることで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する必要があります。</p>
2	<p>【素案112ページ】第3部／第7章 子ども・子育て／第1節 子ども・子育てを支える都市の実現／現状と課題</p> <p>子どもの権利については、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の重点施策を進める上で基盤となる考え方であり、子どもに関係する共通の視点であることを踏まえ、修正する。</p>	<p>令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、こども・若者の意見表明機会の確保・意見の尊重等、こども施策に関する基本理念が掲げられました。また、同時に、こども家庭庁が設置され、<u>こども・若者を権利の主体として認識し、</u>常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運が高まっています。</p> <p>※【素案44ページ】第2部第2章第3節さいたま市を取り巻く環境変化への対応／1 本格的な人口減少・超高齢時代の到来も同様に修正</p>
3	<p>【素案114ページ】第3部／第7章 子ども・子育て／第1節 子ども・子育てを支える都市の実現／施策（3）次代の社会を担う子ども・若者が健全に成長する環境づくり</p> <p>国の「こども大綱」には「主体的な社会参画」や「社会の一員としての主体性」などの表現があること、第4章教育の記述との平仄を合わせる観点から、修正する。</p>	<p>1 子どもの<u>自主性主体性</u>や豊かな人間性、社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動、社会参画など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会や居場所の充実を図ります。</p>

※このほか、統計数値等について時点更新を行っている。

日 時	会議・工程	摘 要
8月21日(木)	◆第20回総合振興計画推進本部会議 (書面開催)	【議題】 ・これまでの検討経過及び改定の概要について ・パブリック・コメントの実施結果等について ・総合振興計画基本計画（改定案）について ・今後の工程について
8月27日(水)	9月定例会 告示	パブリック・コメントの結果報告公表 (予定：8月28日(木)～)
9月3日(水)	◆9月定例会 開会	議案提出・議案に対する質疑
会期中	◆議案審査	※各局等において答弁等の審査対応
会期末	◆議決	基本計画 改定

(参考) 議決後の行程 (予定)

日 時	会議・工程	摘 要
10月下旬頃	◆第21回総合振興計画推進本部幹事会	※新たな実施計画の議会報告について
11月上旬頃	◆第21回総合振興計画推進本部会議	※新たな実施計画の議会報告について
12月定例会	新たな実施計画(素案)報告	報告後、パブリック・コメントを実施 予定

令和 7 年さいたま市議会
9 月定例会議案第 1 4 7 号

さいたま市総合振興計画
基本計画

令和 7 年度 改定

さいたま市

改定内容の表示方法

- ・ 修正や追加する部分には網掛けを付しています。
- ・ 削除する部分には取消線を付しています。

各部の構成

本計画は、「新たな都市づくりに向けて」「計画の構成と推進」「各分野の政策と施策」「各区の特性と将来像」「質の高い都市経営の実現」の5部から構成されています。

第1部 新たな都市づくりに向けて 【1～34 ページ】

本市のこれまでの歩みを踏まえ、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据え、本市がはぐくんできた魅力や地域資源を更に生かし、未来に引き継ぐための持続可能な都市づくりを進めるため、本市が目指す将来都市像や都市づくりの基本理念、将来都市構造など、長期的な将来ビジョンを示しています。

第2部 計画の構成と推進 【35～74 ページ】

本計画の構造や計画期間について示すとともに、将来都市像の実現に向けて、効果的・効率的に取り組むため、SDGsの視点を意識した施策の推進や本計画の進行管理の考え方を示しています。

選択と集中の視点から、将来都市像の実現に効率的かつ大きく貢献していく事業を重点化し、最小の資源で最大の効果をあげていくため、地方創生の視点も踏まえ、直面する「課題」に迅速に対応し、「魅力」を生かして成長・発展していくための2つの重点戦略を示しています。

また、重点戦略の基本的な考え方は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定の趣旨である「人口減少問題の克服と地方創生」と同じ方向性を示していることから、本計画の重点戦略を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的なものとして位置付けています。

第3部 各分野の政策と施策 【75～138 ページ】

将来都市像の実現に向けて、「コミュニティ・人権・多文化共生」「環境」「健康・スポーツ」「教育」「生活安全」「福祉」「子ども・子育て」「文化」「都市インフラ」「防災・消防」「経済・産業」の11の分野について、政策と施策を総合的・体系的に示しています。

第4部 各区の特性と将来像 【139～180 ページ】

地域の特性を生かし、区民の声を聞きながら、区民と行政が共に地域のまちづくりを進めるため、10区の将来像とまちづくりのポイントなどを示しています。

第5部 質の高い都市経営の実現 【181～194 ページ】

市民と行政の協働を基本として、各分野の政策と施策を効率的、効果的に推進していくための「市民協働・公民連携」「高品質経営市役所」に関する政策と施策を総合的・体系的に示しています。

目次

第1部 新たな都市づくりに向けて	1
第1章 都市づくりの目標	2
第1節 計画策定の目的	2
第2節 さいたま市のこれまでの歩み	3
第3節 将来都市像	10
第4節 都市づくりの基本理念	10
第2章 人口と財政の状況	11
第1節 人口の現状分析	11
第2節 目指すべき将来の方向と人口の将来展望	18
第3節 財政状況	23
第3章 将来都市構造	27
第1節 将来都市構造の基本的な考え方	27
第2節 将来都市構造を構成する要素	29
第3節 土地利用の基本方針	33
第2部 計画の構成と推進	35
第1章 計画体系	36
第1節 策定の基本的な視点	36
第2節 計画の構造と期間	37
第3節 計画の進行管理	40
第2章 さいたま市の魅力と取り組むべき課題	41
第1節 後期基本計画における主な取組状況	41
第2節 さいたま市の魅力	42
第3節 さいたま市を取り巻く環境変化への対応	44
第4節 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進	57
第3章 重点戦略	60
第1節 重点戦略の基本的な考え方	60
第2節 まち・ひと・しごと創生との関係	61
重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略	64
重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略	69
第3部 各分野の政策と施策	75
各分野の政策と施策の見方	76
第1章 コミュニティ・人権・多文化共生	78
第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化	78
第2節 人権尊重社会の実現	80
第3節 多文化共生社会の実現等	82
第2章 環境	84
第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	84
第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造	86
第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造	88
第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現	90
第3章 健康・スポーツ	92
第1節 主体的な健康づくりの推進	92
第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進	94
第4章 教育	96
第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進	96
第5章 生活安全	103
第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成	103
第6章 福祉	106
第1節 誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現	106
第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現	108
第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現	111
第7章 子ども・子育て	112
第1節 子ども・子育てを支える都市の実現	112

第8章 文化	116
第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	116
第9章 都市インフラ	119
第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ	119
第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ	123
第10章 防災・消防	128
第1節 災害に強い都市の構築	128
第11章 経済・産業	131
第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興	131
第2節 観光の振興とM I C Eの推進	135
第3節 持続可能で魅力ある都市農業の振興	137
第4部 各区の特性と将来像	139
西区	141
北区	144
大宮区	148
見沼区	153
中央区	157
桜区	161
浦和区	165
南区	169
緑区	173
岩槻区	177
第5部 質の高い都市経営の実現	181
第1章 市民協働・公民連携	182
第1節 多様な主体とともに進めるまちづくり	182
第2章 高品質経営市役所	183
第1節 市民に信頼される開かれた市政運営	183
第2節 健全財政の維持	184
第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備	186
第4節 デジタル技術やデータを活用した新しい時代の行政運営	188
第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市経営の実現	191
第6節 さいたま市の長を生かした都市イメージの向上	192

第1部 新たな都市づくりに向けて

第1章 都市づくりの目標

第1節 計画策定の目的

本市は、平成13（2001）年5月に、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての人口100万都市として誕生しました。その後、令和3（2021）年が市制施行20周年の節目となります。この間、平成15（2003）年4月に指定都市へと移行し、平成17（2005）年4月には、岩槻市との合併を実現しました。また、令和6（2024）年9月には、人口135万人（住民基本台帳人口）を超え、首都圏有数の大都市として順調に発展してきたところです。

これまで、本市の総合振興計画である「2020さいたま希望のまちプラン」を指針として、計画に掲げる将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきましたが、少子高齢化の進行や、経済のグローバル化、技術革新の進展、市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く社会経済状況は近年大きく変化しています。特に、我が国は、これまでの歴史上に類を見ない水準の持続的な人口減少局面を迎えており、近い将来、本市にも到来することが見込まれています。人口の減少やそれに伴って生じる地域経済の縮小が、本市の未来にどのような影響を及ぼしていくのかについて、正確な見通しを持つことは困難ですが、こうした本市を取り巻く社会経済状況の変化を克服し、将来にわたって持続的な成長を維持していくためには、限りある経営資源を選択と集中の視点で重点配分しながら、柔軟かつ効果的・効率的な都市経営を推進していくことが重要となります。

このような状況の中、「2020さいたま希望のまちプラン」の計画期間が令和2（2020）年度で満了となります。平成23（2011）年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想の策定義務は撤廃されました。しかしながら、今後本市が直面する課題を克服し、これまで本市がはぐくんできた魅力や地域資源を生かし、市民一人ひとりが更なるしあわせを実感できる都市を目指すためには、連携と協働を通じて本市と共に都市づくりを進める市民、市民活動団体、事業者、大学等の地域で活動する多様な主体に対して、本市の考える長期的なまちづくりのビジョンを示すことが不可欠です。そして、その実現に向けた政策と施策を共有し、それぞれの役割を自覚することで、未来に引き継ぐための持続可能な都市づくりを進めていく必要があります。

そのための市政運営の最も基本的かつ総合的な指針として、本市の新たな総合振興計画を策定するものです。

第2節 さいたま市のこれまでの歩み

1 黎明期（さいたま市、誕生・指定都市への移行・岩槻市との合併）

平成13（2001）年5月～平成17（2005）年度

（略）

2 成長期（「さいたま希望のまちプラン」に基づく都市づくり）

平成18（2006）年度～平成25（2013）年度

（略）

（1）都市基盤の整備

（略）

（2）市民生活の向上

地域中核施設「プラザウエスト」（平成17（2005）年7月）や「プラザノース」（平成20（2008）年5月）の開設、アジア太平洋環境会議（エコアジア2006）とそれに併せた市主催の「さいたま環境フォーラム2006」の開催（平成18（2006）年6月）、EV（Electric Vehicle：電気自動車）普及のための「E-KIZUNA Project」などの取組（平成21（2009）年11月）のスタートを契機に、環境未来都市の実現に向けた取組を推進しました。

健康・福祉の分野では、平成19（2007）年4月に、高齢者の就労や地域活動の支援拠点である「高齢者生きがい活動センター」を開設したほか、障害児の早期発見・早期療育を行う療育の中核施設として「療育センターさくら草」、障害者の就労支援、生活支援等の総合的な支援を行う「障害者総合支援センター」を相次いで開設するとともに、平成23（2011）年3月に指定都市で初めてとなる「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（通称：ノーマライゼーション条例）」を制定し、国の法整備に先駆けて障害者に対する差別と虐待をなくしていくための取組を進めました。

また、平成20（2008）年4月からは、中学校卒業までの乳幼児・児童に対する医療費助成として、子育て支援医療費の助成を開始し、平成21（2009）年3月に安全で良質な医療を提供する地域医療連携の中心として「さいたま市民医療センター」が開設されるなど、市民の健康・福祉を守るための環境が充実しました。

教育の分野では、さらに、平成24（2012）年4月に「さくら草特別支援学校」を開校したほか、全ての市立小・中・高等学校と特別支援学校に学校図書館司書の配置と学校図書

館用コンピュータの整備（平成 19（2007）年度までに完了）、普通教室への空調設備の設置（平成 20（2008）年度までに完了）、校舎及び体育館の耐震補強工事の実施（平成 24（2012）年度末までに全校完了）などの教育環境の整備を積極的に進めました。また、平成 21（2009）年度から、土曜日等に地域の方々の参画を得て、児童生徒の自主的な学習をサポートする「さいたま土曜チャレンジスクール」を開始し、学ぶ楽しさの醸成を図りました。

スポーツの分野では、平成 22（2010）年 3 月に「スポーツ振興まちづくり条例」を、国のスポーツ基本法（平成 23（2011）年施行）に先行して制定し、この条例に基づき、生涯スポーツを推進するとともに、平成 23（2011）年 10 月には「さいたまスポーツコミッション」を設立し、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」（平成 25（2013）年 10 月）の開催などを通じて、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しました。

歴史・文化の面では、「岩槻人形」が平成 19（2007）年 3 月に経済産業大臣から国の伝統的工芸品に指定されたほか、平成 20（2008）年 4 月に、「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」を市の伝統産業に指定しました。

また、鉄道文化の振興と魅力あるまちづくりに寄与する文化施設として、長年誘致活動を行ってきた「鉄道博物館」の開館（平成 19（2007）年 10 月）、盆栽文化を広く国内外に発信するとともに、文化振興や産業振興、観光振興にも寄与する拠点施設である「大宮盆栽美術館」の開館（平成 22（2010）年 3 月）など、本市の歴史・文化を代表することとなる魅力的な地域資源が相次いで加わりました。こうした地域資源や文化芸術が持つ力を生かし、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成 23（2011）年 12 月に「文化芸術都市創造条例」を制定しました。

3 発展期（「2020さいたま希望のまちプラン」に基づく都市づくり）

平成 26（2014）年度～令和 2（2020）年度

平成 25（2013）年 4 月には、指定都市移行から 10 年が経過し、平成 26（2014）年 3 月には、「さいたま希望のまちプラン」の基本計画部分が計画期間満了の節目を迎えることとなりました。

平成 25（2013）年 12 月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」^{（さいたま市総合振興計画・後期基本計画）}（以下「後期基本計画」という。）では、社会経済状況の大きな変化や時代潮流に的確に対応し、激しさを増す都市間競争を生き抜くため、これまでの計画で推進してきた将来都市像を引き継ぎながらも、取組を更に発展していく必要から、本市の強みを有効に活用し、限られた経営資源を集中的に配分する分野横断的な取組として 5 つの重点戦略を新たに掲げ、将来都市像の実現を目指すこととしました。

あわせて、「住みやすい」「住み続けたい」と感じてもらえる市民を増やし、令和 2（2020）年に市民満足度 90%以上を達成することを目標とする「さいたま市 CS90 運動」に取り組むこととし、その本格スタートのために平成 27（2015）年 7 月に「CS90 運動

スタートアップ戦略」を策定し、「発信力の強化」と「職員の意識改革」について、重点的な取組を進めました。

令和元年（2019）年7月には、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市・地域としてのこれまでの取組・提案が評価され、国から「SDGs 未来都市」として選定されました。

■ 2020さいたま希望のまちプランにおける重点戦略		参 考
重点戦略 1	「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造 ～豊かな教育と子育てのまちをつくる～	重点戦略 4
重点戦略 2	「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造 ～高齢者の知識と経験を社会に生かすまちをつくる～	重点戦略 5
重点戦略 3	「イノベーションする都市 さいたま」の創造 ～新たな視点とチャレンジで価値を創造するまちをつくる～	
		「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造 ～豊かな自然と低炭素なライフスタイルを楽しむまちをつくる～
		「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造 ～“みんながいるから安心”・地域と共に災害に強いまちをつくる～

（1）都市基盤の整備

都心においては、湘南新宿ラインの浦和駅停車に続いて、平成27（2015）年3月に上野東京ラインと北陸新幹線（長野～金沢駅間）、平成28（2016）年3月に北海道新幹線が相次ぎ開業すると、東北、上信越、北陸方面からの交通結節点として、多様なヒト・モノ・情報が集結して交流する対流拠点機能が急速に強化されました。

さらに、平成28（2016）年に国が策定した国土形成計画の広域地方計画である「国土形成計画・首都圏広域地方計画」（以下「首都圏広域地方計画」という。）に、「大宮」が「東日本の対流拠点」と位置付けられ、翌年には大宮駅周辺地域が国の都市再生緊急整備地域に指定されたことから、「東日本の玄関口」としての「大宮」の魅力を最大限に生かすため、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」（平成30（2018）年7月）の策定、大宮駅東口に「東日本連携センター（愛称：まるまるひがしにほん）」（平成31（2019）年3月）の開設等、新たな取組を推進しました。

また、平成23（2011）年3月の東日本大震災以降、全国的に防災対策に対する意識が高まりを見せる中、平成28（2016）年に首都圏広域地方計画において、さいたま新都心周辺を国による災害時の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の進出拠点として位置付けることとされたことから、災害時における首都中枢機能の継続性を確保するため、首都圏のバックアップ機能の強化を進めることとなりました。

交通ネットワークにおいては、平成28（2016）年3月に、自転車政策に関する様々な取組を体系的にとりまとめた「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～」を策定し、更なる自転車利用の促進、歩行者の安全性の確保を図り、本市の魅力と活力の向上を推進しました。

平成29（2017）年3月に岩槻駅の新駅舎が完成し、東西自由通路が開通するとともに、駅舎内のバリアフリー化が実現しました。続いて、平成30（2018）年3月には、浦和駅に中ノ島地下通路が開通したことで、浦和駅東西の回遊性が更に高まるとともに、駅直結の

複合商業施設の開業と併せて、浦和サッカーストリートが設置されるなど、浦和駅周辺のにぎわいが向上しました。

また、見沼田圃の風景や散策環境の向上を目的として、平成 25（2013）年からスタートした「目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト」では、平成 29（2017）年 3 月に総延長 20km を超え、散策できる桜回廊として日本一となりました。

（２）市民生活の向上

健康・福祉の分野では、子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する中核施設として「子ども家庭総合センター（愛称→あいぱれっと）」を開設しました。平成 31（2019）年 3 月には、「さいたま北部医療センター」が開設、12 月には、地域完結型医療の要である「さいたま市立病院新病院」を開設し、地域医療・救急医療体制の強化が図られました。

また、中高年齢層の市民が、セカンドライフにおいて、社会参加することを支援するための「セカンドライフ支援センター」を令和元（2019）年 9 月に開設しました。

教育・文化・スポーツの分野では、平成 28（2016）年に新しい英語教育である「グローバル・スタディ」を全ての市立小・中学校で導入し、国際化の時代にふさわしいグローバル人材育成に取り組んだほか、平成 31（2019）年 4 月には県内初の中等教育学校である「大宮国際中等教育学校」を開校しました。また、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の充実を図るためのタブレット型コンピュータの導入、全ての市立小・中学校に給食室（平成 27（2015）年度整備完了）や特別支援学級（令和 2（2020）年度完了、浦和中学校を除く）を整備するなど、児童生徒の真の学力育成と健やかな成長に向けた環境を整備しました。

平成 27（2015）年には、「さいたまシティマラソン」をフルマラソン化し、国際大会として開催したほか、令和 2（2020）年 2 月には、人形や人形文化に関する資料の収集・保存、調査を行い、展示・教育普及活動を通じて市民に人形への親しみを広めるため、「岩槻人形博物館」を開館しました。

4 誰もが住んで良かった、住み続けたいと思える都市を目指して

令和 3（2021）年度～

平成 13（2001）年に誕生した本市は、首都圏有数の大都市として成長を続けてきました。令和 3（2021）年 3 月には、都市づくりを進めていくための羅針盤として、本市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくために、新たな総合振興計画である「2030さいたま希望のまちプラン」を策定し、「上質な生活都市」、「東日本の中枢都市」という 2 つの将来都市像の実現に向けて様々な取組を推進してきました。

令和2（2020）年1月に国内で初めて感染者が発生した新型コロナウイルス感染症は、3年以上にわたり、緊急事態宣言等による度重なる行動制限や学校の休校など、市民生活に多大なる影響をもたらしました。これに対し本市は、国や県と連携し、市民の命や生活を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染症に係る対策を実施してきました。

令和3（2021）年5月1日には市制施行20周年を迎え、これを契機として、市民に本市の歴史や文化に親しんでいただくとともに、市民の一体感とまちづくりに参画する意識を高め、将来にわたって本市を魅力あふれるものにしていくことを期する日として、5月1日を「さいたま市民の日」と定めました。また、一人ひとりが住みやすくより良いまちをつくり、未来につないでいく当事者としての心がけや志をうたう行動指針として、同年7月に「さいたま市民憲章」を定めました。

さらに、令和4（2022）年4月の市議会臨時会では、市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例議案が特別多数議決により可決され、本市誕生の象徴であり、市の中心に位置するさいたま新都心に、都市経営の拠点である本庁舎を移転整備することが決定しました。

令和5（2023）年4月には、政令指定都市移行・区制施行20周年を迎え、21世紀半ばを見据えた本市の新時代に向けて、新たな歩みを始めました。

本市は、「2020さいたま希望のまちプラン」に基づき、様々な取組を推進してきた結果、全国的には人口減少時代を迎えた中でも着実に人口を増やし、令和6（2024）年9月には135万人（住民基本台帳人口）を超えました。

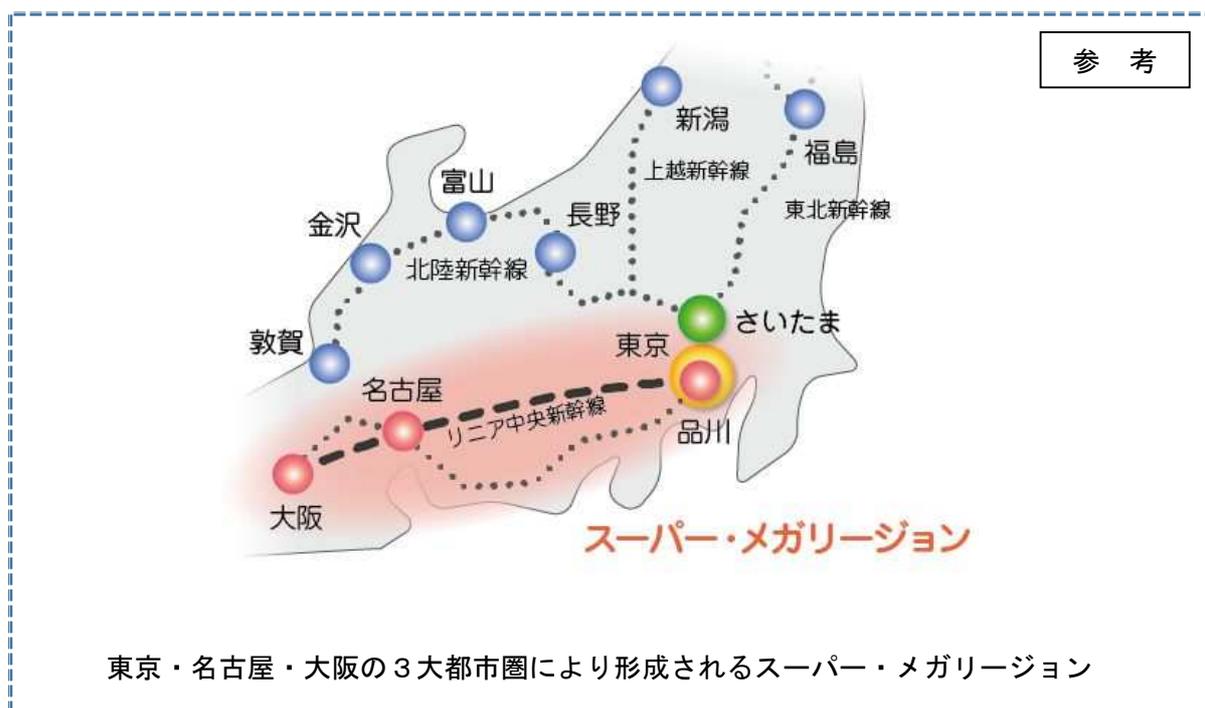
主要な鉄道駅の乗降客数も年々増加を続け、市内の主要な道路交通網についても、着実な整備を進めており、首都圏有数の大都市にふさわしい都市づくりが行われています。

令和6（2024）年度の「さいたま市民意識調査」においては、本市を「住みやすい」とした市民の割合は86.4%、これからも「住み続けたい」と答えた市民の割合も87.2%となり、「住み続けたい」と答えた市民の割合については過去最高を記録しました。



21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）に本市を取り巻く社会状況を展望すると「羽田空港アクセス線」による本市の主要駅と羽田空港のアクセス向上、「核都市広域幹線道路」となる首都高速埼玉新都心線の延伸等の大規模な社会資本の整備が多数見込まれています。こうした変化は、東京と近接しているという地理的優位性に新たな側面を生み

出し、本市の更なる飛躍につながる機会となる可能性がある一方で、「リニア中央新幹線」の開業に伴うスーパー・メガリージョンの形成によって、日本全体の重心を東京以西へと向かわせ、本市を含めた東日本地域の地位を相対的に低下させることも懸念されます。そのため、国が提唱する「東日本地方創生回廊」の一翼を担う都市として、東京都心部に近接した立地と機能集積を最大限に生かし、東日本地域とスーパー・メガリージョンとを接続する結節点としての機能を強化するとともに、スーパー・メガリージョン形成の効果を東日本全体に波及させていくための実効的な戦略を立てていく必要があります。



さらに、令和の新時代を迎えた今、世界的な時代潮流や我が国全体の社会経済状況は急激に変化しており、世界的な物価上昇や大規模な自然災害の危険性や新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより先行きの予測が難しい時代となる中、本市としても避けることのできない持続的な人口減少局面が近づいてきています。

これらの状況を視野に入れ、本市がこれまではぐくみ、築いてきたあらゆる魅力や地域資源を最大限に生かし、将来においても本市が持続可能な成長・発展を遂げていくための基盤づくりを進めるとともに、直面する課題に対応していくことで、誰もが住んで良かった、住み続けたいと思える都市として、市内外から選ばれていくための都市づくりを続けていく必要があります。

■これまでの主な出来事及び市の取組

※表中の太字は主な出来事を表しています。

年 度	主な出来事及び市の取組
(略)	(略)
令和2年度 (2020)	新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大
	児童・教育関係の複合化施設（いーよの）を開設
	中学校21校、小学校35校にタブレット型コンピュータを整備
令和3年度 (2021) 市制施行 20周年	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催
	全国市区SDGs先進度調査の総合ランキングで全国815市区中1位獲得
	「さいたま市民の日」・「さいたま市民憲章」を制定
令和4年度 (2022)	国が本市を「脱炭素先行地域」に選定
	国内外の都市や企業が参加する「さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNA グローバルサミット～」を開催
	さいたま市役所の位置に関する条例の改正議案が可決
	新たな「市民会館おおみや（Ra i B o C H a l l）」を開設
	「子ども家庭総合支援拠点」、「福祉まるごと相談窓口」、「おくやみ窓口」を10区役所に設置
令和5年度 (2023)	北陸新幹線（金沢～敦賀間）が開業
	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行
	「ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部（普通科）」を開設
	「医療的ケア児保育支援センター（すまいるスポットさいたま）」を開設
令和6年度 (2024)	「認知症フレンドリーまちづくりセンター」を開設
	国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）に参加し、E-KIZUNA High-Level Talks を主催
	「さいたま市みんなのアプリ」がサービス開始

第3節 将来都市像

(略)

第4節 都市づくりの基本理念

(略)

第2章 人口と財政の状況

第1節 人口の現状分析

ここでは、本計画の計画期間が満了となる令和12（2030）年度までを中心に、その先の令和32（2050）年までの人口、世帯数等の見通しについて示します。

（1）総人口の見通し

我が国の総人口は、平成20（2008）年頃をピークに持続的な減少局面に入り、令和5（2023）年の出生数は、明治32（1899）年の統計開始以来最低となる72万7千人を記録しました。

本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、令和2（2020）年国勢調査の人口等を基に推計した値によると、令和2（2020）年の132.4万人から令和17（2035）年頃の136.5万人をピークに、その後減少に転じ、令和32（2050）年には133.9万人まで減少する見通しです。

■ 総人口の見通し



資料：平成30年社人研推計人口：平成27（2015）年までは「国勢調査」（総務省）、令和2（2020）年以降は社人研による推計値
令和5年社人研推計人口：令和2（2020）年までは「国勢調査」（総務省）、令和7（2025）年以降は社人研による推計値
※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

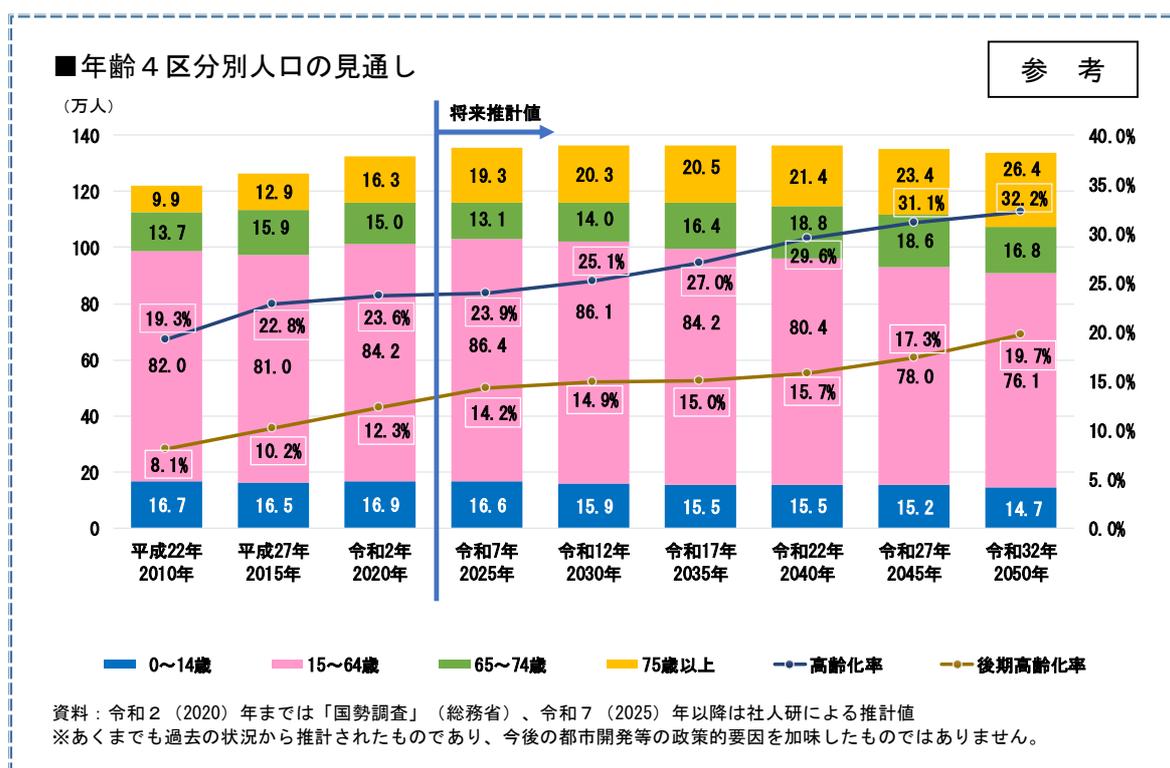
（2）年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

本市は、既に、65歳以上の人口の割合が全人口の23%を占める超高齢社会を迎えていますが、老年人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は令和2（2020）年の23.6%か

ら、令和 12（2030）年には 25.1%に増加し、令和 32（2050）年には 32.2%となり、3人に1人が65歳以上となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、令和 2（2020）年の16.3万人から、令和 12（2030）年頃には約1.25倍の20.3万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）は、令和 2（2020）年の84.2万人から、令和 32（2050）年に約90%の76.1万人まで減少し、年少人口（0～14歳）は、令和 2（2020）年の16.9万人から、令和 32（2050）年に約87%の14.7万人まで減少する見通しです。



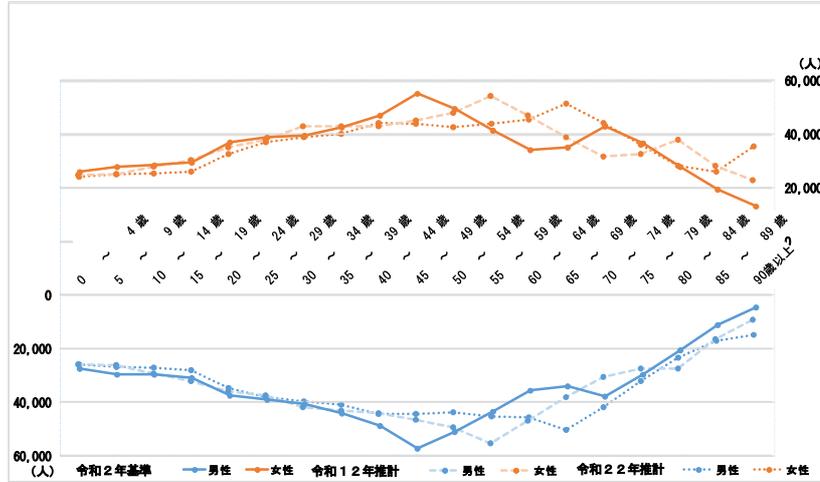
（3）男女5歳階級別人口の見通し

令和 2（2020）年の年齢5歳階級別人口を見ると、男女共に、いわゆる団塊ジュニア世代を含む「45～49歳」と、団塊の世代と呼ばれる「70～74歳」の2つのピークを持つ人口構成となっており、また、「45～49歳」の年齢層が最も多いことが分かります。

令和 12（2030）年及び令和 22（2040）年の推計では、団塊ジュニア世代を含むピークの層が「55～59歳」から「65～69歳」へと移動し、更に急速な高齢化が進んでいく見通しです。

男女5歳階級別人口の見通し

参考



資料：基準人口は令和2（2020）年「国勢調査」（総務省）による実績値
令和12（2020）年及び令和22（2040）年は、社人研による推計値

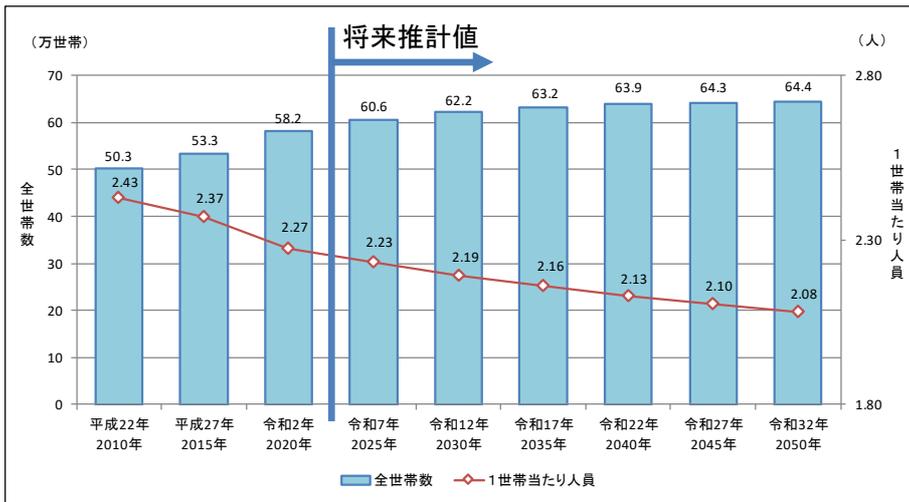
(4) 総世帯数と1世帯当たり人員の見通し

総世帯数は、令和2（2020）年の58.2万世帯から令和12（2030）年には62.2万世帯に増加する見通しです。

総世帯数のピークは、令和32（2050）年に64.4万世帯まで増加する見通しです。また、1世帯当たり人員は、令和2（2020）年の2.27人から一貫して減少傾向で推移する見通しです。

総世帯数と1世帯当たり人員の見通し

参考

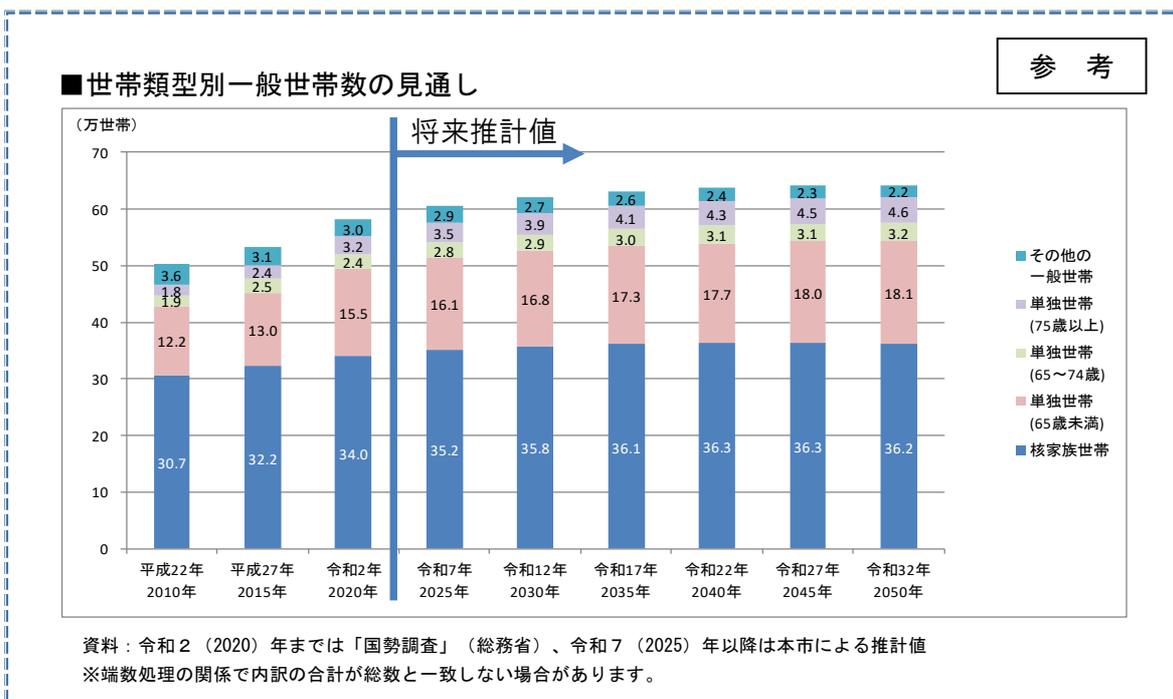


資料：令和2（2020）年までは「国勢調査」（総務省）、令和7（2025）年以降は本市による推計値
備考：総世帯数は、一般世帯数と施設等の世帯数の合計

(5) 世帯類型別一般世帯数の見通し（世帯構成）

単独世帯が、令和 2（2020）年の 21.1 万世帯から、令和 32（2050）年には約 1.2 倍の 25.9 万世帯まで増加する見通しです。

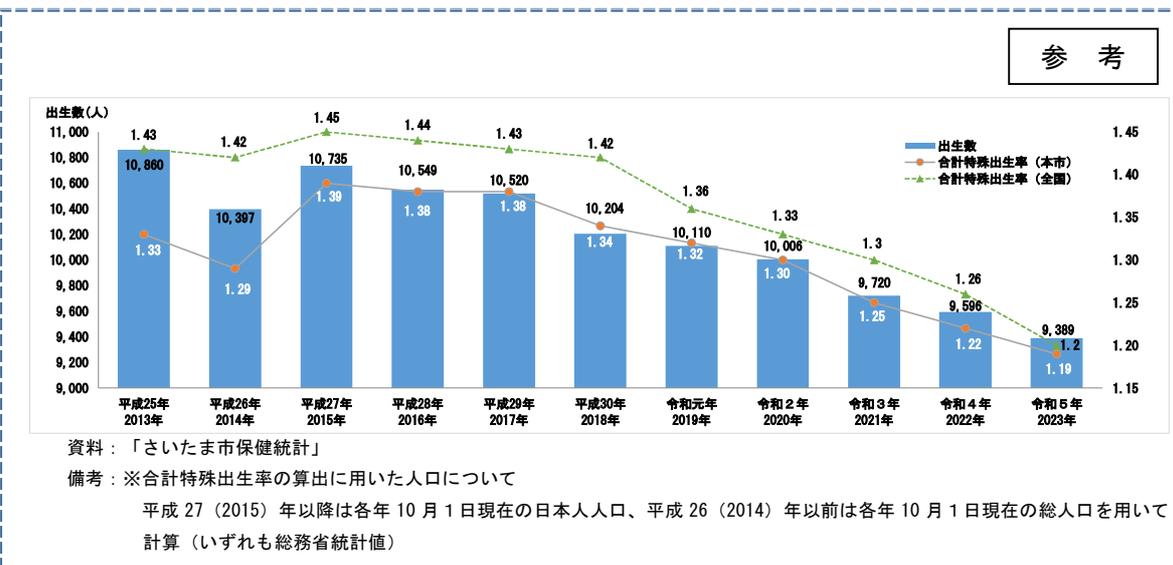
老年人口の増加に伴い、高齢単身世帯も増加し、令和 2（2020）年の 5.6 万世帯から、令和 32（2050）年には約 1.4 倍の 7.8 万世帯まで増加する見通しです。



(6) 合計特殊出生率及び出生数の推移

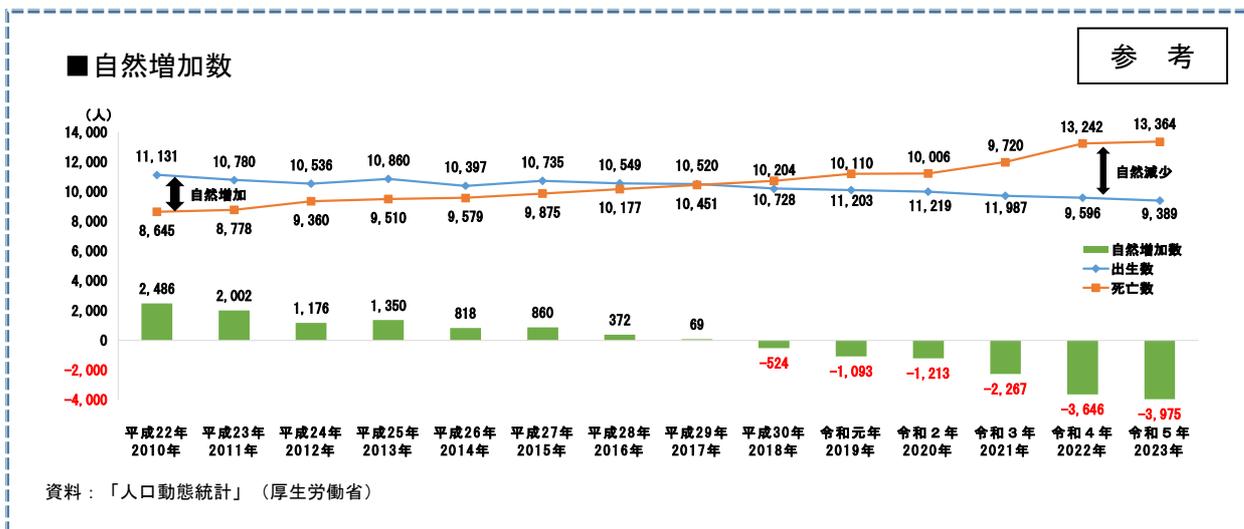
合計特殊出生率については、平成 27（2015）年以降、1.3 後半を維持していましたが、平成 30（2018）年以降減少傾向となっています。

また、いずれの年においても、全国平均より低く推移しています。



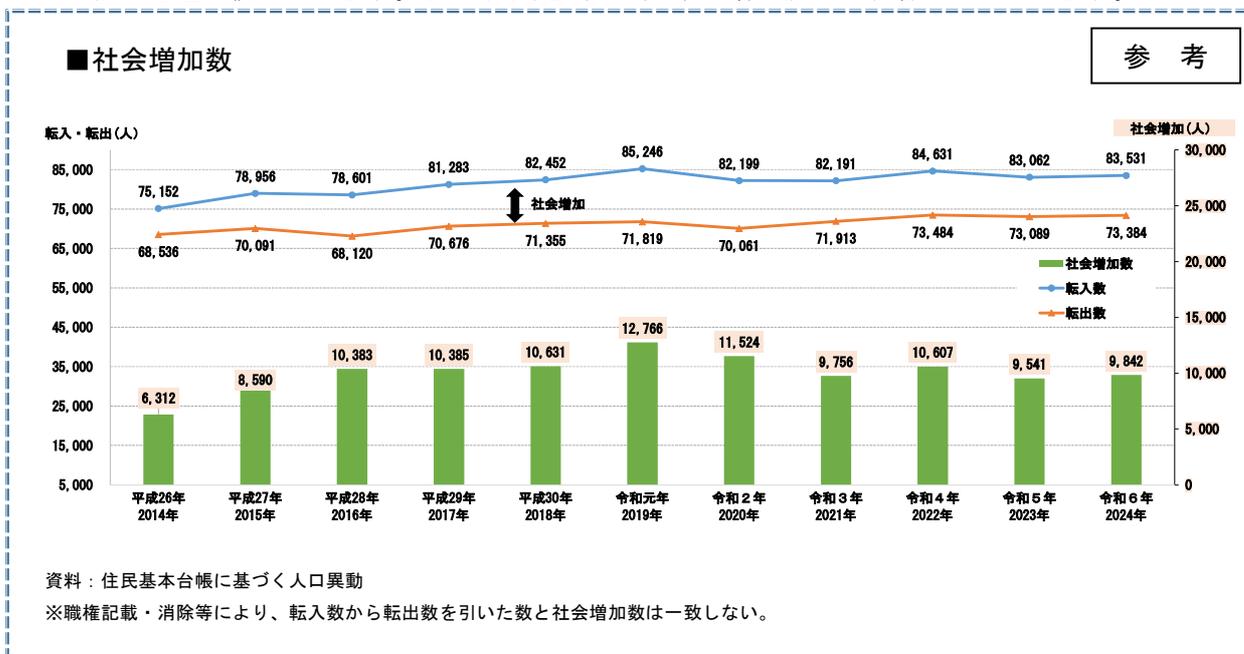
(7) 自然動態

自然増加数（出生数から死亡数を減算した数）は、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年には 2,000 人を超えていましたが、その後減少を続け、平成 30（2018）年にマイナス 524 人と初めて自然減に転じました。これは、高齢化とともに死亡数が増加していること、また、出生数が徐々に減少傾向にあることに起因しています。



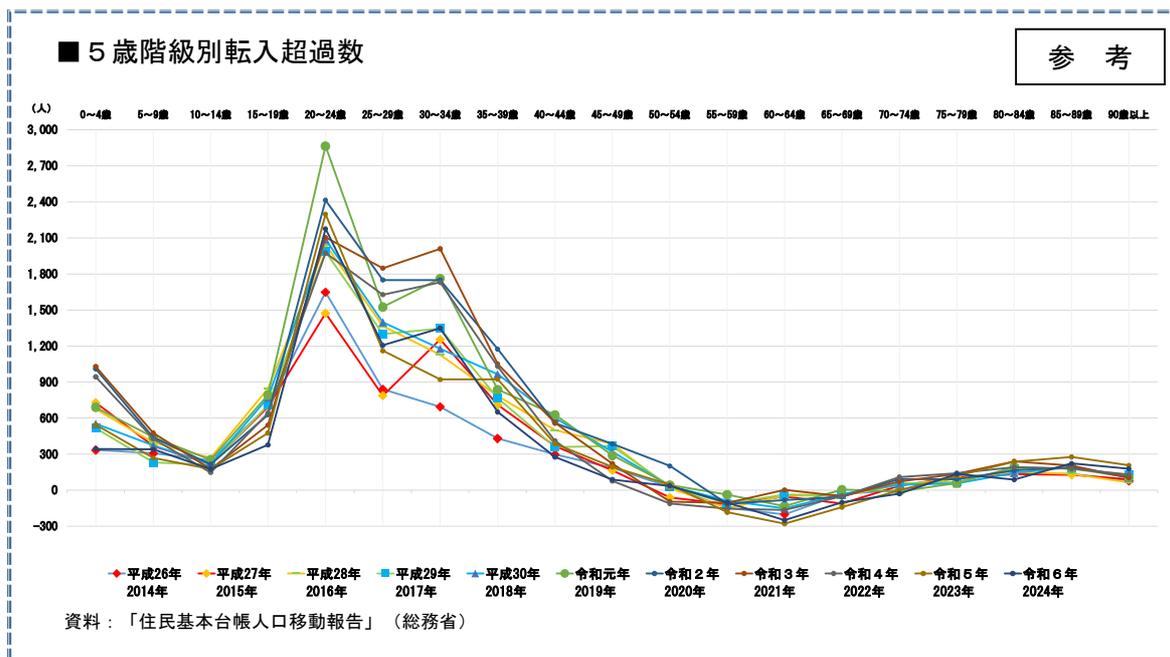
(8) 社会動態

転出数はおおむね横ばいである一方で、転入数が増加傾向にあるため、本市では経年的に転入超過が続いています。特に令和元（2019）年の増加傾向は顕著になっています。



5歳階級別の転入超過数を見ると、「20～24歳」のピークを含む、20歳から39歳までの年代の転入が極めて多く、一般的に会社勤めの方の定年退職の時期に当たる「60～64歳」を中心に、転出が増えています。また、70歳以上においては転入超過の傾向が続いています。

経年的な変化を見ると、20歳から39歳までの年代の転入超過数が増加傾向にあり、特に20代前半は令和元（2019）年、30代前半は令和3（2021）年で顕著にみられます。



（9）就業人口・従業員数の推移

就業人口（市内居住者のうち、就業している人口）は、これまで増加傾向で推移してきましたが、近い将来、生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じることが予想されます。

従業員人口（市内で就業している人口）は、第1次産業及び第2次産業で減少している一方、第3次産業では夫々増加しています。現在のところ、全体の従業員人口は減少に転じており、生産年齢人口の減少に伴い、今後も減少することが予想されます。

■ 就業人口・従業員数の推移

参考

	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
就業人口(万人) (A)	56.7	57.7	58.6	58.7	59.4
従業員人口(万人) (B)	47.5	48.6	50.4	50.5	50.1
第1次産業	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4
第2次産業	11.2	9.4	8.6	8.4	8.0
第3次産業	35.7	38.6	41.3	41.6	41.7
就従比	0.84	0.84	0.86	0.86	0.84

資料：「国勢調査」（総務省）
備考：「分類不能」の産業は第3次産業に含む。
※端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

(10) 有業率（高齢者・女性）

本市の高齢者の有業率は、全国や埼玉県より若干低くなっています。女性の有業率は、全国や埼玉県と比べると若干高くなっています。

	さいたま市	埼玉県平均	全国平均
高齢者(65歳以上)有業率	21.6%	24.6%	25.3%
女性有業率	54.0%	53.0%	53.2%

参 考

資料：「令和4年就業基本構造調査」（総務省）

有業率：生産年齢人口（上記の場合、当該区分における人口）に占める有業者の割合

有業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者

第2節 目指すべき将来の方向と人口の将来展望

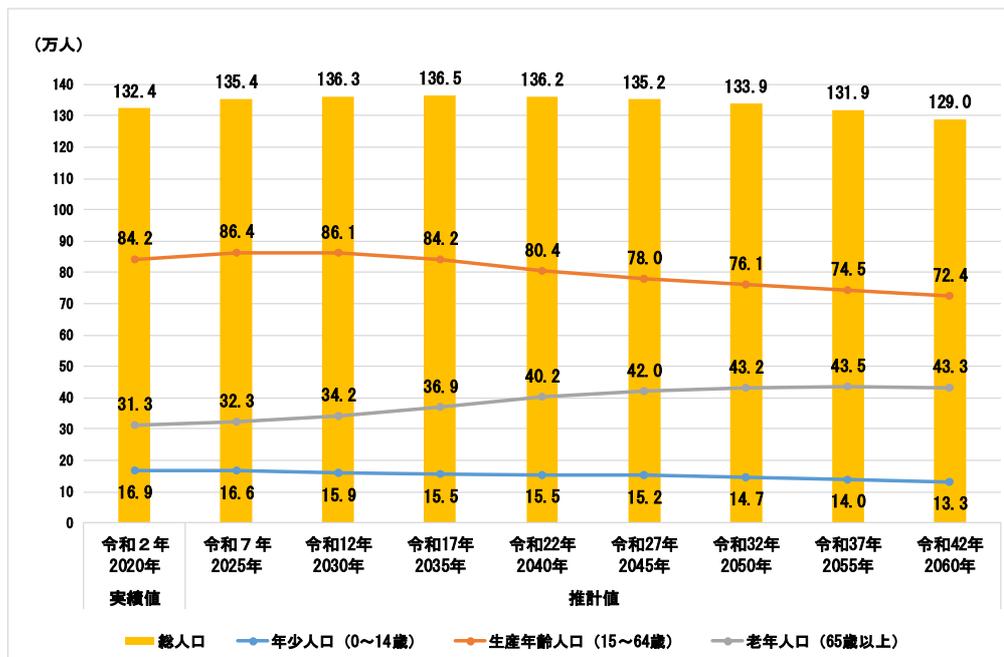
ここでは、本市の将来人口について推計・分析するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」を勘案しつつ、本市における人口ビジョンとして、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示します。

（1）将来推計人口

本市の令和42（2060）年までの将来人口について、社人研の仮定値に準拠した推計（以下「社人研準拠推計」という。）を行いました。

■総人口・年齢3区分別人口の推計

参考



	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
老年人口割合 (65歳以上)	23.6%	23.9%	25.1%	27.0%	29.6%	31.1%	32.2%	33.0%	33.6%
生産年齢人口割合 (15~64歳)	63.6%	63.8%	63.2%	61.6%	59.1%	57.7%	56.8%	56.4%	56.1%
年少人口割合 (0~14歳)	12.8%	12.3%	11.7%	11.3%	11.4%	11.3%	11.0%	10.6%	10.3%

資料：令和2（2020）年は「国勢調査」（総務省）

令和7（2025）年以降は社人研から発表された推計値

※四捨五入の関係で、構成比の合計が100%にならない場合があります。

※社人研の仮定値は令和32年（2050）年までしか設定されていないため、それ以降は令和32年（2050）年の仮定値が一定に維持されるものとしています。

(2) 将来推計人口の分析

現在、国全体の総人口が減少に転じている中、本市においては令和 17 (2035) 年頃までは人口が増加しますが、その後減少に転じ、令和 42 (2060) 年には 129 万人まで減少する見通しです。また、年齢別では、年少人口は令和 42 (2060) 年まで減り続け、生産年齢人口は令和 7 (2025) 年頃までは緩やかに増加しますが、その後減少に転じ、令和 42 (2060) 年まで減少します。老年人口については、令和 37 (2055) 年までは加速度的に増加を続けま

すが、その結果、令和 42 (2060) 年には減少に転じると推計されています。

社会を支える様々な領域で、労働力の不足が顕在化してきている中、生産年齢人口の減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は更なる人口減少を招き、更なる労働力の不足につながるという負のスパイラルに陥ることから、生産年齢人口の減少を緩やかにするとともに、これまで働く意思がありながらも様々な制約により就労していなかった女性や、高齢者、障害者等の就業機会を一層促進していくことが求められています。

また、本市を含む東京圏を中心に、老年人口は加速度的に増加する見込みで、社会保障費の増大などといった問題を深刻化させるおそれがあります。老年人口の増加については、不可避であることから、高齢者が生涯現役で、生き生きと活躍できるための社会参加を促進することや、介護が必要となった場合においても生涯にわたって住み慣れた地域で暮らせるよう、包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供を行うことなどが求められています。

これらの人口構造の変化に伴う課題解決等に当たっては、A I (Artificial Intelligence : 人工知能) や自動運転などの先進技術を取り入れ、単に直面する課題に対処するだけでなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高め、経済発展と社会的課題の解決の両立を図っていく必要があります。

(3) 目指すべき将来の方向

以上のことから、将来の人口減少を見据え、本市が持続可能な都市づくりを進めるため、少子化対策などによる「人口の自然増」に関する施策と、若い世代の人口流入と定住化による「人口の社会増」を促す施策を進め、可能な限り「本市全体の人口を維持していくこと」が重要となります。

これに加え、生産年齢人口の減少や、急速な老年人口の増加に対応する施策、さらに、本市の強みを生かして「まち」の魅力を高めていく施策を組み合わせ、本市独自の地方創生として具体化し、「人口減少・超高齢時代に適応し、更なる成長・発展につなげ、将来にわたって活力ある都市」の実現を目指します。

(4) 人口の将来展望

「(3) 目指すべき将来の方向」について、本市の人口の将来を展望する2つの試算を行い、試算①を展望人口としました。展望人口は、出生率と移動率に一定の仮定値を与えて得られた結果であり、これらの人口変動要因と関連する社会経済要因は多岐にわたるこ

とから、本市が実施する政策だけでこの展望人口を実現できるわけではない点に留意する必要があります。

<展望人口の仮定値の考え方>

◇合計特殊出生率

国の長期ビジョンでは、国民希望出生率を根拠に令和12(2030)年に1.8程度まで、令和22(2040)年に人口置換水準である2.07程度まで上昇させることを想定しています。
~~一方、これまでの「さいたま市人口ビジョン」では令和17(2035)年に1.6まで上昇し、以降は一定であるという仮定値を設定していました。~~

本計画では、本市の現状値と国の長期ビジョンを考慮した上で、本計画の計画期間の満了期である令和12(2030)年に1.45、令和17(2035)年に1.6まで段階的に上昇し、更に長期的な人口維持のため、令和42(2060)年に国民希望出生率である1.8まで上昇するという仮定値を設定しました。これに加え、令和12(2030)年の1.45以降は、上昇が頭打ちとなり、そのまま横ばいで推移するという仮定値も設定することとしました。

【試算①(展望人口)】合計特殊出生率が上昇していく場合

令和12(2030)年に1.45、令和17(2035)年に1.6まで上昇し、更に長期的な人口維持のため、令和42(2060)年に国民希望出生率である1.8まで上昇

【試算②】合計特殊出生率が一定程度上昇した後、横ばいで推移した場合

令和12(2030)年に1.45まで上昇し、以降は1.45のまま推移

◇純移動率

人口移動(転入・転出)については、国の長期ビジョンにおいて、本市を含めた東京圏への一極集中是正という考え方が位置付けられていることを勘案した上で、我が国全体の人口の減少を加味し、直近の傾向を維持する社人研準拠推計と同様の仮定値を基本としつつ、年少人口については、本市は0歳から14歳までの転入超過数が長期的に全国トップクラスを記録している自治体であることに鑑み、直近6年間(平成30(2018)年から令和5(2023)年まで)の平均値で維持するものとし、社人研準拠推計を上回る仮定値としました。

◇その他

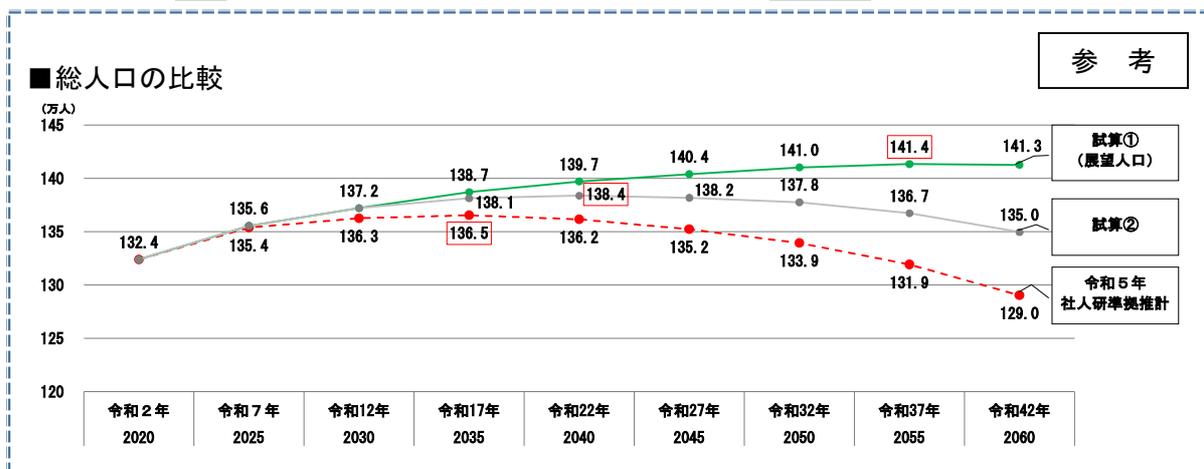
生残率、出生性比は、社人研準拠推計と同様の仮定値としており、基準人口は令和2(2020)年国勢調査人口としました。

<展望人口と社人研準拠推計の比較>

○総人口

試算①（展望人口）においては、総人口は今後も緩やかに増加を続け、令和 37（2055）年頃に人口のピークを迎えた後、緩やかに減少を始めます。また、試算②においては、総人口は令和 22（2040）年頃に人口のピークを迎えた後、緩やかな減少を始め、令和 37（2055）年頃からは減少幅が拡大しています。

試算①（展望人口）と社人研準拠推計の人口を比較すると、試算①（展望人口）が令和 17（2025）年時点で約 2.2 万人増、令和 22（2040）年時点で約 3.5 万人増、令和 37（2055）年時点で約 9.5 万人増となり、令和 42（2060）年時点では約 12.3 万人多くなっています。



○年齢3区分別人口の割合

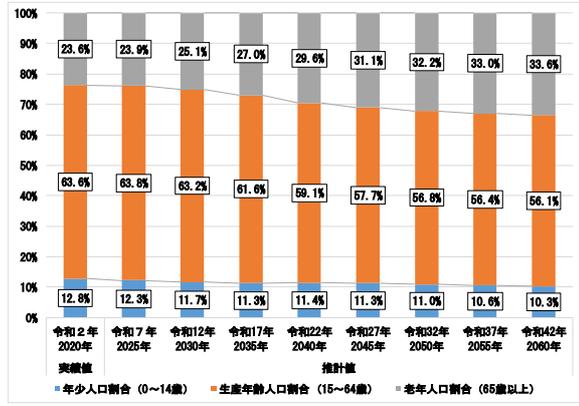
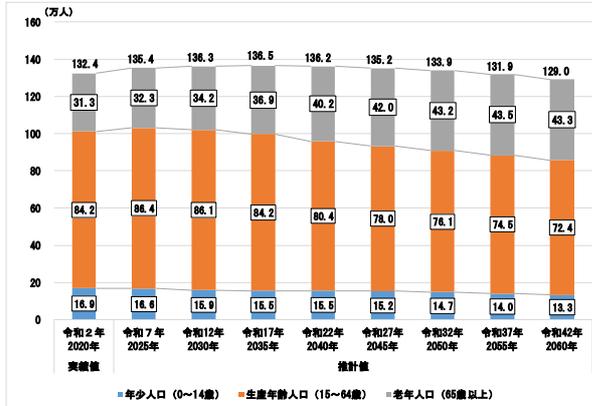
試算①（展望人口）においては、年少人口の割合は令和 27（2045）年に約 19.3 万人・13.8%まで増加し、生産年齢人口も令和 32（2050）年に約 78.6 万人・55.8%まで減少した後は、おおむね横ばいに推移します。また、老年人口の割合は、令和 37（2055）年頃に約 43.5 万人・30.8%まで増加してピークとなります。試算②においては、年少人口は令和 22（2040）年まで約 17.6 万人・12.7%まで増加した後は緩やかな減少のペースとなり、生産年齢人口も令和 22（2040）年に約 80.5 万人・58.2%まで減少した後は緩やかな減少のペースとなるものの、令和 42（2060）年に約 76 万人・56.3%まで減少します。また、老年人口は、令和 27（2045）年頃に 30%台まで増加した後も緩やかな増加を続け、令和 42（2060）年には 32.1%となります。

試算①（展望人口）と社人研準拠推計の年齢3区分別人口の割合を比較すると、試算①（展望人口）は年少人口の割合が高い状態で維持されていることや、生産年齢人口の割合の減少や老年人口の割合の増加が緩やかになっていることが分かります。また、各年齢区分の人口数においても、生産年齢人口の減少のペースが徐々に緩やかになること、年少人口は徐々に増加していることが分かります。

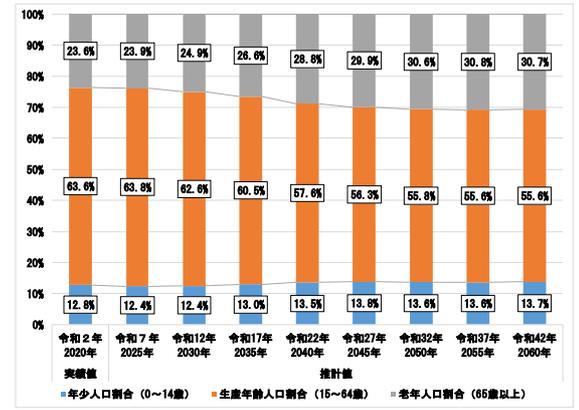
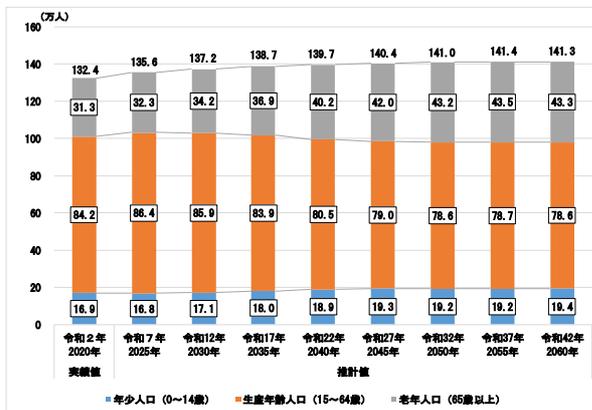
■年齢3区分別人口数と割合の推移

参考

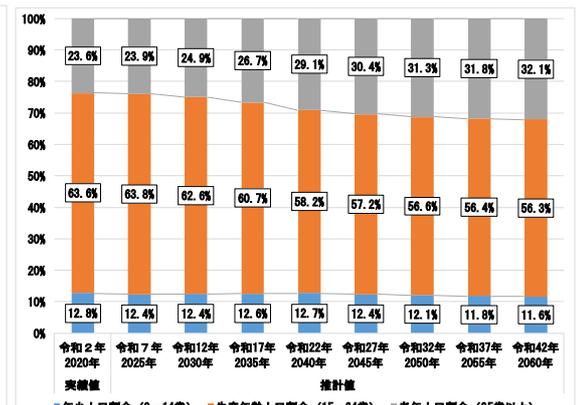
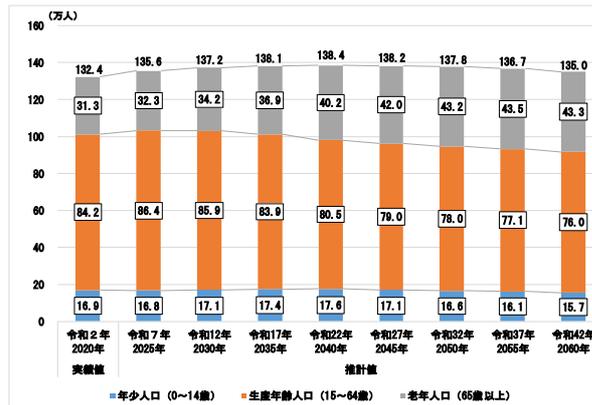
【社人研準拠推計】



【試算① (展望人口)】



【試算②】



第3節 財政状況

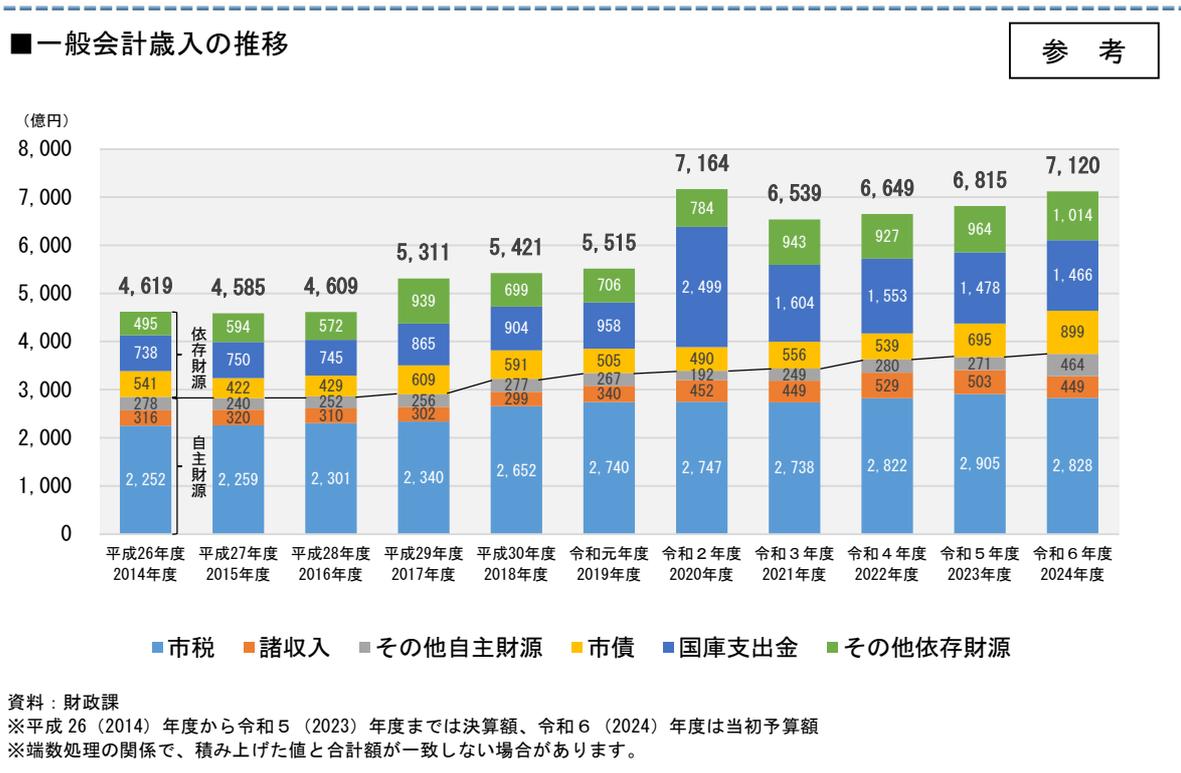
1 財政の現状

(1) 一般会計歳入の推移

一般会計の歳入額は、平成27（2015）年度以降、増加傾向で推移しており、自主財源についても、それに比例しておおむね増加傾向にあります。

平成26（2014）年度以降、自主財源の約8割を占める市税は、平成29（2017）年の県費負担教職員制度の見直しに係る財源移譲により大幅に増加しています。

市税収入は、令和5（2023）年度決算額で約2,905億円であり、そのうち市民税が約1,625億円、固定資産税が約928億円と市税収入全体の約88%を占めています。特に、他の指定都市との比較において、市税収入に占める個人市民税の割合が大きくなっていることが特徴となっています。

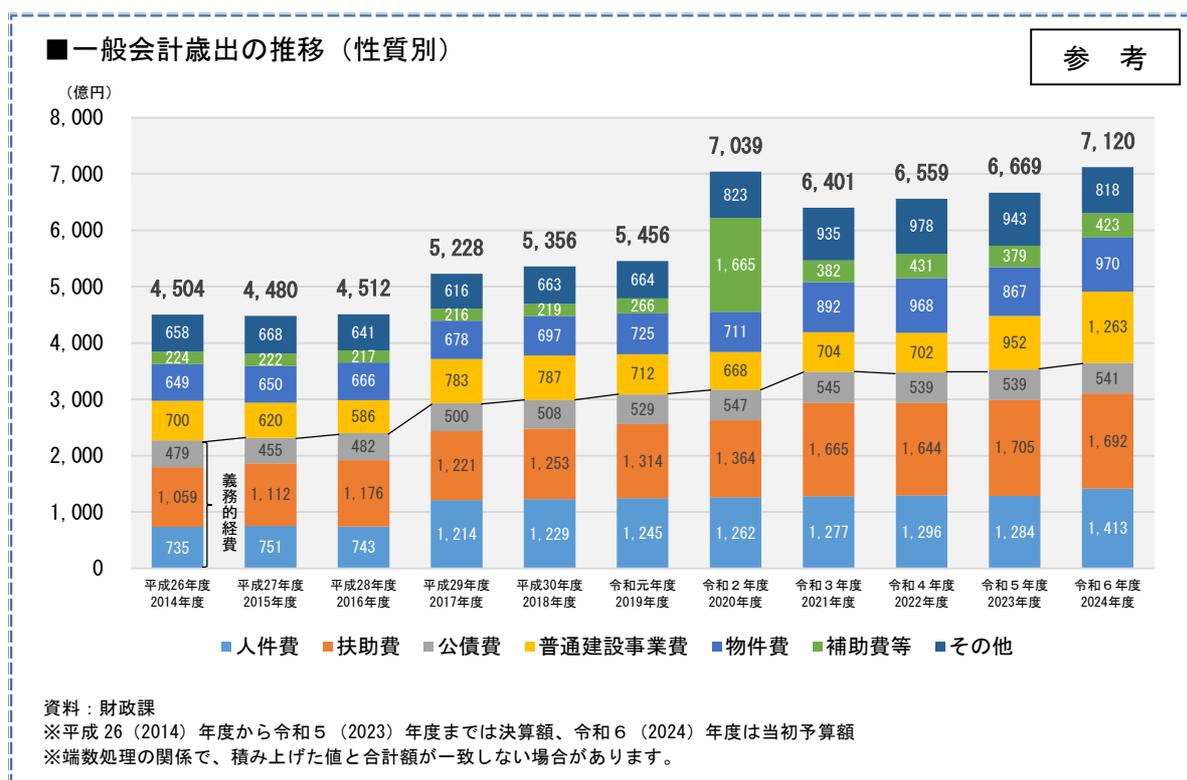


(2) 一般会計歳出の推移

一般会計の歳出を性質別に見ると、平成26(2014)年度以降の義務的経費は、年々増加傾向にあることが分かります。

人件費については、平成29(2017)年度の県費負担教職員制度の見直しに係る権限移譲により大幅に増加しています。

また、扶助費については、障害福祉サービスに係る支給や、民間保育施設の増設に伴う施設運営費等により大きく増加しており、財政の硬直化が進行しつつあります。



(3) 主要財政指標から見た財政状況

令和5(2023)年度決算に基づく主要財政指標は、指定都市平均との比較によると、債務の負担割合を示す実質公債費比率や将来負担比率のほか、標準的な行政需要を市税等の自主財源でどの程度賄えているかを示す財政力指数、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は良好な水準にあり、健全財政を維持しています。一方で、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は指定都市の平均よりも高く、上昇傾向が続いていることから、今後の財政運営における厳しさが増すおそれがあります。

参 考

■ 令和 5（2023）年度決算（普通会計）に基づく主要財政指標の状況

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
さいたま市	0.95	95.6	6.3	20.1
指定都市平均	0.83	95.9	6.8	68.7
健全度順位 (20 指定都市中)	3 位	9 位	11 位	7 位

※数値は速報値

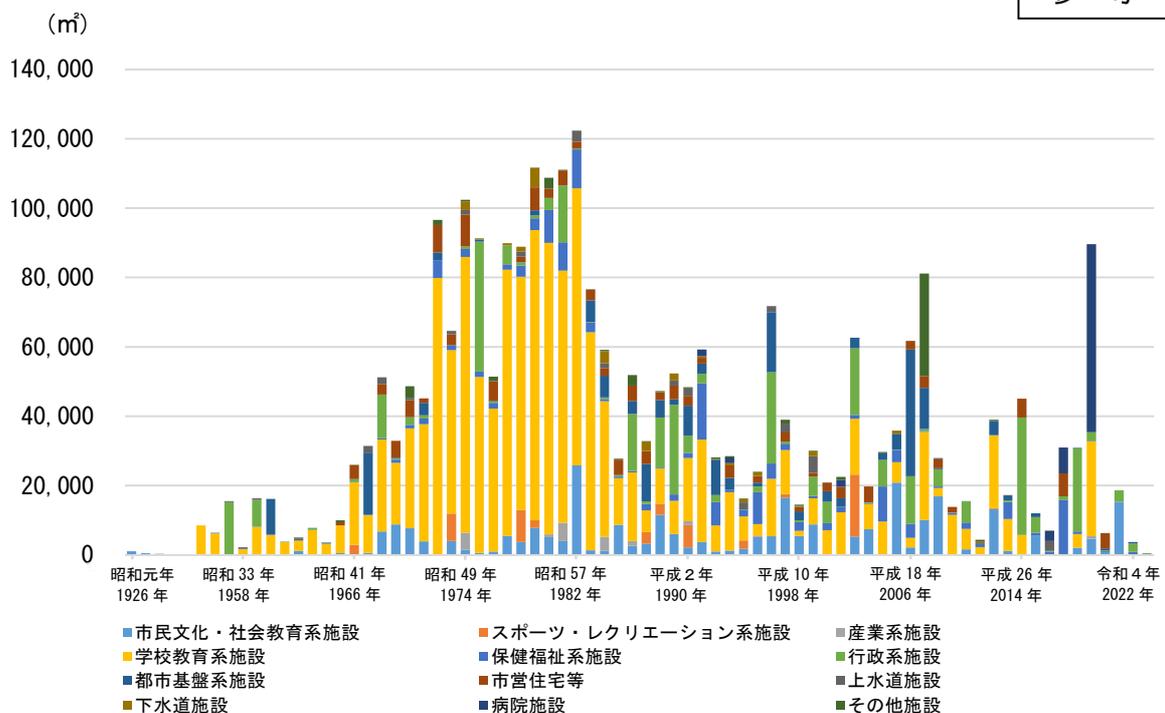
（４）公共施設の建築年別の延床面積の状況

多くの公共施設は、昭和 40（1965）年代から昭和 50（1975）年代の高度経済成長等を背景に集中的に整備されており、公共施設全体の延床面積約 279 万㎡（令和 5（2023）年度末現在）の約 51%を占めています。

本市では、「市有建築物耐震化実施計画」を策定して計画的な耐震化を推進した結果、耐震化工事については、令和 2（2020）年現在、おおむね完了していますが、今後、施設・設備の老朽化の進行等の問題から、特に学校教育系施設や上・下水道施設等を始めとした公共施設の老朽化対策に適切に対処する必要があるため、公共施設の老朽化状況の的確な把握や、工事時期の平準化に取り組む等、「公共施設の適切な保全」と「持続可能な財政運営」等の両立を図ることが必要となります。

参 考

■ 公共施設の状況（建築年別・延床面積）



資料：資産経営課

2 今後の見通し

(1) 社会経済状況

近年の我が国の社会経済状況は、平成20（2008）年のリーマン・ショックや平成23（2011）年の東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等の影響による景気低迷から回復傾向が続いてきたものの、世界的な物価上昇や大規模な自然災害の危険性や新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、先行きの予測が困難な状況です。

今後は、高齢化の更なる進展により、年金・医療・介護等の社会保障費はますます増加が見込まれます。また、昭和40（1965）年代を中心とする高度経済成長期に整備された道路や橋りょう等のインフラが一斉に更新時期を迎えることから、我が国の財政状況は、極めて難しい状況にあります。

(2) さいたま市の財政状況

本市の歳入については、基幹的な歳入である市税を中心として、景気回復による個人所得の増加や市街地開発の進展、転入人口の増加などにより当面の間増加を見込める要素が整っている一方で、減少が見込まれる生産年齢人口の動態や社会経済状況の変化、国による税制改正の動向などにより大きく変動することも見込まれるため、将来について正確な見通しを立てることは困難な状況です。

~~特に、令和2（2020）年1月以降、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の世界的流行による経済停滞等の影響が、今後本市の地域経済にどのような影響を与えるのかは、極めて不透明な状況となっています。~~

歳出においては、少子高齢化の進行等により、生活保護、医療、介護といった社会保障費の更なる増加が見込まれるとともに、老朽化した公共施設等の改修及び更新に要する経費についても増加が生じることから、更なる財政の硬直化の進行が懸念されています。

そのため、市税等の収納率向上や積極的な自主財源の確保などを通じて、歳入の増加を図り、計画期間である5年間を基礎とする「中期財政収支見通し」に沿って、歳出全体の規模の平準化を図る等、財政規律を堅持していくための不断の取組を着実に推進しつつも、本市の人口がピークを迎えるまでの期間に、将来的な人口減少時代を見据えて将来都市像の実現に大きく貢献する取組に重点的に予算を配分し、持続可能な都市としての土台を構築していく必要があります。

また、公共施設の整備等に公民連携手法等を導入し、効果的・効率的な維持管理を推進するとともに、施設の更新等に当たっては、将来に向けた投資の視点を踏まえつつ、複合化や施設総量の縮減を検討することで長期的なコスト削減を図っていく必要があります。

第3章 将来都市構造

第1節 将来都市構造の基本的な考え方

ここでは、「上質な生活都市」「東日本の中枢都市」という2つの将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格である「将来都市構造」を示します。

1 さいたま市の現状と課題

(1) 都市づくりの現状

本市は、北関東地方、東北地方、上信越・北陸地方及び北海道から首都圏への玄関口に位置し、新幹線6路線を始め、JR・私鉄各線が集まる交通結節点となっており、東北自動車道等の高速道路等の優れた交通利便性を有するとともに、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川などがあり、様々な生物が生息する緑地や水辺などの豊かな自然にも恵まれています。

さらに、武蔵一宮氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどを始めとする多様な地域資源があります。

これらを踏まえ、本市では、様々な都市機能が集積する市街地と自然環境がバランスよく配置された都市構造の形成による、地域の特性を生かした都市づくりを進めてきました。

近年は、首都圏広域地方計画(第二次)において、「大宮」が「東日本の対流拠点」に位置付けられたことから、ヒト・モノ・情報が集まる東日本のネットワークの結節点としての連携・交流機能の集積・強化等が求められています。また、本市誕生の象徴であり、市の中心に位置するさいたま新都心に都市経営の拠点である本庁舎を移転整備することが決定し、本市全体の更なる発展が期待されます。

(2) 今後の課題

本市は、既に超高齢社会を迎えており、今後、更なる高齢化の進行が見込まれます。また、令和2(2020)年国勢調査の人口等に基づく将来人口推計では、令和17(2035)年頃をピークに持続的な人口減少局面を迎えると予測されています。

そのような中で、住宅や商業、行政サービスなどの市民生活に必要な都市機能が拡散・散在した場合、中心市街地が衰退し、日常生活におけるアクセスの面で利便性が低下するおそれがあります。また、市街地が拡大することにより、行政コストの増大を招き、財政状況を悪化させることが懸念されます。

2 目指す将来都市構造

(略)

3 将来都市構造の実現に向けて

(略)

第2節 将来都市構造を構成する要素

(1) 都市機能の集積を促進する拠点

本市においては、利便性の高い鉄道沿線を中心に市街地が形成されており、特に鉄道駅周辺には、市民生活に必要な機能が集積しています。

これらの地区については、引き続き都市機能を集積する「拠点」として位置付け、各種機能の集積を促進するとともに、集積した機能を活用し、拠点の魅力を高めていきます。

① 都心

大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区を本市の2つの「都心」と位置付けます。この2つの「都心」は、本市の顔として、良好な住環境に配慮しつつ、幹線道路網や公共交通機関の利便性を生かしながら、商業・業務機能等の高次な都市機能を集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点としての役割を担います。

2つの都心がそれぞれの特徴や強みを生かすことで両地区の機能分担を図るとともに、都心間の連携を強化することで、東日本の中枢都市の顔となる魅力と活力を備えた拠点形成を図ります。

また、2つの都心を包含する区域を「中心市街地」と位置付けます。「中心市街地」は、都心間の連携の強化、広域的な都市機能と都市型住宅を誘導するとともに、新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点としての役割を担います。

《大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区》

地区の 現状・特性・ 地域資源等	<p>首都圏広域地方計画（第二次）において、本市の「大宮」は、「東日本の玄関口機能を果たし、スーパー・メガリージョンを支える対流拠点」として位置付けられたことから、ヒト・モノ・情報が集まる東日本のネットワークの結節点として連携・交流機能の集積・強化を図るとともに、自然災害に強いという立地特性を生かして、災害時における首都圏のバックアップ拠点機能の強化を図ることが求められています。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域に指定されています。</p> <p>地区内やその周辺には、武蔵一宮氷川神社や大宮公園、見沼田圃といった歴史文化資源や自然資源があり、氷川参道の歩行者専用化の推進など、それらの保全・活用に向けた取組を進めています。また、本庁舎の移転整備に併せて、周辺施設と連携したまちづくりに取り組む必要があります。</p> <p>様々な主体と連携してまちづくりを推進することを目的として設置された、「アーバンデザインセンター大宮（UDCO）」では、「産+官+</p>
------------------------	--

	学+民」の連携によるまちづくりが進められています。
目指す方向性	<p>大宮駅周辺地区においては、広域的な商業・業務機能や交流機能等の集積を進めます。さいたま新都心周辺地区では、行政機能を担うとともに、国の広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能等の機能集積を進めます。その上で、両地区の中間エリアのまちづくりや居心地が良く歩きたくなる街なかの創出などに併せて取り組むことで、両地区の連携を深めつつ一体的な都心としての形成を進めます。</p> <p>また、歴史文化資源や氷川の杜などのみどりを生かした都市空間の形成を進めるとともに、新幹線と高速道路のネットワークが結節する広域交通拠点形成することで、東日本、ひいては国際社会との交流のための結節点となる東日本の対流拠点としての役割を果たし、国内外から“ヒト・モノ・情報が集まり、新たな価値を生み出す都心地区”の形成を目指します。</p>

《浦和駅周辺地区》

(略)

② 副都心

(略)

③ 地域生活拠点

(略)

④ 地域活動拠点

(略)

⑤ 産業集積拠点

(略)

(2) 広域的なネットワークの形成を支える都市軸

首都圏広域地方計画において東日本の対流拠点として、「東日本の中核都市」を目指す本市の都市構造は、東日本や首都圏といった広域的視点の中で捉える必要があります。

首都圏では、東京を中心とする放射状の軸に沿って都市機能が集積しており、本市においても東京と北関東地方、東北地方、上信越・北陸地方及び北海道とを結ぶ南北方向の道路・鉄道に沿って機能集積が進んでいます。また、スーパー・メガリージョンの形成に向けた首都圏と東北圏、北陸圏、北海道との連携・融合のためのネットワークの結節点としての役割が求められています。

東京都心部の近郊の地域においては、本市のほか、横浜市・川崎市、町田市・相模原市、八王子市・立川市・多摩市、柏市、千葉市など、東京都心部から環状の方向に拠点的な都市が帯状に連たんしています。これらの拠点的な都市の育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京都心部との適切な機能分担を推進することにより、特に災害時における東京への一極集中のリスクを軽減することが求められています。

これらのことから、広域的な幹線道路や鉄道に沿って、本市の都心・副都心と東京都心部、北関東地方、東北地方、上信越・北陸地方及び北海道を結ぶ南北方向の軸を「南北都市軸」、東京都心部から環状方向に位置する拠点的な都市と本市を結ぶ東西方向の軸を「東西連携軸」と位置付けます。

① 南北都市軸

(略)

② 東西連携軸

(略)

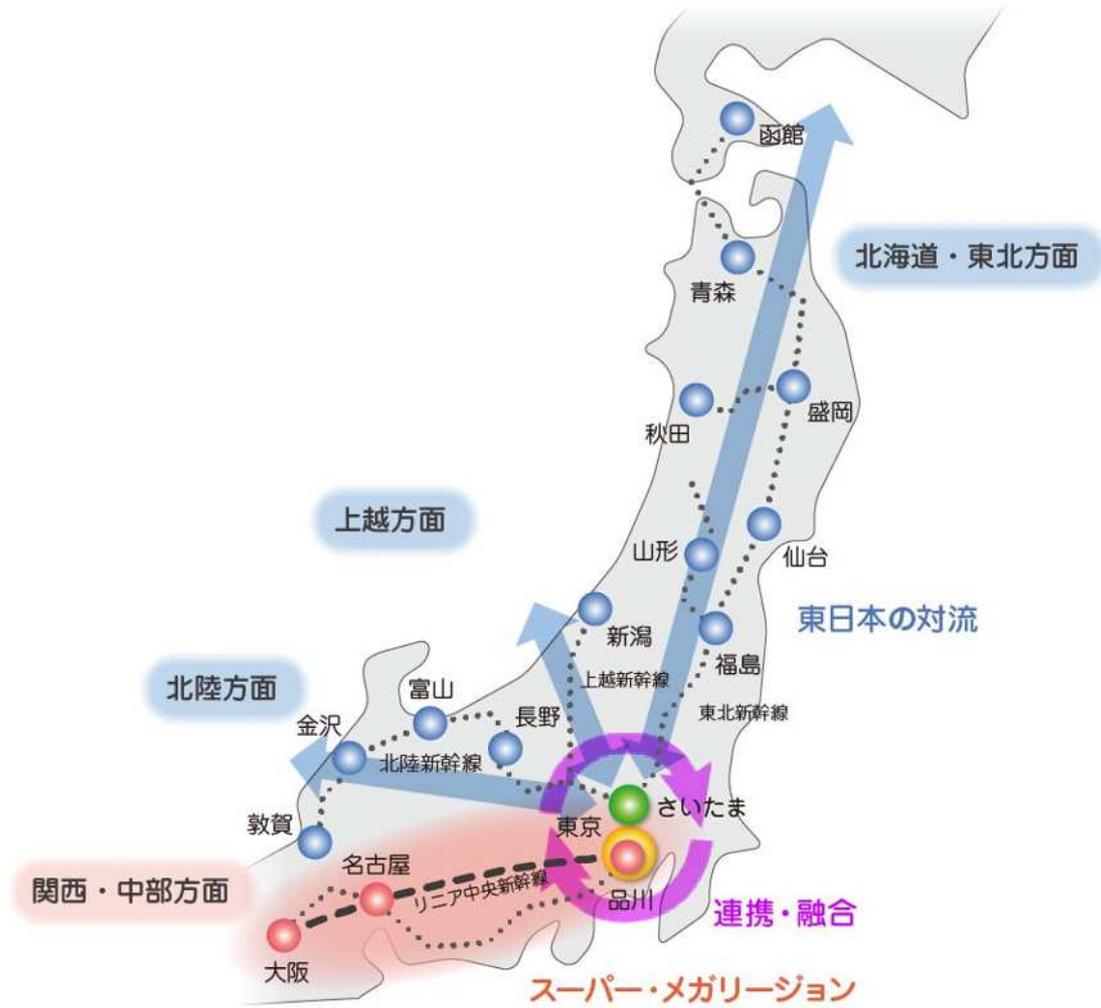
(3) 水と緑のネットワークの骨格

(略)

■ 将来都市構造のイメージ

(略)

■ 広域的に見たさいたま市の役割のイメージ



首都圏広域地方計画 プロジェクト参考資料（平成 28（2016）年 3 月、国土交通省）などをもとに本市で作成

第3節 土地利用の基本方針

(略)

第2部 計画の構成と推進

第 1 章 計画体系

第 1 節 策定の基本的な視点

(略)

第2節 計画の構造と期間

(略)

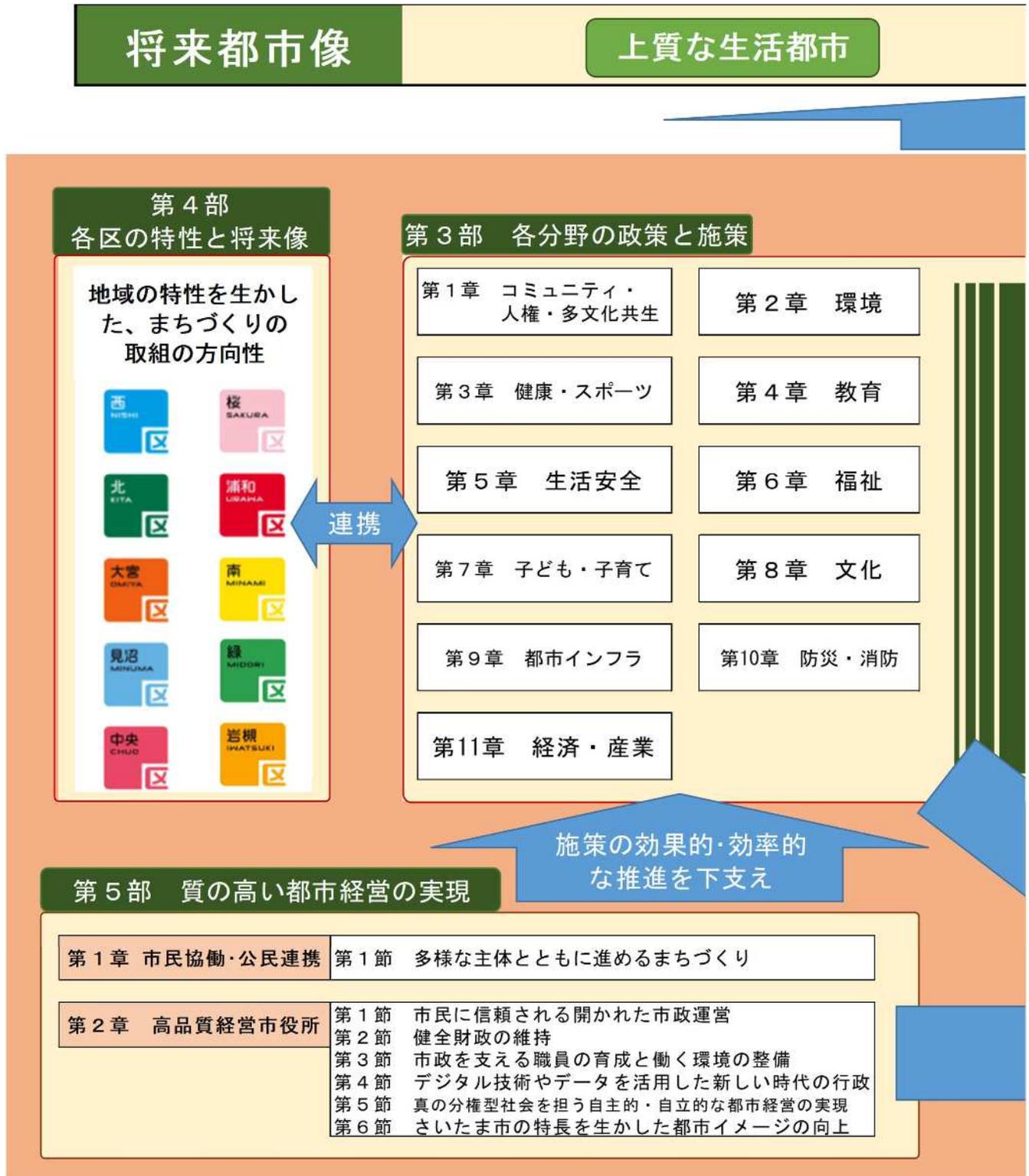
●基本計画

(略)

●実施計画

(略)

■総合振興計画の計画体系（イメージ）



東日本の中枢都市

達成に貢献

重点戦略

(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

横断的
視 点

(1) SDGsの達成に向けた取組の推進

(2) Society 5.0の実現

各分野から将来都市像の実現
に大きく貢献する事業を重点化

重点戦略 1

「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略

戦術1 ゼロカーボンシティの実現と豊かで多様な自然環境の未来への継承

戦術2 一人ひとりが“健幸”を実感できるスマートウエルネスシティの創造

戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造

戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造

戦術5 ヒト・モノ・情報を呼び込み、東日本の未来を創る対流拠点都市の創造

重点戦略 2

未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり

戦術2 激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり

戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり

戦術4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現

戦術5 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

具体化

具体化

実施計画

第3部「各分野の政策と施策」及び第5部「質の高い都市経営の実現」を具体化する個別の事業群

第3節 計画の進行管理

(略)

第2章 さいたま市の魅力と取り組むべき課題

第1節 後期基本計画における主な取組状況

(略)

第2節 さいたま市の魅力

ここでは、本市が持つ地理的な優位性や、これまでの都市づくりではぐくまれた先進的な取組や地域資源などの優れた強みについて示しています。

(1) 首都圏有数の自然と環境への先進的な取組

本市には、中央部の南北に広がる見沼田圃や西部を流れる荒川、東部の元荒川など中心市街地を囲む水と緑や、武蔵一宮氷川神社と、その参道である氷川参道を中心として、大宮公園、大宮盆栽村等がまとまって立地するなど、中心市街地エリアにも緑が点在しており、首都圏有数の自然があります。

これらの豊かな自然には、野鳥や水生生物等の様々な生きものが生息しており、本市の原風景をつくり出すとともに、人々に心の安らぎを与えています。

特に、首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃は、農業生産の場としてはもとより、農業体験や自然観察等の様々な市民活動の場として、また、複数の散策コースの設定などにより、市民の憩い・レクリエーションの場としても活用されており、貴重な資源となっています。

また、脱炭素先行地域事業を推進していくほか、持続可能な脱炭素社会を目指した電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」やこれまで推進してきた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の取組など、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境への先進的な取組を進めています。

(2) 健康意識の高さ

厚生労働省が公表している特定健康診査・特定保健指導の実施状況によると、さいたま市国民健康保険特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率について、指定都市中で比較すると高い水準となっています。

さらに、第1号被保険者における要介護・要支援認定者の割合について、指定都市中で比較すると低い水準となっています。

また、市内は比較的平坦な地形で歩きやすく、自然や歴史、文化等に触れながら散策できるウォーキングコースも数多くあります。このような地域資源や、デジタル技術を活用した健康づくりのための取組などを併せることにより、健康を意識しながら、いつでもどこでも気軽に楽しみながら体を動かしていくことができる環境が整っています。

(3) 豊富なスポーツ資源

本市には、市内に本拠を構えるサッカーを始めとしたトップスポーツチーム、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のサッカー競技会場となった「埼玉スタジアム2002」やバスケットボール競技会場となった「さいたまスーパーアリーナ」などの大規模ス

スポーツ施設、国内を代表するスポーツイベントの誘致等を行っている（一社）さいたまスポーツコミッションなど、豊富なスポーツ資源があります。

特に、本市は100年を超えるサッカーの歴史を有し、2つのJリーグクラブと2つのWEリーグクラブを擁するホームタウンであることから、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを進めています。

（４）特色ある学校教育

本市は、「全国学力・学習状況調査」において、平成19（2007）年の調査開始以来、小・中学校ともに全ての実施教科で全国や大都市、埼玉県の前を上回り、全国トップクラスの良好な結果となっています。

特に、国に先駆けて全ての市立小・中学校で実施している本市独自の英語教育「グローバル・スタディ」の実践により、国の令和6（2024）年度「英語教育実施状況調査」において、本市の中学3年生の英語力が、6回連続で全国1位となるなど、英語力ナンバー1に向けその成果を大きく伸ばしています。

また、「将来の夢や目標を持っている」「自分には、よいところがあると思う」といった、将来に関する意識や自尊意識に関する質問項目では、全国や大都市平均を上回る良好な結果が得られています。

（５）地理的優位性

本市は、鉄道や高速道路等の広域的な交通網が充実しており、市内33駅の1日平均乗降客数は180万人を超え、日々多くの人々が往来しています。なかでも北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線6路線を始め、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は東日本の交通の要衝であるとともに、全国有数のターミナル駅となっています。

また、東北自動車道、東京外環自動車道、国道16号、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道17号上尾道路、国道298号、国道122号、国道463号、首都高速道路等の幹線道路網も充実しています。さらに、国道17号新大宮バイパスと国道17号を結ぶ道場三室線の開通により、東西方向のアクセスが強化されたこと、また、一般国道122号蓮田岩槻バイパスの全線4車線化により、南北方向のアクセスの強化及び慢性的な交通混雑・渋滞の緩和がなされたことで、市街地の活性化が図られています。

本市は、全体的に高低差が少ない平坦な地形で、大宮台地を始めとする関東ローム層の台地を有する内陸都市であり、大規模な土砂災害の危険性は、比較的低いと考えられます。

また、首都圏広域地方計画（第二次）において、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近を緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の進出拠点に位置付けるとされたことから、災害時における首都中枢機能の継続性を確保するため、広域防災拠点機能の整備や緊急輸送道路周辺のインフラなどの耐震化が進められています。

第3節 さいたま市を取り巻く環境変化への対応

ここでは、本市を取り巻く社会経済状況や地域コミュニティを巡る環境の変化等について分析するとともに、その対応の方向性について示しています。

1 本格的な人口減少・超高齢時代の到来

(1) 時代潮流

令和2（2020）年国勢調査によれば、我が国の総人口は1億2,615万人と、平成27（2015）年の前回調査から94万8,646人（0.7%）減少し、長期的な人口減少過程に入っています。今後の総人口は、社人研の令和5（2023）年4月推計（中位推計）によると、令和22（2040）年の1億1,283万人を経て、令和32（2050）年には1億469万人となり、令和52（2070）年には8,700万人と人口減少が加速度的に進行するものと推計されています（~~社人研の平成29（2017）年4月推計（中位推計）から~~）。

また、我が国では少子高齢化の進行が著しく、令和2（2020）年国勢調査では年少人口（0～14歳人口）が11.9%、生産年齢人口（15～64歳人口）が59.5%、老年人口（65歳以上人口）が28.6%となっており、既に老年人口が21%以上である超高齢社会を迎えています。社人研の令和5（2023）年4月推計（中位推計）によると、この少子高齢化の傾向は今後も続き、令和52（2070）年には、年少人口が9.2%、生産年齢人口が52.1%、老年人口が38.7%になるものと推計されています（~~社人研の平成29（2017）年4月推計（中位推計）から~~）。

このような人口減少・少子高齢化によって生産年齢人口が減少し、経済活力の停滞や担い手不足が進むとともに、年金・医療・介護等の社会保障費が増大することにより、現役世代への負担増につながる懸念されています。特に、本市を含めた東京圏では、令和7（2025）年以降、高齢者の人口増加率が加速度的に増加し、東京圏以外の都市の高齢化がピークを過ぎた後も令和32（2050）年まで続く見込まれており、より深刻な問題となっていくおそれがあります。

また、人口減少・少子高齢化に直面する中でも持続可能な社会を目指すためには、全ての人がある能力や環境に応じて社会参加できる仕組みづくりや、生涯にわたって住み慣れた地域で暮らせるよう、地域において包括的かつ持続的な在宅医療・介護等の提供も求められています。

また、令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、同時に、こども家庭庁が設置されました。これにより、こども・若者を権利の主体として認識し、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運が高まっています。

(2) さいたま市の状況と対応の方向性

社人研準拠推計によると、本市の総人口は、~~計画期間の最終年度である~~令和 17 (2035) 年頃をピークに減少に転じ、令和 32 (2050) 年には、133.9 万人程度となる見込みです。一方、年齢階層別の人口構成では、75 歳以上の人口増加が顕著であり、令和 2 (2020) 年の 16.3 万人から、令和 32 (2050) 年には約 1.6 倍の 26.4 万人まで増加する見通しとなっています。

令和 5 (2023) 年における本市の合計特殊出生率は 1.19 で、~~近年で見ると横ばいの傾向にあります~~が、出生数とともに減少傾向にあり、より一層の少子化対策の強化が求められています。

少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、~~未婚化・晩婚化への対策や、妊娠・出産、子育てへの支援施策の充実~~は欠かせないものです。このため、安心して妊娠・出産ができ、子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制を推進し、子育てしやすい環境をつくっていく必要があります。また、各分野において「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

本市における 65 歳以上人口の割合は、令和 2 (2020) 年の 23.6%から令和 32 (2050) 年には 32.2%となる見込みで、その上昇率は 36.4%に達すると推計されており、全国平均 (30.0%) を大きく上回る速度で高齢化が進行すると見込まれています。

また、急速な高齢化は、単に高齢者の数の増加だけではなく、これまで地域の活動の中心となってきた自治会等の活力低下につながるおそれがあることが指摘されています。さらに、今後高齢期を迎える市民の中には、現役時代に地域コミュニティとの接点が希薄だった方も少なくないものと考えられ、日々の暮らしの様々な場面において、孤立を抱えることも懸念されます。

それらの課題に対応するためにも、「生涯現役」社会の実現に向けて、高齢者が生き生きと活躍できるよう、社会参加や生涯学習などに意欲や熱意をもって取り組める環境をつくるとともに、医療、介護、住まいなどの支援体制を一体的に整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていく必要があります。

2 グローバル経済の変貌

(1) 時代潮流

平成 19 (2007) 年の米国サブプライムローン問題や翌平成 20 (2008) 年のリーマン・ショックなどによる世界的な景気後退局面に陥った後も高いペースで成長を続けてきた世界経済ですが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、各国・地域で、外出・出入国制限などの感染拡大防止策がとられ、グローバルな経済活動が大きく制約された結果、令和 2 (2020) 年第 2 四半期以降、急速な落ち込みがみられました。また、~~新型コロナウイルス感染症拡大からいち早く経済社会活動を再開した~~欧米諸国で需要が回復した一方、サプライチェーンの混乱や人手不足による供給制約が生じたことにより、令和 3 (2021) 年

から世界的にインフレ基調の動きが見られ始め、ロシアによるウクライナ侵略を背景に更に供給リスクが高まるなど、令和4（2022）年以降は世界的なインフレの高進が生じました。

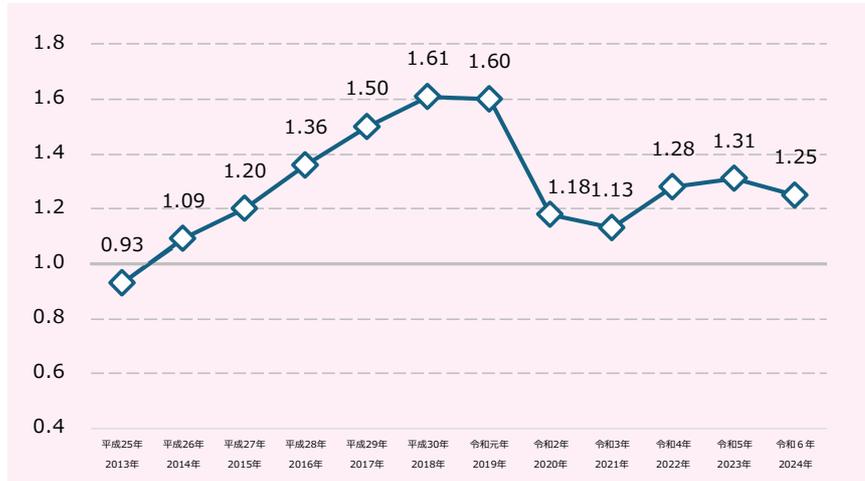
IMF（International Monetary Fund：国際通貨基金）が令和6（2024）年4月に発表した世界経済見通しによると、令和6（2024）年の世界経済成長率はマイナス3.2%と、世界経済は着実に回復しているものの、国・地域ごとに差が見られ、当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大前の平均の成長率を下回る成長が継続することが予測されています。また、インフレ動向は、あくまでも予断は許されないが世界的なインフレは落ち着きが見通される状況となってきたとされています。

内閣府の令和6（2024）年度年次経済財政報告によれば、我が国の経済は、令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行して以降、経済の自律的な循環メカニズムが整い、緩やかな回復基調を取り戻しました。企業収益は過去最高を更新し、設備投資も33年ぶりに104兆円を超えるなど、全体として好調さを維持しています。また、令和5（2023）年度のGDP成長率は、名目で5.0%、実質で1.0%となり、名目成長率は、実に平成3（1991）年度（5.3%）以来の高い伸びとなりました。その一方で、名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いつかない中で、個人消費が力強さを欠いており、さらに急速に円安が進む中で、輸入物価を通じてコストプッシュ型の物価上昇が進むことへの懸念が、消費者マインドを委縮させる要因となっています。

我が国の雇用情勢をみると、同報告によれば、歴史的な人手不足感の高まりの中、完全失業率が低位で推移し、令和6（2024）年の春季労使交渉での賃上げ率が33年ぶりの高水準となるなど、労働需給は引き締まった状態が続いています。有効求人倍率は全体で1.2倍台、正社員で1倍程度と横ばい傾向で推移しており、全体としてひっ迫した状態が続いています。特に、非製造業や中小企業を中心に、人手不足感は歴史的な水準にまで高まっています。その対応として、生産年齢人口のうち専業主婦や無業の若者、セカンドライフの充実のために働く場を求めている高齢者などの潜在労働力の就労促進、従業員確保のための働き方改革などの待遇改善の取組、AIの活用などによる省力化や生産性向上、リスクリングの推進を図ることで、企業の人手不足を解消していくことが求められています。人手不足感の問題は、決して乗り越えられない壁ではなく、生産性改善に向けた努力により、人口減少・少子高齢化の下であっても成長できる経済の実現を目指していくことが重要です。

参 考

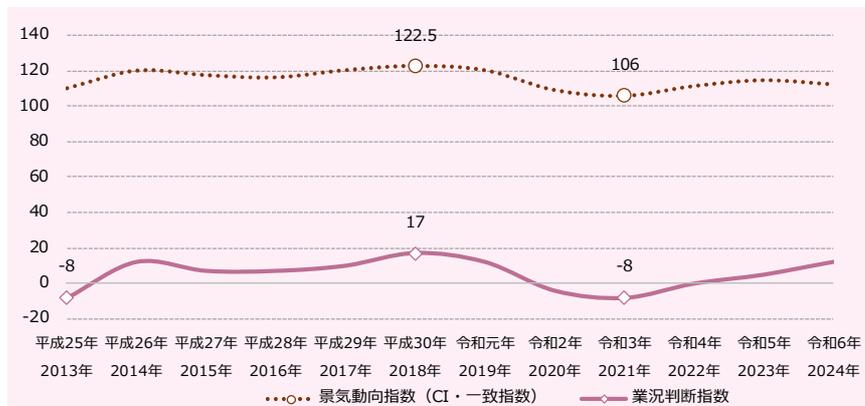
■有効求人倍率の推移



資料：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省、各年平均）

参 考

■景気動向指数 CI（一致指数）と業況判断指数の推移



資料：景気動向指数（内閣府）、全国企業短期経済観測調査（日本銀行）

【備考】

景気動向指数は、景気に関する総合的な指標で、生産・雇用など様々な経済活動の動きを統合して作成します。ここでは、景気動向を量的に測定することを目的としたCI（コンポジット・インデックス）のうち、景気動向と一致して動く一致指数を採用することとしています。

業況判断指数は、企業や業界の景況感を数値化した指標で、景気が良いと感じている企業の割合から、悪いと感じている企業の割合を引いた数値です。プラスであれば景気は上向いていると判断します。

(2) さいたま市の状況と対応の方向性

本市においても、人口減少による我が国全体の経済停滞、少子高齢化に伴う後継者不足や生産年齢人口の減少による人手不足などに対応していくため、県内外との都市間競争が今後、更に激しくなることが予想されます。こうした中、強い産業力を育成していくためには、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化や、それを支える多様な人材の確保・育成に向けた支援を推進するとともに、また、経済の急速なグローバル化の進展などの要因により、我が国の経済の先行きに不透明感が増す中、県内外との都市間競争が今後、更に激しくなることが予想されます。そのため、市内の研究開発型企業の事業機会の創出などを積極的に支援し、本市の産業特性を生かしながら、経済活動の更なる国際化を推進する必要があります。

本市の商業は、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあるため、小売業を中心とした地域商業の活性化に向けて、魅力的な店舗づくりを進めるとともに、地域資源や各種イベントと連携することで来街者を呼び込み、市内消費の拡大とにぎわいの創出に向けた取組を支援していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として、フレックス勤務やテレワークなどのデジタル技術を用いた柔軟な働き方が急速に普及しており、それに伴ってライフスタイルの多様化が加速度的に進んでいます。これにより、東京圏の都市の中でも、東京に近接し、都内への優れた交通アクセス性を有している本市は、東京のベッドタウンとして東京に通勤する会社員などが市内に留まることで、昼夜間人口の構造に大きな変化が生じ、本市の地域経済活性化に向けた飛躍につながる可能性が秘められているとも考えられます。

一方で、AIやRPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）などの先端技術の進捗により、業務が機械に代替されることによる産業構造の大きな転換も予見されていることから、こうした労働環境の変化に対応していくため、産学官金連携によるイノベーション創出や海外展開、生産性向上に向けた企業支援、技術革新や産業構造の転換にあわせたリスクリングの推進、ニーズに応じた就労支援の充実などの取組を進める必要があります。

3 安全・安心に対する意識の変化

(1) 時代潮流

令和元（2019）年10月に東日本の広い範囲を襲った令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東甲信地方及び東北地方を中心に記録的な豪雨となり、多くの河川が氾濫・決壊して90名を超える方が亡くなるとともに、広範囲で発生した浸水により大きな被害が生じました。そのほかにも、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、平成28（2016）年4月の熊本地震、令和6（2024）年1月の能登半島地震など、平成23（2011）年3月の東日本大震災以後も、大きな自然災害が発生しています。

特に、200人超が亡くなった平成30（2018）年7月の西日本豪雨では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、事前に危険性が指摘された場所で多くの被害が発生したことから、ハザードマップや気象警報などの実際に避難行動につながる災害情報の伝達方法について、より踏み込んだ対応が求められることとなりました。

首都直下地震や東海・東南海・南海地震など、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性は引き続き指摘されていますが、それらに加え、近年多発する局地的な豪雨など、気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化していることから、これらに対する備えを十分に進める必要があります。

我が国における国民の防災意識は、東日本大震災を契機として高まりを見せています。国土交通省が平成24（2012）年1月から2月にかけて実施した国民意識調査によれば、「東日本大震災後の考え方の変化」について「防災意識の高まり」（52.0%）、「節電意識の高まり」（43.8%）、「家族のきずなの大切さ」（39.9%）をあげる人が多くなっており、災害に対する備えのみならず、環境・エネルギー、人と人とのつながりの大切さなどが重視されていることが分かります。

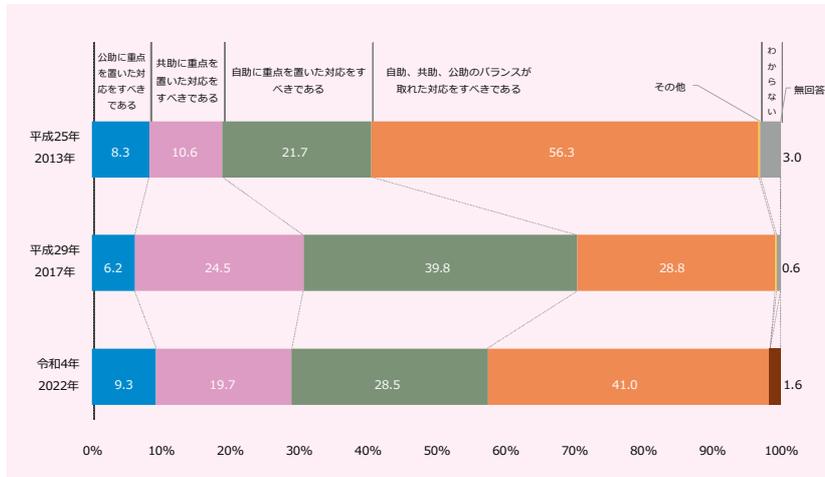
また、内閣府が令和4（2022）年9月に行った「防災に関する世論調査」では、重点をおくべき防災対策として「自助」が28.5%、「共助」が19.7%、「公助」が9.3%、「自助・共助・公助のバランスをとるべき」が41.0%となっており、災害発生時には自らの身を自ら守るという「自助」の意識が高い一方で、バランスの取れた取組が求められています。

さらに、「自助」「共助」の意識の高まりは、大規模な災害発生時だけでなく、日常においても重要とされています。総務省消防庁の発行する「救急・救助の現況」（令和6年版）によると、令和5（2023）年中の救急自動車による救急出動件数は全国で763万8,558件と過去最多となっており、現場到着までの平均所要時間は10.0分、病院等への収容までの平均所要時間は45.6分と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年と比べ、延伸しています。そのような中、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行う「共助」により、生存率や社会復帰率の向上が図られることが期待されます。

また、複雑化する特殊詐欺や窃盗等の犯罪も多発しています。特に、高齢者を狙った犯罪やインターネットを利用した新たな犯罪によって国民の生活が脅かされており、“安全に安心して暮らせる地域づくり”の大切さが改めて見直されています。

■自助、共助、公助の対策に関する意識

参 考



資料：「防災に関する世論調査」（内閣府）

（２）さいたま市の状況と対応の方向性

平成 23（2011）年の東日本大震災では、本市においても、交通機関の麻ひにより主要駅周辺で多数の帰宅困難者が発生したほか、見沼区を中心として 8,000 軒以上の停電、全壊 2 棟・半壊 43 棟に及ぶ家屋被害、死者 1 名、負傷者 15 名の人的被害、建築物や道路構造物等の被害が発生しました。その対応においては、情報の収集・集約、市民への情報伝達、帰宅困難者への支援、被災地への支援と避難者の受入れなどにおいて、多くの課題を残すものとなりました。

また、令和元（2019）年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、大雨による浸水被害が 1,600 棟を超えるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市は、平たんな地形で、大宮台地を始めとする関東ローム層の台地を有する内陸都市といった地理的特性から、大規模な自然災害の危険性は、比較的低いと考えられてきました。しかし、気候変動に伴い近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震等の大規模自然災害による大きな被害への懸念は高まってきており、本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、防災対策の不断の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの両面からより一層総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

より災害に強い都市を推進していくためには、建築物の耐震化支援や無電柱化の推進、緊急輸送道路の確保、治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など「公助」の取組が必要であると同時に、自らの命は自らが守る「自助」、地域での支え合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高め、「自助・共助・公助」をバランスよく機能させることが必要となっています。

近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加傾向にあり、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

ここ数年、交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化していく必要があります。

また、犯罪認知件数は平成 16（2004）年をピークに減少傾向にありますが、令和 4（2022）年以降再び増加に転じています。市民の身近なところで起きる街頭犯罪の割合は高くなっており、安全・安心な生活環境を実現するためには、関係機関と連携しながら、地域における防犯活動を支援していく必要があります。

4 地球規模での環境問題の深刻化

（1）時代潮流

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、地球温暖化、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の環境問題をもたらしています。このような環境の危機を反映し、平成 27

（2015）年には、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」という。）や「パリ協定」の採択などの国際的合意が立て続けになされ、世界が持続可能な社会に向けて動き出す大きな転換点となりました。

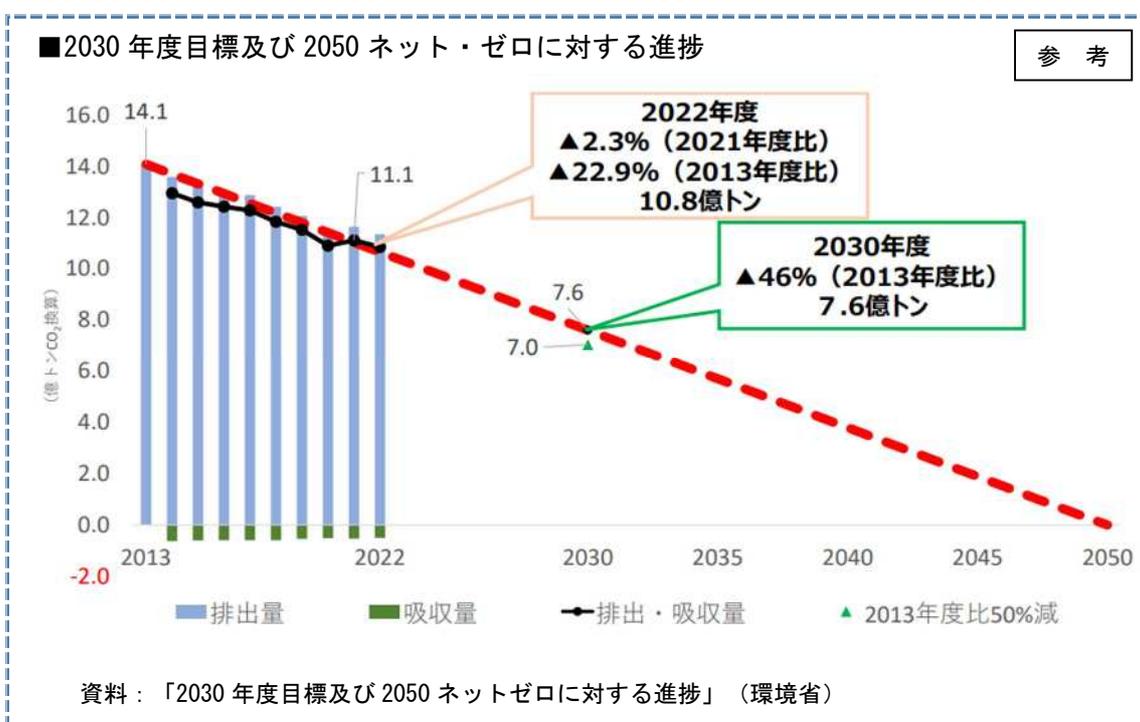
令和 5（2023）年 5 月には、G7 広島首脳コミュニケでは気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面していることが明確化されました。特に「気候危機」とも言われる気候変動問題については、世界平均気温は上昇傾向にあり、世界気象機関（WMO）の報告によると、既に温室効果ガスの排出を始めとする人類の活動が、産業革命以前の 1850～1900 年の平均と比較して平成 26（2014）～令和 5（2023）年に約 1.20℃（±0.12）の地球温暖化を引き起こしているとされ、令和 5（2023）年 7 月には、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。

また、生物多様性の観点からは、我々が生きる現代は「第 6 の大量絶滅時代」とも言われ、過去の大絶滅と比べて、種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

このような環境危機を踏まえ、令和 5（2023）年の COP28 においては、パリ協定の下での初めてのグローバル・ストックテイクが行われ、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、この重要な 10 年間における行動の加速、科学に沿った 2050 年ネット・ゼロの達成などが合意されました。加えて、生物多様性の観点からは、新たな世界目標とし

て令和4（2022）年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが2030年ミッションとして定められています。

また、国では「第6次環境基本計画」において、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしており、今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むことが求められています。



（2）さいたま市の状況と対応の方向性

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温や大雨の増加など、様々な気候の変化を伴っています。このような気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらしており、気候変動への適応や環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。

環境問題の主要な指標である温室効果ガスの排出量について、本市では、人口が多く第3次産業が盛んであることなどから、特に民生部門（業務・家庭）及び運輸部門からの排出量が多い傾向にあります。排出量の削減に向けては、地球温暖化に対する市民や事業者の意識を更に高め行動変容を促すとともに、公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を

図る必要があります。さらに、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化などの様々な影響に対して「適応策」を推進していく必要があります。

また、本市におけるごみの排出量については、ここ数年減少傾向にありますが、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後40年程度で満杯状態になる見込みであることから、ごみ排出量の抑制が喫緊の課題となっています。

これらの課題を解決するため、埋立量の削減による現存施設の延命や環境負荷の少ない新たなごみ処理システムの構築などを進めるとともに、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。

さらに、近年新たな課題となっているプラスチックごみや食品ロスも含めたごみの排出の抑制に対する高い意識を持って自主的かつ積極的な取組を進める必要があります。

5 社会の多様性と市民協働・公民連携意識の高まり

(1) 時代潮流

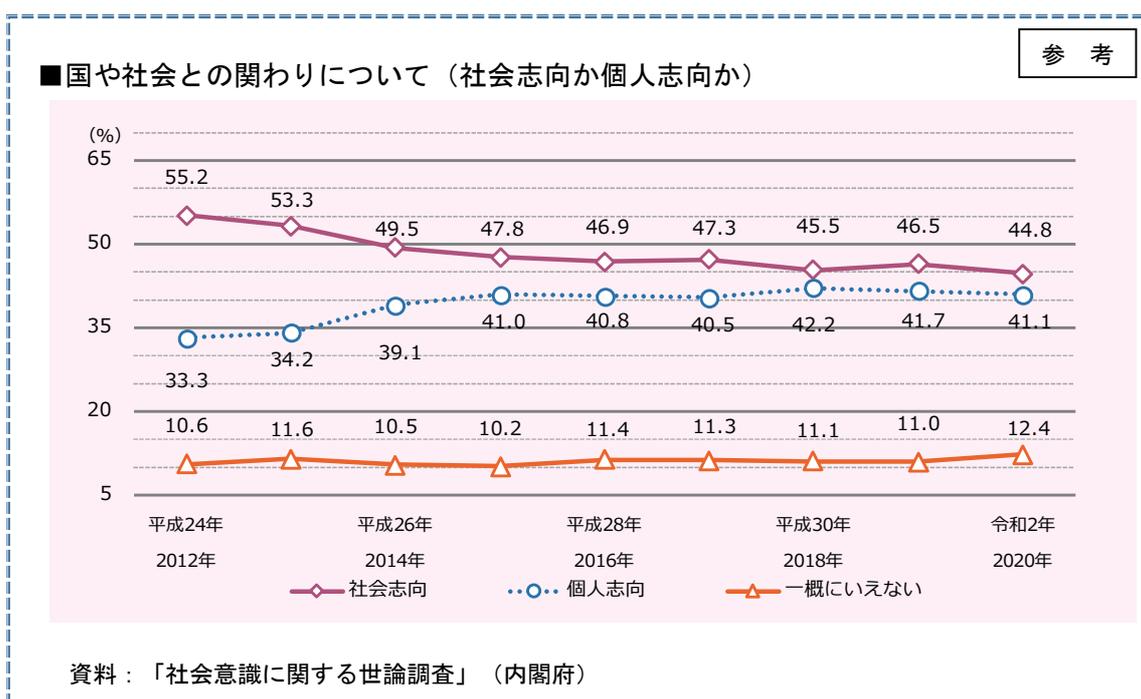
家族形態や就労形態の変化とともに、人々のライフスタイルや価値観が多様化しており、行政サービスに対するニーズも多様化・高度化しています。内閣府の「社会意識に関する世論調査」でも、近年、社会志向の割合が減少傾向にあり、個人志向の割合が増加していることが分かります。

また、デジタル技術の急速な進展を背景に、モバイル端末やウェアラブル端末など情報通信機器の普及により、SNS（Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービス）などコミュニケーション手段も多様化しており、様々な手段を通じて意見を表明することが可能となりました。

内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると、近年、社会志向の割合が減少傾向である一方、個人志向の割合が増加しています。こうした中、人権問題には、子ども・高齢者の人権侵害のほか、障害や性別・性自認・性的指向及び国籍・人種・民族を理由とする差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題などの人権問題に対しては、国においても児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法、高齢者虐待防止法、障害者差別解消法、男女共同参画社会基本法、DV防止法、ストーカー規制法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、LGBT理解増進法等が施行され、人権擁護と啓発活動の取組が推進されています。

地方分権の進展に併せて、近年は、市民協働・公民連携の意識が高まっており、市民、市民活動団体、NPO、大学等の多様な主体が「まちづくりの主役」として活発に活動するようになってきました。行政計画の策定や事業の実施に関する「市民参加」は言うまでもなく、市民と行政が対等の立場に立ち、お互いを尊重しながら取組を推進する「市民協働」、NPOや大学、事業者等と行政が同一の方向性に向けてノウハウや資金等を拠出しながら、行政サービスの向上や事業の効率化を図るPPP（Public Private Partnership：公民連携）によるまちづくりが各地で進められています。

また、市民ニーズの多様化・高度化に伴い、地域の実情や特性に合わせたきめ細かなまちづくりを進めていくことが重要となっています。特に、子育て支援や高齢者の見守り、防災や防犯など、市民にとって最も身近な地域社会に期待される役割や地域のつながりの重要性は大きくなっています。一方、これまで地域の活動で中心となってきた自治会等については高齢化や担い手の不足による活力低下が懸念されており、これから高齢期を迎える人々や女性、若者の参画、更には大学や事業者等といった多様な主体の参画を促し、地域力を維持・向上させていくことが求められています。



（２）さいたま市の状況と対応の方向性

本市においては、外国人市民の増加などに併せて、経済、文化、スポーツなどの様々な分野におけるグローバル化や高度情報化が一層進展したことで、国籍にかかわらず、人と人との交流が更に活発化すると見込まれます。

一方で、国内では異なる民族的・文化的背景を持つ者同士の認識や理解の不足から、差別的・排他的な言動による人権侵害も起きています。

このような背景を踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

また、人権問題については、本市においても国が抱える諸課題と同様に様々な差別事象が依然として見られる状況です。近年では、インターネットやスマートフォンの普及によりSNSなどによる人権侵害が深刻化しています。そのため、本市では令和6年4月に

「さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例」を施行し、相談窓口を開設するとともにネットリテラシーの向上に努めています。

あらゆる差別や偏見の解消のためには、市民の人権が擁護される環境を整備するとともに、市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、お互いを尊重することが必要です。そのためには、子ども・高齢者の人権侵害のほか、障害や性別・性自認・性的指向及び国籍・人種・民族を理由とする差別や偏見、同和問題などについて、市民、事業者、関係機関等と連携しながら、人権擁護活動、人権教育・啓発活動等に一層取り組んでいく必要があります。

~~このような背景を踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく地域共生社会の実現に取り組む必要があります。~~

また、市民協働・公民連携については、少子高齢化の進行や個々の価値観・ライフスタイルの変化、住民の頻繁な流入・流出、地域社会とのつながりが弱いと考えられている単独世帯や夫婦のみの世帯の増加により、自治会加入率は減少傾向にあり、市民活動・地域の担い手不足など、地域住民の交流や社会とのつながりが希薄化する中で、地域社会の機能低下が懸念されています。

一方で、子育て支援や高齢者の見守り、防災や防犯など、地域社会に期待される役割を果たすため、自治会やボランティア団体、NPO、学校、職場など地域の関係機関・団体等の多様な主体による地域の連携の重要性は大きく、今後ますますその活躍が期待されています。地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していくためには、市民の意識啓発を図るとともに、多様な主体の育成や活動支援の充実化を推進し、ソーシャルキャピタルを高める必要があります。

あわせて、多様な主体と行政が、こうした現状の問題意識を共有し、その課題解決に向けた適切な対応策等を改めて検討していく必要があります。

6 急速に進化する情報社会

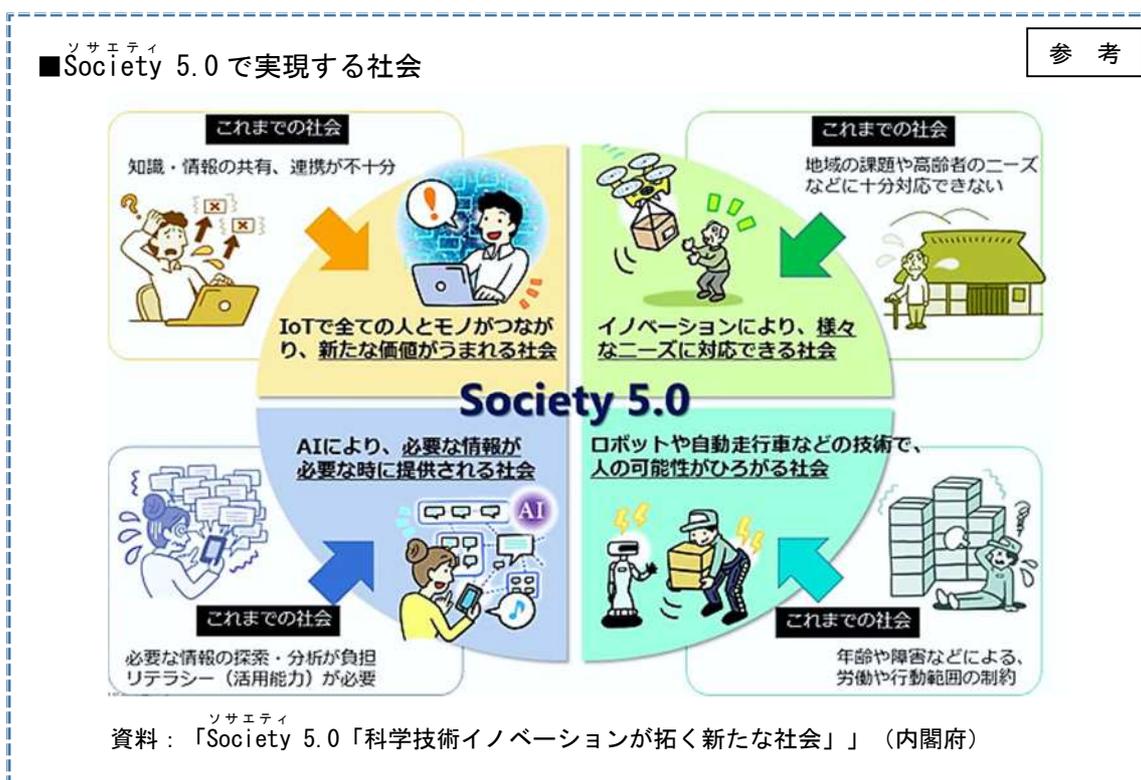
(1) 時代潮流

「平成」の30年間におけるデジタル技術の進展は目覚ましく、特にインターネットと携帯電話を中心とした目覚ましい技術革新は、人々の生活や文化、そして社会経済の仕組みをも変革してきたといえます。

「令和」の新時代を迎え、インターネットの利用は更にその裾野を広げており、IoT (Internet of Things:モノのインターネット)により、様々なヒト・モノ・組織が瞬時にネットワークにつながることで、ビッグデータ (Big Data:大量のデジタルデータ)の生成と収集が進み、これらを活用したAIによる業務処理の効率化や最適な予測によるサービスの提供など、DX (Digital Transformation:デジタル・トランスフォーメーション)により、日々新たな価値が生み出されています。近年では、従来人間が得意として

きた、情報を生成・創造する目的で用いられる生成AIの技術が急速に発展してきました。

このようなデジタル化を更に推し進めた超スマート社会（^{ソサエティ}Society5.0）の実現に向けた取組は政府でも推進され、内閣府の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、我が国が目指すべき^{ソサエティ}Society5.0の未来社会像を、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環」という科学技術・イノベーション政策の方向性が示されました。



（2）さいたま市の状況と対応の方向性

今後本格的に迎える人口減少・超高齢時代において、デジタル技術は様々な社会課題解決に大きく貢献することが期待されています。そのため、教育現場におけるデジタル技術を活用した学びの改革、デジタル技術を高度に使いこなす人材の育成、安全・安心に技術を活用できる環境の整備、高齢者等のデジタル技術に不慣れな市民への普及など、自治体や地域社会のあらゆる分野でデジタル技術の社会実装に向けた取組を進めることが重要になります。

特に、ICTに限らず、様々な分野において、AI、IoTなどの先進技術を取り入れることで、社会課題の解決を目指すとともに、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高め、新しいサービスを生み出し、地域を一層豊かで魅力あるものとしていきます。

第4節 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは

（略）

（2）SDGsを意識した施策の推進

（略）

（3）本計画における取組の視点

（略）

■統合的な課題解決のための行政課題の相互関連性のイメージ（例）

（略）



第1章 コミュニティ・人権・多文化共生

- 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化
- 第2節 人権尊重社会の実現
- 第3節 多文化共生社会の実現等

第2章 環境

- 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現
- 第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造
- 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造
- 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現

第3章 健康・スポーツ

- 第1節 主体的な健康づくりの推進
- 第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

第4章 教育

- 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進

第5章 生活安全

- 第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成

第6章 福祉

- 第1節 誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現
- 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現
- 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現

第7章 子ども・子育て

- 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

第8章 文化

- 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

第9章 都市インフラ

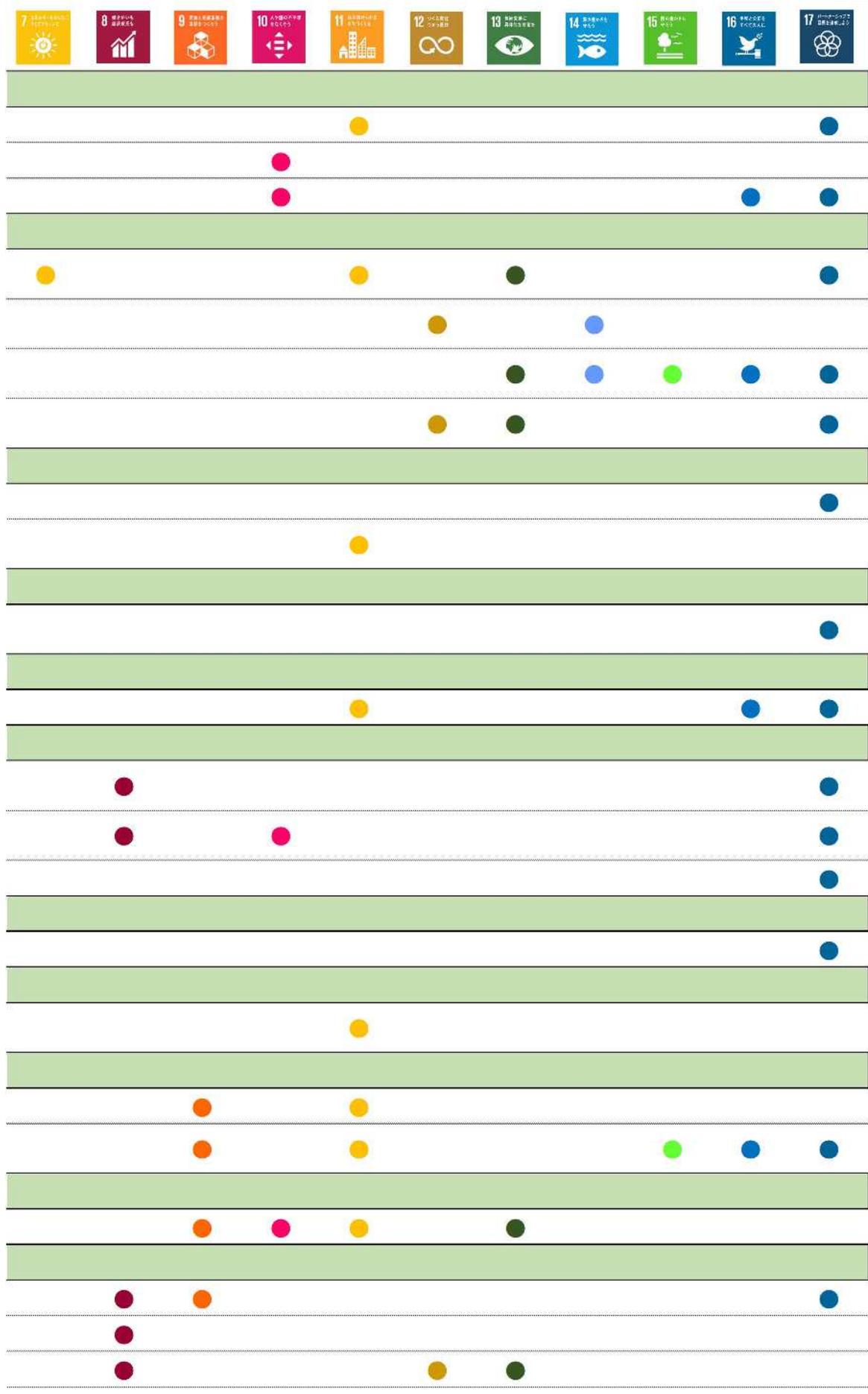
- 第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ
- 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ

第10章 防災・消防

- 第1節 災害に強い都市の構築

第11章 経済・産業

- 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興
- 第2節 観光の振興とMICEの推進
- 第3節 持続可能で魅力ある都市農業の振興



第3章 重点戦略

第1節 重点戦略の基本的な考え方

(1) 目的

(略)

(2) 位置付け

(略)

(3) 方向性

(略)

(4) 構成

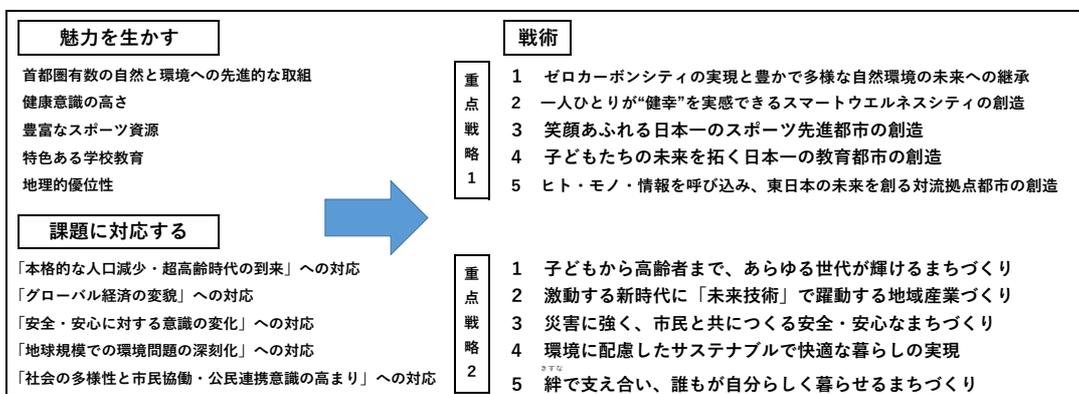
①重点戦略

(略)

②戦術

(略)

参 考



第2節 まち・ひと・しごと創生との関係

1 これまでの地方創生に関する取組

(略)

2 地方創生に関する本市の考え方

(略)

(1) 「住みやすさ」の向上による人口維持

(略)

(2) 魅力を生かした地域経済の活性化

(略)

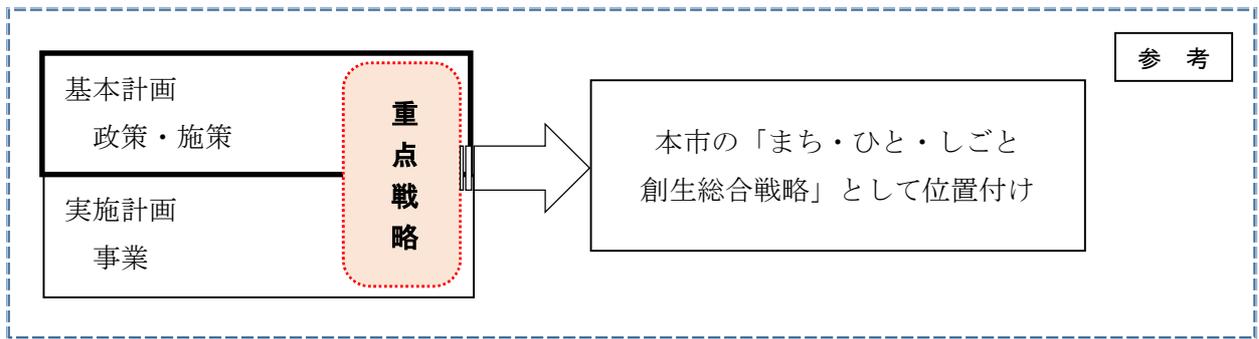
(3) 新しい時代の流れへの対応

(略)

3 重点戦略とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

(1) 一体的な策定

重点戦略の方向性と、「さいたま市人口ビジョン」における目指すべき将来の方向は、いずれも「将来も持続可能な都市として成長・発展する」ことを目指すものであり、その目的は一致しています。このことから、重点戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定める第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。



より多くの市民が「住みやすい」、「住み続けたい」と感じることができるよう、
将来も持続可能な都市として成長・発展します

↑

地方創生に関する本市の考え方

	住みやすさの向上による人口維持	魅力を生かした地域経済の活性化	新しい時代の流れへの対応
重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略 ～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～			
戦術1 ゼロカーボンシティの実現と 豊かで多様な自然環境の未来への継承	●		●
戦術2 一人ひとりが“健幸”を実感できる スマートウェルネスシティの創造		●	●
戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造		●	●
戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造	●		●
戦術5 ヒト・モノ・情報を呼び込み、 東日本の未来を創る対流拠点都市の創造		●	●
重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略			
戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり	●	●	●
戦術2 激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり		●	●
戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり	●		●
戦術4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現	●		●
戦術5 <small>きずな</small> 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	●		●

↑

(2) 評価・検証

(略)

重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略 ～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～



魅力1：首都圏有数の自然と環境への先進的な取組

戦術1 ゼロカーボンシティの実現と 豊かで多様な自然環境の未来への継承

目指す方向性

脱炭素先行地域事業を推進し、再生可能エネルギーなどの導入の積極的な促進に加え、地域内での電力の地産地消と自立・分散型エネルギーシステムを構築するなど、持続可能なエネルギーを確保することや、次世代自動車・スマートエネルギー特区に関するこれまでの実績や取組を生かして、市民の行動変容を促す脱炭素なライフスタイルを実践することで「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

また、首都圏有数の自然環境である見沼田圃や荒川・元荒川を始めとする豊かな自然資源を守り育て、それらを重要な資産として活用し、水と緑に囲まれた潤いのある都市生活を実現します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開

- ・次世代自動車等の普及
- ・再生可能エネルギーの積極的導入
- ・電力の地産地消
- ・電動車等の普及

◆ネイチャーポジティブの実現に向けた首都圏有数の自然環境の保全・活用

- ・見沼田圃の魅力や価値の向上
- ・にぎわいある水辺環境の創造
- ・生物多様性の保全と健全な水循環の確保

KPI（関連する成果指標）

参考

▶市民1人（1世帯）当たりの温室効果ガス排出量

実績 6.13t-CO₂ (H25) 中間目標 4.03t-CO₂ (R5) 最終目標 3.09t-CO₂ (R10)

▶市域の再生可能エネルギーなどの導入量

実績 4,195TJ (H25) 中間目標 6,708TJ (R5) 最終目標 7,530TJ (R10)

▶見沼田圃に魅力を感じる市民の割合

実績 55.7% (R2) 中間目標 60% (R7) 最終目標 65% (R12)

▶水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合

実績 61.0% (R2) 中間目標 68% (R7) 最終目標 73% (R12)



魅力2：健康意識の高さ

戦術2 一人ひとりが“健幸”を実感できる

スマートウェルネスシティの創造

目指す方向性

市民の健康意識の高さと、平たんな歩きやすい地形を生かし、デジタル技術を活用した科学的根拠に基づく健康づくりや、市内の四季折々の風景や魅力スポットを「歩く」を基本に巡るなど、楽しみながら「体を動かす、体を動かしてしまう」まちづくりを推進します。また、市民が自ら進んで身近な健康づくりに取り組む環境の整備を進めることで、市民一人ひとりが「健幸*」な暮らしを実感できる都市の実現を目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆ライフスタイルやライフステージに応じた「健幸*」づくり

- ・毎日の食事で、おいしく楽しく健康づくり
- ・デジタル技術を活用した科学的根拠に基づいた健康づくり
- ・歩くことを中心に楽しく続ける健康づくり

※「健幸」…身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、心豊かな生活を送れること

KPI（関連する成果指標）

▶健康寿命（65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間）

実績 男性：17.74年 (H30) 中間 男性：18.23年 (R5) 最終 男性：18.85年 (R10)
女性：20.50年 目標 女性：20.94年 目標 女性：21.56年



戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造

目指す方向性

本市を本拠とするトップスポーツチームや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場にもなった大規模スポーツ施設等の豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ります。

また、地域における市民参加型のスポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進することで、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツ先進都市の実現を目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆スポーツの力を生かしたまちの活性化

- ・民間力等を活用したスポーツビジネス・産業の創出や活性化
- ・サッカーを核とした「スポーツのまち さいたま」の推進
- ・スポーツツーリズムなどによる観光、交流人口の拡大

◆生涯スポーツの振興

- ・地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会の提供
- ・スポーツを通じた地域コミュニティの形成
- ・デジタル技術を活用したスポーツ指導環境の提供

KPI（関連する成果指標）

参考

- ▶本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合
実績 69.3% (R2) 中間目標 78% (R7) 最終目標 80% (R12)
- ▶成人の週1回以上のスポーツ実施率
実績 66.6% (R2) 中間目標 68% (R7) 最終目標 70% (R12)
- ▶児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率（学校の体育の授業を除く）
実績 小5：84.4% (R1) 中間 小5：89% (R7) 最終 小5：93% (R12)
 中2：83.5% 目標 中2：87% 目標 中2：90%



魅力4：特色ある学校教育

戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造

目指す方向性

国に先駆けて実施している本市独自の英語教育「グローバル・スタディ」の推進などを通じて、多様な人々との関わりの中で、社会的自立に向けて基盤となる資質・能力や、主体的に社会の形成に参画する態度等の育成に取り組めます。

また、教育DXの推進や、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進やICTを活用した学習活動の充実などを通じて、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力や、夢を実現しようとする高い志を持って可能性に挑戦する力の育成に取り組むなど、本市ならではの特色を生かした魅力ある教育都市を目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆未来を拓くさいたま教育で子どもの力を伸ばす

- ・他者と協働しながら新たな価値を創造する力の育成
- ・グローバル社会で自ら学び、考え、主体的に行動する力の育成
- ・デジタル学習基盤を活用した学びの改革

KPI（関連する成果指標）

参考

▶ 全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較

実績 (R1)	中間目標 (R7)	最終目標 (R12)
+3.1 ポイント (小6 国語)	+3.1 ポイント以上 (小6 国語)	+3.1 ポイント以上 (小6 国語)
+1.1 ポイント (小6 算数)	+1.1 ポイント以上 (小6 算数)	+1.1 ポイント以上 (小6 算数)
+2.9 ポイント (中3 国語)	+2.9 ポイント以上 (中3 国語)	+2.9 ポイント以上 (中3 国語)
+2.5 ポイント (中3 数学)	+2.5 ポイント以上 (中3 数学)	+2.5 ポイント以上 (中3 数学)

▶ 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合

実績	中間目標	最終目標
小6：86.3% (R1)	小6：87%以上 (R7)	小6：87%以上 (R12)
中3：78.0%	中3：78%以上	中3：78%以上

▶ 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合

実績	中間目標	最終目標
小6：88.7% (R1)	小6：89%以上 (R7)	小6：89%以上 (R12)
中3：85.3%	中3：86%以上	中3：86%以上

▶ 「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合

実績	中間目標	最終目標
小6：84.7% (R1)	小6：85%以上 (R7)	小6：85%以上 (R12)
中3：81.4%	中3：82%以上	中3：82%以上



魅力5：地理的優位性

戦術5 ヒト・モノ・情報を呼び込み、
東日本の未来を創る対流拠点都市の創造

(略)

重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略



課題1：「本格的な人口減少・超高齢時代の到来」への対応

戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり

目指す方向性

少子化の進行、共働き家庭の更なる増加に対応するため、結婚や妊娠・出産を望む方への支援や、妊産婦・子育て家庭の不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援を行うとともに、様々な事情やニーズに応じた多様な保育の受け皿の確保と質の向上や、放課後児童対策の充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。また、子ども・若者が健全に成長する環境づくりに取り組むことなどで、子ども・若者や子育て世代を始めとした子どもと共に生きる全ての人が社会で活躍できるまちを目指します。

また、急速な高齢化に対応するため、誰もが「生涯現役」として質の高い学びを続けることなどで、積極的に社会参加できる取組を進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる体制を更に進め、生涯にわたって住み慣れた地域で意欲や熱意をもって活躍できるまちを目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

- ・結婚の支援や安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目のない支援
- ・子育てニーズに対応した多様な受け皿の確保と質の向上
- ・子ども・若者が健全に成長する居場所づくりと自立に向けた切れ目のない支援

◆心身ともに健康で安心して長生きできるまちづくり

- ・地域づくりによる介護予防の取組
- ・「生涯現役」社会の実現
- ・生活を支える移動手段の充実

KPI（関連する成果指標）

参考

- ▶ 妊娠・出産について満足している人の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた人の割合）

実績 79.9% (R1) 中間目標 82% (R7) 最終目標 85% (R12)

- ▶ 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合

実績 74.9% (R2) 中間目標 79% (R7) 最終目標 83% (R12)

- ▶ 子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合

実績 81.7% (R2) 中間目標 85% (R7) 最終目標 89% (R12)

- ▶ 「図書館、公民館、博物館などの生涯学習施設を利用して、学習する機会を得ている」と感じる市民の割合

実績 48.4% (R2) 中間目標 51% (R7) 最終目標 54% (R12)

- ▶ 75歳～79歳の介護認定率

実績 12.5% (R1) 中間目標 12% (R7) 最終目標 11% (R12)

- ▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合

実績 76.6% (R1) 中間目標 79% (R7) 最終目標 82% (R12)



課題2：「グローバル経済の変貌」への対応

戦術2 激動する新時代に「未来技術[※]」で躍動する地域産業づくり

(略)

※「未来技術」…AIなど、^{ソサエティ}Society5.0の実現に向けた技術



課題3：「安全・安心に対する意識の変化」への対応

戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり

目指す方向性

大規模自然災害による甚大な被害への懸念に対して、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化を念頭に、行政、関係機関及び地域が連携し、市民全体の防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成強化、緊急輸送道路や上下水道等の都市インフラ、建築物の耐震性確保等により、市民の生命、身体及び財産を迅速・的確に守るための取組を進めます。

また、市民が日頃から安心して暮らせるよう、割合が増加傾向にある高齢者の交通事故対策や、学校を中心とした地域の交通安全対策を推進するとともに、身近なところで起きる街頭犯罪に対して地域における防犯活動を支援し、取組の成果を「見える化」して地域と共有しながら、安全で安心に暮らせるまちを目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆災害に強い防災まちづくり

- ・地震、台風（豪雨・洪水）など、防災上の課題に応じた都市・生活インフラなどの整備
- ・防災意識と地域防災力の向上

◆安心して暮らすことができる魅力ある都市の実現

- ・地域と連携した交通安全対策
- ・地域と連携した防犯の推進

KPI（関連する成果指標）

参考

▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合

実績 47.2% (R2) 中間目標 50% (R7) 最終目標 53% (R12)

▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合

実績 69.7% (R2) 中間目標 73% (R7) 最終目標 80% (R12)

▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合

実績 76.0% (R2) 中間目標 80% (R7) 最終目標 83% (R12)

参 考

▶ 交通事故件数

実績 3,309 件 (R1) 中間目標 2,283 件 (R7) 最終目標 1,675 件 (R12)

▶ 刑法犯認知件数

実績 10,084 件 (R1) 中間目標 8,340 件 (R7) 最終目標 6,750 件 (R12)



課題 4 : 「地球規模での環境問題の深刻化」への対応

戦術 4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現

目指す方向性

脱炭素社会の実現に向けて、鉄道やバスの利用促進に加え、シェアサイクルの普及や自転車ネットワーク路線の整備、安全な歩行空間の創出により、公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進するとともに、出発地から目的地までのシームレスな移動など、利用者が一元的にサービスを楽しむ環境づくりを進めることで、クリーンで快適な暮らしを实践できるようにします。

また、節電や省エネ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する啓発や、近年新たな課題となっているプラスチック使用製品廃棄物の適正分別、食品ロスの削減に向けた施策を推進するとともに、民間事業者との連携も含め、安定的なごみ処理体制を確保することで、環境に配慮した循環型都市の実現を目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆環境に配慮したライフスタイルへの転換

- ・「食品ロス削減プロジェクト」の推進
- ・「スマートムーブ」の推進

KPI（関連する成果指標）

参 考

▶ 市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量

実績 881g (R1) 中間目標 838g (R7) 最終目標 827g (R9)

▶ 身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合

実績 73.6% (R2) 中間目標 76% (R7) 最終目標 79% (R12)



課題5：「社会の多様性と市民協働・公民連携意識の高まり」への対応

戦術5 ^{きずな} 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

目指す方向性

市内に居住する外国人と日本人がお互いの文化や習慣等を学び合う機会を充実することや、障害のあるなしにかかわらず、誰もが権利の主体として共に暮らせる地域づくりを進めるなど、お互いが持つ文化や価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

また、ライフスタイルの変化や住民の頻繁な流入出、単独世帯の増加や夫婦のみの世帯の増加による家族や地域の支え合い意識の希薄化や地域の担い手不足など、まちづくりの基盤となる「地域力」の低下に対して、子どもから高齢者まで多世代の交流を促進するとともに、学校や歴史文化資源等を活用した地域コミュニティの活性化を図り、地域のきずななどのソーシャルキャピタルを高めることにより、人と人が触れ合い、支え合う地域社会の形成を目指します。

◆重点ポイント（主な重点化の視点）

◆誰もが生き生きと活躍できる地域共生社会の実現

- ・人権を尊重する意識の醸成
- ・多文化共生のまちづくり
- ・ノーマライゼーション理念の実現

◆多彩なコミュニティづくり

- ・多世代の交流や自主的活動の促進
- ・学校を核とした連携や協働の充実
- ・文化芸術を活用した地域コミュニティの活性化

KPI（関連する成果指標）

参考

▶人権が尊重されていると感じている市民の割合

実績 76.8% (R2) 中間目標 79% (R7) 最終目標 82% (R12)

▶外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる市民（外国人市民を含む）の割合

実績 84% (R1) 中間目標 87% (R7) 最終目標 90% (R12)

▶「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合

実績 57.9% (R2) 中間目標 64% (R7) 最終目標 72% (R12)

▶地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合

実績 54.3% (R2) 中間目標 57% (R7) 最終目標 60% (R12)

第3部 各分野の政策と施策

各分野の政策と施策の見方



成果指標

各施策の達成度を測るための指標を示しています。

- 2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括支援センターに配置している「さいたま市地域支え合い推進員」のスキルアップに努めるとともに、地域の多様な主体の参入を促進することで様々な課題の解決に向けて互いに幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。
- 3 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自宅や介護施設など生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

成果指標

参考

▶ 75歳～79歳の介護認定率

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
12.5% (令和元年度)	12%	11%

▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
76.6% (令和元年度)	79%	82%

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生

第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化



現状と課題

- ▶ 近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していることなどを背景に、自治会加入率の低下、市民活動や地域の担い手不足など地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。
- ▶ 地域住民の交流の希薄化による地域社会の機能低下は、地域の祭りなどの伝統行事や文化といった地域の特色や活力が失われるだけでなく、防災・防犯・生活環境など住民の安全・安心が脅かされる事態が懸念されています。
- ▶ 防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されており、多様な世代が地域活動へ参画しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ▶ 引き続き、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組により、地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 地域住民等の交流や自主的活動の促進

- 1 子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。
- 2 自治会の活動を始め、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPOなどの自主的活動に対する支援の充実に取り組みます。

- 3 一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、地域社会に生活の重心を移した高齢者世代を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。
- 4 地域における様々な活動を通じて、地域住民やボランティア団体、NPOなどの市民活動団体が、お互いのつながりを高め合い、支え合える地域づくりに取り組みます。
- 5 地域住民等の活動の場であるコミュニティ施設等の有効活用←及び各施設間の連携を図るとともに、施設の管理・運営において市民との協働を推進し、活動の場や活動環境の充実に取り組みます。

成果指標

参 考

- ▶ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
54.3% (令和2年度)	57%	60%

第2節 人権尊重社会の実現



現状と課題

- ▶ 人権問題に関しては、子ども・高齢者の人権侵害のほか、障害や性別・性自認・性的指向及び国籍・人種・民族を理由とする差別や偏見など様々なものがあります。また、近年はインターネットによる人権侵害が増えてきている一方で、同和問題などはその解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。
- ▶ 男女共同参画社会の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会制度や慣行の見直しを促すため、平成15(2003)年3月に制定した「男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。
- ▶ 近年では様々な場で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきているものの、「家庭生活の場」「社会通念や慣習等」「職場」などでの平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。
- ▶ 本市が開設している「男女共同参画相談室」などにおける女性からの相談件数は増加傾向にあり、相談の内容としては、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談が最も多くなっています。また、健康や求職、ハラスメントに関する相談など、相談内容も多岐にわたっていることから、総合的な対策を講じる必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 人権を尊重する意識の醸成

(略)

(2) 男女共同参画社会の実現

(略)

成果指標

参 考

▶ 人権が尊重されていると感じている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
76.8% (令和2年度)	79%	82%

▶ 「男は仕事、女は家庭」など、性別による役割分担が未だに存在すると感じている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
68.2% (令和2年度)	61%	54%

第3節 多文化共生社会の実現等



現状と課題

- ▶ 本市における外国人市民は、令和7（2025）年4月現在で35,167人（住民基本台帳人口）、総人口に占める割合は2.6%となっています。平成30（2018）年12月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」によって新たな在留資格が設けられ、経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流が更に活発化すると見込まれます。
- ▶ このような背景を踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ▶ また、平成17（2005）年12月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器等の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

目指す方向性

（略）

施策

(1) 国際交流・多文化共生社会の推進

（略）

(2) 世界の恒久平和実現への貢献

（略）

成果指標

参 考

- ▶外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる市民（外国人市民を含む）の割合
(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
84% (令和元年度)	87%	90%

- ▶平和推進事業への参加者数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
3,334人 (令和元年度)	3,500人	3,700人

第2章 環境

第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現



現状と課題

- ▶ 地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温や大雨の増加など、様々な気候の変化を伴っています。このような気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらしており、気候変動への適応策の推進や環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本市では民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門からの排出割合が大きいことから、先駆的な施策を取り入れながら、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の削減に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていく必要があります。
- ▶ SDGsにおいて、長期安定的なクリーン電力の確保が掲げられていることから、本市においても電力の地産地消の仕組みづくりにより、持続可能なエネルギーを確保し、都市機能のレジリエンスを高めていく必要があります。それには、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーを積極的に導入し拡大することが課題となっています。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

- 1 地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民、事業者、行政による温室効果ガス削減に向けた節電等の行動変容を促し、住宅やオフィス、公共施設等における徹底した省エネルギー化を促進し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進します。

- 2 **脱炭素先行地域事業を推進し、地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーなどの普及を促進するとともに、公共施設への積極的な導入を進めます。**
- 3 **温室効果ガスの排出量が多い運輸部門において、電動車や自転車といった温室効果ガス削減につながる多様なモビリティの普及を促進し、先駆的な技術やサービスの導入・展開に向けて市民・事業者・行政の連携・協力のもと取り組むことで経済・社会・環境が連携して発展する「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。**

成果指標

参考

▶ 市民 1 人 (1 世帯) 当たりの温室効果ガス排出量

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
6.13t-CO ₂ (基準年度 平成 25 年度)	4.03t-CO ₂ (令和 5 年度)	3.09t-CO ₂ (令和 10 年度)

▶ 市域の再生可能エネルギーなどの導入量

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
4,195TJ (基準年度 平成 25 年度)	6,708TJ (令和 5 年度)	7,530TJ (令和 10 年度)

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造



現状と課題

- ▶ 社会経済活動の進展は、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、様々な問題を引き起こしています。その解決のためには、ごみの排出を抑制するなど、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない循環型社会を目指す必要があります。
- ▶ また、プラスチック資源循環法の施行により、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように周知するよう努めていく必要があります。
- ▶ 本市のごみ排出量は、令和6（2024）年度において1人1日当たりに換算すると776gとなっています。ここ数年は、毎年約10g減少傾向にありますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- ▶ また、処理施設の老朽化が進み、本来の耐用年数を超えてより長く施設を使用できるようにする長寿命化や更新が課題となっているほか、ごみ1t当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。
- ▶ さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後40年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- ▶ これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施するとともに、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

目指す方向性

（略）

施策

(1) 廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

（略）

(2) 廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進

- 1 ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・熔融スラグなどの循環利用を推進することにより、最終処分率を削減します。
- 2 廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、更なる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの長寿命化や更新、施設の適切な運営や統廃合及び民間事業者との連携を推進します。
- 3 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロールなどの監視体制を強化します。

成果指標

参考

▶ 市民1人1日当たりのごみの総排出量

（所管課所等の独自調査）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
881g （令和元年度）	838g	827g （令和9年度）

▶ ごみの総排出量に対する最終処分比率

（所管課所等の独自調査）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
3.15% （令和元年度）	3.1%	3.1% （令和9年度）

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造



現状と課題

- ▶ 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川などが市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等の様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都圏有数の貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えてくれています。
- ▶ しかし、経済活動の拡大や都市化の進展などに伴い、樹林地等は年々減少を続けており、加えて、生産緑地も減少していくことが予想されています。特に、見沼田圃については、遊休農地や荒れ地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。
- ▶ こうした中で、国内外では令和12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）とする国際的な合意や我が国の方針が示されています。本市においては、都市部と見沼田圃に代表される大規模緑地空間が近接する特性を生かし、人と自然との共生を目指したさいたま市らしい生物多様性の保全の取組を、市民、事業者、行政など多様な主体が連携して推進する必要があります。

目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進とともに、多様な主体の参画によるグリーンインフラの活用など、良好な生活環境の確保により、生活の基盤である自然資本を維持・回復・充実させることで、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。

施策

(1) 良好な生活環境及び自然環境の保全

- 1 市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や「里やま」などの自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組みます。

- 2 自然の残る水辺とその周辺環境を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、多様な生きものの生息場所や市民が水辺や生きものとふれ合うことのできる場を創出することで、生物多様性の保全を推進し、30by30 目標※の達成への貢献とネイチャーポジティブの実現を目指します。
- 3 見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。

※30by30 目標…令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。令和 4（2022）年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030 年グローバルターゲットの 1 つとして盛り込まれた。

(2) 見沼田圃の次世代への継承

(略)

成果指標	参 考							
<p>▶ 水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合</p> <p style="text-align: right;">(市民アンケート (無作為抽出))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>中間目標 (令和 7 年度)</th> <th>最終目標 (令和 12 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61.0% (令和 2 年度)</td> <td>68%</td> <td>73%</td> </tr> </tbody> </table>	実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)	61.0% (令和 2 年度)	68%	73%		
実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)						
61.0% (令和 2 年度)	68%	73%						
<p>▶ 見沼田圃に魅力を感じる市民の割合</p> <p style="text-align: right;">(市民アンケート (無作為抽出))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>中間目標 (令和 7 年度)</th> <th>最終目標 (令和 12 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55.7% (令和 2 年度)</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)	55.7% (令和 2 年度)	60%	65%		
実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)						
55.7% (令和 2 年度)	60%	65%						

第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現



現状と課題

- ▶ 地球温暖化や気候変動、生物多様性の損失などの国や地域を超えた喫緊の課題を解決するために、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面において、環境に配慮した—ライフスタイル・ビジネススタイル—への転換や気候変動への適応を促進する必要があります。
- ▶ また、SDGsにも掲げられているように、これらの課題は複雑かつ多様化し、環境分野を超えた様々な主体との連携が必要であることから、今後は、各主体間で連携した環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策の推進がより一層求められています。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進

- 1 環境への関心や学習意欲を高め、行動につなげていくため、小中学生を対象とした環境教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出について、民間とのネットワークなども活用し、環境教育・学習を推進します。
- 2 環境に関する情報の共有や環境イベントの開催などを通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組めます。
- 3 環境に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援し、取組の輪を広げます。
- 4 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化などの様々な影響に対して適応策の啓発を推進します。

成果指標

▶ 環境に配慮した行動を実施している市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
91.5% (令和 2 年度)	92%	92%

第3章 健康・スポーツ

第1節 主体的な健康づくりの推進



現状と課題

- ▶ 健康寿命の延伸及び生活習慣病の予防、がんなどの早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- ▶ スポーツ（競技スポーツやレクリエーションのほか、健康維持のための軽い運動、買い物や通勤時における歩行なども含めた意識的に行う様々な身体運動までを含みます。）は、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- ▶ 市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツに対する意識が一層高まっています。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。
- ▶ 心身の健康を保つためには、スポーツや趣味等の活動を通じたストレス解消や生きがいづくりと併せて、地域社会との関係が満たされ、社会的にも健康であることが重要です。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、地域社会における活動は再開されていますが、引き続き家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による対策の推進が必要となります。

目指す方向性

（略）

施策

(1) スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

(略)

参考

成果指標

▶ 健康寿命（65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間）

（国・県等の統計等）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
男性： 17.74年	男性： 18.23年	男性： 18.85年
女性： 20.50年 （平成30年度）	女性： 20.94年 （令和5年度）	女性： 21.56年 （令和10年度）

▶ ストレスが解消できていない人の割合

（市民アンケート（無作為抽出））

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
33.4% （令和2年度）	32%	31%

第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進



現状と課題

- ▶ 少子高齢化の進行、価値観の変化や多様化、地域のつながりの希薄化、国際化の進展等、市民一人ひとりを取り巻く環境が大きく変化し、多くの課題を抱える現代社会においては、市民の健康づくりや生きがいづくりに貢献し、地域に深いきずなを形成することに寄与するスポーツの果たす役割が、ますます重要になっています。
- ▶ 市民がスポーツに親しむ機会を増やして地域に活力を生み出すため、生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ることで、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ▶ 市民の体力向上や健康の保持増進を図るために、より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりやスポーツを通じて、地域コミュニティや様々なコミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- ▶ 本市は、100年を超えるサッカーの歴史を有しており、2つのJリーグクラブ、2つのWEリーグクラブを擁するホームタウンであることから、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを更に推進していく必要があります。
- ▶ 「スポーツのまち さいたま」の実現のため、スポーツイベントの開催及び「(一社)さいたまスポーツコミッション」の活動支援等を実施することにより、市の魅力を発信し、地域経済の活性化を推進する必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進

- 1 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じて、地域コミュニティや様々なコミュニティの形成・醸成を図ります。

- 2 サッカーを核として、様々なスポーツ施策を推進するとともに、市内外へ向けた「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
- 3 (一社)さいたまスポーツコミッションなどとの連携により、地域スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、スポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進します。
- 4 「さいたまスポーツシュール」などの推進により、民間力や地域のスポーツ資源、最新のデジタル技術や学術的知見を活用したスポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。
- 5 スポーツ施設等について、計画的に整備・改修等を実施し、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境等の向上を図ります。

成果指標

参考

▶本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
69.3% (令和2年度)	78%	80%

▶成人の週1回以上のスポーツ実施率

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
66.6% (令和2年度)	68%	70%

▶児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育の授業を除く)

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
小5 : 84.4% 中2 : 83.5% (令和元年度)	小5 : 89% 中2 : 87%	小5 : 93% 中2 : 90%

第4章 教育

第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進



現状と課題

- ▶ 技術革新によって社会経済状況が激しく変化する時代において、デジタル学習基盤を正しく活用する力や実体験を通じて生きて働く知識・技能を習得することに加え、人との交流やつながりを重視した多様な学習活動の機会の創出により、AIでは代替できない人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性をかん養していく必要があります。
- ▶ グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語でちゅうちよせず意見等を述べ、多様な背景をもった人々との交流を通じて、共生していくための力を育成していく必要があります。また、地球規模の諸課題を自分事として捉え、解決に向けて主体的に行動する、持続可能な社会の創り手の育成が必要です。
- ▶ 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のために、いじめ、不登校等への適切な対応等、子どもたちの個々のニーズに応じたよりきめ細かな支援体制の構築と、より良い学習環境や居場所の整備が求められます。
- ▶ 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを自己実現や地域社会への貢献等に生かすことで、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じ個々のニーズに応じて学習することを可能とする環境が必要です。
- ▶ 急速な人口減少・少子高齢化が進行し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築することにより、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の地域の担い手としての成長を地域総がかりで支えていく必要があります。
- ▶ 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のため、学校が働きやすさと働きがいと両立できる環境となるよう整備するとともに、学びに関する高度専

門職である教職員の資質・能力の向上を図りながら、持続可能な社会に向けた教育環境を整備していく必要があります。

目指す方向性

全国や指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策の展開により、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を生かし、自ら学び、考え、主体的に行動する力を発揮し、自分の幸せな人生と豊かな社会を創造する人材の育成を目指します。

施策

(1) 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- 1 教育DXの推進や、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進や教育の情報化推進などを通じて、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。
- 2 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校の特色化・魅力化を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通じて、夢を実現しようとする高い志を持って、可能性に挑戦する力を育成します。

(2) グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- 1 グローバル社会において、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来くるワーク体験」の推進などを通じて、多様な人々との関わりの中で、共感力や人間ならではの感性、創造性等、社会的自立に向けて基盤となる資質・能力や、主体的に社会の形成に参画する態度等を育成します。また、いじめ防止対策の強化、特別支援教育の推進や学びの多様化学校の設置を始めとする不登校対策の強化など、子どもたちの個々のニーズに応じたきめ細かな教育的支援や学習環境の充実を通じて、子どもたちが自己肯定感を持って、困難さをしなやかに乗り越え、人生を切り拓いていく力を育成します。
- 2 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通じて、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

(3) 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成

- 1 年齢の枠を超え、個人の意欲や能力を生かす社会に対応した学習の機会として、市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進や、図書館、公民館、博物館等の身近な生涯学習関連施設の利活用などを通じて、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。
- 2 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通じて、人生を豊かに生きるために、学んだことを地域社会への貢献等に生かすことにより、地域社会の担い手となり、やりがいをもって活躍できる環境を整備します。また、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、諸課題の解決を主体的に担うことができる力を育成します。

(4) スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

- 1 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむコミュニティ・スクールなど、「学校を核とした地域づくり」の推進等を通じて、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。
- 2 チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通じて、地域の多様な教育資源を活用し、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。

(5) 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- 1 学校教育の質を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うため、時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通じて、新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築します。
- 2 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、家庭や地域とも連携した防災教育や交通安全対策の推進などを通じて、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。

成果指標

▶ 全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
+3.1ポイント (小学6年生国語)	+3.1ポイント以上 (小学6年生国語)	+3.1ポイント以上 (小学6年生国語)
+1.1ポイント (小学6年生算数)	+1.1ポイント以上 (小学6年生算数)	+1.1ポイント以上 (小学6年生算数)
+2.9ポイント (中学3年生国語)	+2.9ポイント以上 (中学3年生国語)	+2.9ポイント以上 (中学3年生国語)
+2.5ポイント (中学3年生数学) (令和元年度)	+2.5ポイント以上 (中学3年生数学)	+2.5ポイント以上 (中学3年生数学)

▶ 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
86.3% (小学6年生)	87%以上 (小学6年生)	87%以上 (小学6年生)
78.0% (中学3年生) (令和元年度)	78%以上 (中学3年生)	78%以上 (中学3年生)

▶ 「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
85.5% (小学6年生)	86%以上 (小学6年生)	86%以上 (小学6年生)
80.2% (中学3年生) (令和元年度)	81%以上 (中学3年生)	81%以上 (中学3年生)

▶ 「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
75.3% (小学6年生)	76%以上 (小学6年生)	76%以上 (小学6年生)
69.8% (中学3年生) (令和元年度)	70%以上 (中学3年生)	70%以上 (中学3年生)

▶ 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
88.7% (小学6年生)	89%以上 (小学6年生)	89%以上 (小学6年生)
85.3% (中学3年生) (令和元年度)	86%以上 (中学3年生)	86%以上 (中学3年生)

▶ 「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
67.3% (小学6年生)	68%以上 (小学6年生)	68%以上 (小学6年生)
68.9% (中学3年生) (令和元年度)	69%以上 (中学3年生)	69%以上 (中学3年生)

▶ 「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
84.7% (小学6年生)	85%以上 (小学6年生)	85%以上 (小学6年生)
81.4% (中学3年生) (令和元年度)	82%以上 (中学3年生)	82%以上 (中学3年生)

▶ 「図書館、公民館、博物館などの生涯学習施設を利用して、学習する機会を得ている」と感じる市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
48.4% (令和2年度)	51%	54%

▶ 「これまでの経験や学習の成果を、学校や地域の活動、ボランティア活動などを通じて、社会へ還元している」と答えた市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
24.6% (令和2年度)	28%	30%

▶ 「地域の学校を信頼している」と思う市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
75.7% (令和2年度)	79%	81%

▶ 「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
93.5% (小学6年生)	94%以上 (小学6年生)	94%以上 (小学6年生)
83.8% (中学3年生) (令和元年度)	84%以上 (中学3年生)	84%以上 (中学3年生)

▶ 地域の学校の「教育活動（学校の授業、学校行事、部活動など）に満足している」と答えた市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
50.4% (令和2年度)	53%	56%

▶ 地域の学校の「学校施設の安全性・快適性や、見守り活動などの取組に満足している」と答えた市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
56.0% (令和2年度)	59%	61%

第5章 生活安全

第1節 安全・安心に暮らせる生活環境の形成

現状と課題



- ▶ 本市の交通事故発生件数は、平成 22（2010）年をピークに減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故発生件数に占める高齢者の事故の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- ▶ 本市の刑法犯認知件数は、自治会や P T A などの地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成 16（2004）年をピークに減少傾向にありますが、令和 4（2022）年以降再び増加に転じています。本市においては、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪や、身近な脅威となる特殊詐欺や侵入窃盗など、市民の身近なところで起こる犯罪は依然として後を絶たないことから、関係機関と連携しながら、地域における防犯活動を支援していく必要があります。加えて、犯罪被害者等の被害の軽減や回復を図るため、相談支援を行うとともに、犯罪被害者等が直面する問題について市民が理解を深めるための取組が必要です。
- ▶ また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。
- ▶ 食中毒や生活衛生関係営業施設に由来する感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒等に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

目指す方向性

（略）

施策

(1) 交通事故の防止

(略)

(2) 地域と連携した防犯の推進

- 1 防犯カメラや街路灯の設置・充実により、人の目が行き届きやすいようにするなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、人が多く集まる場所等で発生する犯罪の防止・抑制を図ります。また、市が設置等に関わるカメラの位置情報等と、犯罪発生場所等のデータを活用することにより、地域における効率的かつ効果的な防犯活動につなげます。
- 2 防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組みます。
- 3 犯罪被害者等への支援に関する広報・啓発の充実により、市民の意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への相談及び支援に取り組みます。

(3) 消費者トラブルの拡大の防止

(略)

(4) 生活衛生と食品の安全性の向上

(略)

成果指標

参考

▶ 交通事故件数

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
3,309件 (令和元年)	2,283件 (令和7年)	1,675件 (令和12年)

▶ 刑法犯認知件数

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
10,084件 (令和元年)	8,340件 (令和7年)	6,750件 (令和12年)

▶ 消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
39.3% (令和2年度)	55%	70%

▶ 衛生施設等に関して満足している市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
88.1% (令和2年度)	90%	90%

第6章 福祉

第1節 誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現

現状と課題



- ▶ 本市は、令和22(2040)年には、高齢者人口が40万人を超え、高齢化率も29.6%と、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面することが予想されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。
- ▶ 本市の要支援、要介護の認定者数については、これまで一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。
- ▶ また、国では、~~令和7(2025)年を目途に~~、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「医療」「介護」「自立した日常生活の支援」「介護予防」「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。
- ▶ 本市においては、高齢者を始めとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢者の自立支援や介護状態の重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの具現化に取り組む必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる環境づくり

- 1 高齢者の生活機能の低下や介護状態の重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めるほか、高齢者が自分らしく活躍できるよう、セカンドライフの充実に向けた取組を進めます。

- 2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括支援センターに配置している「さいたま市地域支え合い推進員」のスキルアップに努めるとともに、地域の多様な主体の参入を促進することで様々な課題の解決に向けて互いに幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。
- 3 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自宅や介護施設など生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

成果指標

参考

▶ 75歳～79歳の介護認定率

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
12.5% (令和元年度)	12%	11%

▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
76.6% (令和元年度)	79%	82%

第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現



現状と課題

- ▶ 全国的な人口減少の本格化や少子高齢化の進行等は、家庭・地域・市民活動団体等のつながりの希薄化や地域の担い手不足をもたらし、「地域力の低下」を招いています。また、ライフスタイルや価値観の多様化は、ひきこもりを伴う8050問題、介護と育児を同時に担うダブルケアやケアラー・ヤングケアラーの問題、そして孤独・孤立問題の深刻化など、複雑化・複合化した新しい課題を生み出しています。
- ▶ こうした社会環境の変化に対応していくため、福祉に関する包括的な相談を受け止める相談支援体制を整備するとともに、地域の多様な主体と行政が協働して、地域のつながりを醸成し、ソーシャルキャピタルを高めることで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する必要があります。
- ▶ 本市では、人口が増加している中、障害者の数も増加傾向にあります。令和6（2024）年度末における身体障害者手帳所持者数は32,211人で、障害者手帳所持者全体の約54%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は17,577人と、前年度末に比べて1,122人、約7%増加しています。近年は、高次脳機能障害や発達障害等の見た目では分かりにくい障害に対する社会的認知も広がってきています。
- ▶ 障害に対する差別や偏見を無くし、障害のある人が不当な制約を受けないように、障害に対する正しい理解を促進するとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（通称：ノーマライゼーション条例）」の理念の普及啓発を推進することが必要となります。
- ▶ 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とするサービスの確保が課題となっています。
- ▶ 特に、障害のある人が地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援の充実）が必要となります。

目指す方向性

（略）

施 策

(1) 誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現

- 1 障害に対する差別や偏見を無くし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。
- 2 乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めます。また、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら、家族を含めた相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化及び内容の充実に加えて、サービス提供者の能力や知識の向上を図ります。
- 3 全ての人々が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、**障害の特性に応じたアクセシビリティに配慮した支援やユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を推進**します。また、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術等の様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。

(2) その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり

- 1 様々な福祉の課題を抱える市民の相談を受け止め、活用可能な福祉制度を案内するほか、必要な相談支援機関につなげる仕組みづくりを行うとともに、生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。
- 2 **少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、全てのケアラー・ヤングケアラーが個人として尊重され、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域の多様な主体と相互に連携を図りながら、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。**
- 3 **誰もが地域において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が互いに尊重し合い協働する意識を醸成するとともに、それぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合うコミュニティを築ける地域づくりを推進**します。

成果指標

- ▶ 「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
57.9% (令和2年度)	64%	72%

- ▶ 「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
69.0% (令和元年度)	75%	80%

- ▶ 福祉まるごと相談窓口の相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
39.1% (令和元年度)	45%	50%

- ▶ 家族や友人で解決できない悩みや不安について、相談できる人や場所があると感じる市民の割合

(新規設定)

第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現



現状と課題

- ▶ 埼玉県が策定した「地域医療構想」によると、さいたま区域では、高齢者数の増加を背景として、今後も医療需要が増加し、回復期、慢性期の医療機能の不足が見込まれています。あわせて、在宅医療等の需要も大幅に増加することが見込まれています。
- ▶ 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制が求められています。

目指す方向性

(略)

施策

- (1) 市民が安全・安心して暮らせる医療体制の充実

(略)

成果指標

参考

- ▶ かかりつけ医がいる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
70.3% (令和2年度)	75%	80%

- ▶ 必要な時に受診できる医療機関がある市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
84.7% (令和2年度)	88%	90%

第7章 子ども・子育て

第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

現状と課題



- ▶ 令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、こども・若者の意見表明機会の確保・意見の尊重等、こども施策に関する基本理念が掲げられました。また、同時に、こども家庭庁が設置され、こども・若者を権利の主体として認識し、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運が高まっています。
- ▶ 全国的に少子化が進行している中、令和5（2023）年における本市の合計特殊出生率は1.19で、近年で見ると横ばいの傾向にありますが、出生数とともに減少傾向にあり、より一層の少子化対策の強化が求められています。
- ▶ 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、未婚化・晩婚化への対策や、妊娠・出産、子育てへの支援施策の充実は欠かせないものです。このため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められています。その一環として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うため、令和6（2024）年4月から、母子保健分野及び児童福祉分野が一体的に相談支援を行う、こども家庭センターを各区へ設置しました。
- ▶ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や保育環境の整備、地域ぐるみで子育てを支援する体制をあらゆる面から強化する必要があります。
- ▶ 令和7（2025）年4月現在の保育所等利用待機児童数は0人となっていますが、今後も保育需要の増加が見込まれていることから、引き続き、多様な保育の受け皿を確保していく必要があります。
- ▶ 放課後児童クラブでは、令和7（2025）年4月現在で196人の公設クラブ待機児童が生じており、待機児童の早急な解消が求められています。あわせて、民設クラブの運営に係る保護者負担の軽減を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう今後の放課後児童対策に取り組む必要があります。

- ▶ 全国的に世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化などによって、家庭が孤立し、子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれており、社会全体で子育てを支援していく必要があります。
- ▶ 発達障害の社会的認知の広がりにより、全国的に支援を必要とする子どもや保護者は増加しています。障害のある子どもの健やかな育ちを促すとともに、保護者が抱える不安感を軽減するよう、環境の整備を図る必要があります。
- ▶ 子どもを取り巻く環境が常に変化する中、子どもが抱える課題はますます複合化・複雑化してきています。経済的困窮、教育や経験の機会の喪失等が社会との関係性を喪失させ、子どもの健やかな育ちと自立を困難にしています。そのため、福祉部門を始め、教育や保健部門等の様々な関係機関による連携、重層的な支援を図る必要があります。
- ▶ 児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数は令和元（2019）年度より横ばいで推移しており、いまなお深刻な社会問題となっています。児童虐待を防止するため、全ての子どもに対して切れ目のない支援を推進していく必要があります。

目指す方向性

（略）

施策

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目のない支援と親と子の健康づくり

- 1 結婚を望む方への支援を行うとともに、妊娠、出産期において、安心して健やかに子どもを産み育てることができるように、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みを軽減するため切れ目のない支援の充実を図ります。
- 2 子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付等の支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

(2) 安心して子どもを育てられる環境づくり

- 1 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備や既存資源を活用した多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

- 2 利用を希望する全ての児童に対して、安全・安心な放課後の居場所を提供するため、学校施設の活用や民設クラブの整備による受け皿確保を進めるとともに質の向上に取り組みます。
- 3 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。
- 4 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。

(3) 次代の社会を担う子ども・若者が健全に成長する環境づくり

- 1 子どもの主体性や豊かな人間性、社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動、社会参画など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会や居場所の充実を図ります。
- 2 次代の担い手である子ども・若者の意見に耳を傾け、実際に市の施策や事業に反映していくよう取り組みます。
- 3 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、自立に至るまでの切れ目ない支援を受けられる体制を構築します。
- 4 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につなげる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

参 考

成果指標

▶ 妊娠・出産について満足している人の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた人の割合）

（所管課所等のアンケート）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
79.9% （令和元年度）	82%	85%

▶ 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
74.9% (令和2年度)	79%	83%

▶ 子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
81.7% (令和2年度)	85%	89%

第8章 文化

第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

現状と課題



- ▶ 本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24（2012）年4月に「文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に展開してきました。
- ▶ 本市には、「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の魅力ある資源があります。これらを始め地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めてきたほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組んできました。具体的には、大宮盆栽美術館、漫画会館、岩槻人形博物館、鉄道博物館を中核とした魅力ある資源を活用した各種取組を進めるとともに、「さいたま国際芸術祭」など、国内外に向けて本市の魅力をアピールするための催しを開催しました。また、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おおみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルに向けて取り組んできました。
- ▶ **引き続き**、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた**施策を展開していく必要があります**。具体的には、本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、**令和4（2022）年に設立されたアーツカウンシルさいたまを軸に**、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、誰もが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。
- ▶ 本市には、令和**7（2025）**年3月31日現在、国指定10件、県指定**77**件、市指定441件、合計**528**件の**有形・無形**の指定文化財が存在しています。このほかにも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 文化芸術を活用したまちの活性化

(略)

(2) 文化芸術活動の促進

(略)

(3) 歴史文化資源の保存・継承・活用

(略)

参考

成果指標

▶文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合）

(市民アンケート（無作為抽出）)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
61.9% (令和2年度)	65%	67%

▶文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合）

(市民アンケート（無作為抽出）)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
65.4% (令和2年度)	70%	75%

参 考

▶ 歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)
80.0% (令和 2 年度)	82%	85%

第9章 都市インフラ

第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ



現状と課題

- ▶ 今後、人口減少・高齢化の進行が予測される中、都市機能が無秩序に薄く拡散すれば、高齢者の利便性の低下や既存ストックにかかる維持管理費の増大など、様々な問題が生じるおそれがあります。
- ▶ このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組む必要があります。
- ▶ 本市は、鉄道4事業者33駅を抱えており、なかでも東北・上越・北陸新幹線を始め、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、東日本の交通の要衝であるとともに、全国でも有数のターミナル駅となっています。また、東北自動車道、東京外環自動車道、国道16号、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道17号上尾道路、国道298号、国道122号、国道463号、首都高速道路等の幹線道路網も充実しています。また、新大宮上尾道路の整備や核都市広域幹線道路の検討など、広域道路ネットワークの形成により、一層の幹線道路網の充実が期待されます。
- ▶ しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じています。さらには、運転手不足の顕在化などによりバス本数の維持がますます難しくなるなど、交通網や交通アクセスの強化、利便性の向上を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークの再構築が必要です。
- ▶ その一方で、今後更に財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動して計画的に整備を進める必要があります。
- ▶ 大宮駅周辺地区については、これまで様々な都市機能を集積してきている一方で、オフィスを始めとした業務機能等が不足しています。また、慢性的な交通渋滞の発生、低・未利用地の点在などの課題があります。そのため、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」や「(仮称)バスタ大宮」等を踏まえ、商業・業務・都心居住等の都市機能の充実や大宮駅を中心とした交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの形成による回遊性の強化等を推進し、本市の都心としての拠点性や防災性の向上を図る必要があります。

- ▶ さいたま新都心周辺地区については、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能など様々な都市機能が集積しているものの、更なる土地活用の充実・強化を図るといった課題があります。そのため、平成26(2014)年3月に策定した「さいたま新都心将来ビジョン」に基づき、広域的な都市活動の拠点として適正な土地利用の促進などによりにぎわいを創出するとともに、地域の価値を向上させるエリアマネジメントなど多様な主体によるまちづくりを推進する必要があります。また、本庁舎の移転整備に併せて、周辺施設と連携したまちづくりに取り組む必要があります。
- ▶ 浦和駅周辺地区については、鉄道高架化による東西市街地の一体化が図られました。が、駅周辺の狭あい道路の解消や、市街地再開発事業等の推進により基盤整備が進捗する一方、既存建築物の老朽化の進行など、今後も適切な施設更新等を図っていくといった課題があります。そのため、「浦和駅周辺まちづくりビジョン」等を踏まえ、引き続き、本市の都心としてのにぎわいや回遊性を高める市街地の再構築を推進するとともに、本庁舎移転整備後の現庁舎地や市民会館うらわ跡地など、公共施設の建替え等に合わせた都市機能の再編・適正配置を行っていく必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 都市基盤整備の推進

(略)

(2) 多様で高次の都市機能の集積

(略)

(3) 広域的な交通施策の推進

- 1 都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまちの形成を図るため、市民を始め、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、MaaSなど、デジタル技術の活用などにより、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進めるとともに、地

下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸促進に取り組み、東西交通大宮ルートへの導入検討や市内各鉄道の利便性向上を図ります。

- 2 幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。新たな東西連携軸となる核都市広域幹線道路については、広域的な連携強化に向け計画の具体化に取り組み、あわせて、市内の拠点間の連携や市民の生活利便性の向上等を図ります。

(4) にぎわいと交流を生む居心地のよい都市空間の形成

- 1 車中心から人中心の空間へと転換を図るため、歩きやすい歩行環境を整備するとともに、公民連携等で道路等の公共空間の利活用を進めるなど、多様な人々が利用しやすい、居心地が良く歩きたくなるウォークアブルなまちづくりを推進します。
- 2 街なかの回遊性・滞在の快適性、地域イメージの向上のため、公民連携等により都市部における緑化を推進し、まちなぎわいの起点となる交流の場や市民の憩いの場を創出するとともに、緑を生かした災害リスクの軽減を図るなど、グリーンインフラの取組を推進します。

成果指標

参考

▶ 都心・副都心における土地区画整理事業・市街地再開発事業の進捗率等

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
46% (令和元年度)	97%	98%

▶ 都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
39.2% (令和2年度)	43%	45%

▶ 都心・副都心の駅の1日当たりの乗降客数（定期利用者を除く）

（民間事業者の統計等）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
約44万5千人 （令和元年度）	45万2千人	45万4千人

▶ 鉄道、バスの年間利用者数

（民間事業者の統計等）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
鉄道：362,200千人 バス：61,000千人 （令和元年度）	鉄道：325,900千人 バス：54,600千人	鉄道：365,900千人 バス：61,200千人

▶ さいたま市の交通の利便性に関する満足度

（所管課所等の独自調査）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
57.8% （令和2年度）	64%	67%

▶ 都心・副都心における1日当たりの滞在者数

（民間事業者の統計等）

実績	中間目標 （令和7年度）	最終目標 （令和12年度）
171,661人 （令和4年度）	199,000人	231,000人

第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ



現状と課題

- ▶ 本市では、これまで人口減少・少子高齢化、環境問題等、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など、質を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。
- ▶ 全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市においても、引き続き、将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地整備を推進するとともに、デジタル技術等の利活用を進め、より安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、環境負荷の低減など市街地の質的な改善と都市機能の向上に取り組む必要があります。
- ▶ 本市は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸促進に取り組んでいますが、中間駅などの新駅設置に伴って新たな市街地形成を進める場合には、豊かな自然環境との共生を図りながら、質の高い住宅地や駅の利便性を考慮した商業・業務機能を計画的に供給していく必要があります。あわせて、核都市広域幹線道路の延伸、産業集積拠点の整備に向けた検討もされていることから、これらの事業展開も踏まえた総合的な都市づくりを進めていく必要があります。
- ▶ また、市内には、武蔵一宮氷川神社や岩槻城址等の歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、更には様々な伝統行事やイベント等を含めた景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。
- ▶ これらの資源を次世代に継承すべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。
- ▶ 都市公園については、身近な公園が不足している市街地において新規整備を推進するとともに、既存公園の老朽化が進んでいることや公園の質の向上が求められていることから、既存公園の改修及び維持管理・運営方法の改善が必要です。また、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。
- ▶ 住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット機能の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。

- ▶ 生活道路については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭あい道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。
- ▶ また、高齢化の進行や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の低減などを念頭に、公共交通はこれまで以上に重要な役割を果たすとともに、**自家用車に依存しすぎない交通体系を構築していくため、公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。**
- ▶ 近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、ルール・マナーの意識向上や自転車走行空間の整備、需要に応じた駐輪環境の改善など自転車利用環境の向上を図る必要があります。
- ▶ 本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより人口増にもかかわらず横ばい傾向にあり、将来の人口減少による水需要の減少に対応するため、水道施設の効率的配置及び適正規模を検討する必要があります。また、水道料金収入の増加が見込めない一方で、水道施設の老朽化対策として維持管理や更新・耐震化を進める必要があります。
- ▶ 市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、常に信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ▶ 本市の下水道普及率は、令和**6**（2024）年度末現在**95.3%**に達していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、効率的な公共下水道の整備を進めるとともに、施設の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。
- ▶ 接続戸数が増加していく中、世帯規模の縮小や節水型機器の普及などにより1戸当たりの使用水量が減少傾向にあり、全体として、下水道使用料収入は増加が見込めないことから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。

目指す方向性

（略）

施 策

(1) 個性豊かで潤いのある都市空間の形成

- 1 市民・事業者・行政の協働により、地域の状況に応じた景観に関する誘導・保全・啓発を行い、個性豊かで魅力ある良好な都市景観形成を図ります。
- 2 市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。
- 3 地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進やP a r k - P F I による取組の推進を図るなど、公民連携に取り組みます。

(2) 地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出

(略)

(3) 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実

- 1 集約型都市構造の維持に向けた効率的な公共交通ネットワークの形成・強化を図ります。
- 2 市民の日常生活における移動手段の確保に向け、デマンド型の交通など、デジタル技術の活用により地域の公共交通を強化し、地域特性に配慮した持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ります。
- 3 ノンステップバスの導入・普及など、公共交通の利便性を高めるとともに、鉄道駅やその周辺等を中心にバリアフリー化を推進します。
- 4 安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路の改善や安全・安心な歩行空間の整備を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良や踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。また、今後の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行い、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。
- 5 「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を目指し、サイクルツーリズムの推進、シェアサイクルの普及、正しい自転車利用の啓発、自

転車通行環境の整備、駐輪場の利便性向上等の各施策を実施し、総合的に自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。

(4) 安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備

(略)

成果指標	参 考						
<p>▶ 良好な都市景観の形成が進み、街なかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合</p> <p style="text-align: right;">(市民アンケート (無作為抽出))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>中間目標 (令和7年度)</th> <th>最終目標 (令和12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62.5% (令和2年度)</td> <td>65%</td> <td>68%</td> </tr> </tbody> </table>	実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	62.5% (令和2年度)	65%	68%	
実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)					
62.5% (令和2年度)	65%	68%					
<p>▶ 道路整備・土地区画整理・市街地再開発事業など、まちの基盤整備が進んでいると感じる市民の割合</p> <p style="text-align: right;">(市民アンケート (無作為抽出))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>中間目標 (令和7年度)</th> <th>最終目標 (令和12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69.6% (令和2年度)</td> <td>72%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>	実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	69.6% (令和2年度)	72%	75%	
実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)					
69.6% (令和2年度)	72%	75%					
<p>▶ 誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合</p> <p style="text-align: right;">(市民アンケート (無作為抽出))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>中間目標 (令和7年度)</th> <th>最終目標 (令和12年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73.3% (令和2年度)</td> <td>76%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	73.3% (令和2年度)	76%	80%	
実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)					
73.3% (令和2年度)	76%	80%					

▶ 身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
73.6% (令和2年度)	76%	79%

▶ 自転車利用環境に関する満足度 (快適性、安全性、ルール・マナー、情報提供、市の取組)

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
42.1% (令和2年度)	45%	50%

▶ 水道管路の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
49.7% (令和元年度)	56.3%	61.8%

▶ 下水道施設の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
52% (令和元年度)	67%	77%

第10章 防災・消防

第1節 災害に強い都市の構築

現状と課題



- ▶ 東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、東日本大震災以降も、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震、平成30年7月豪雨による洪水被害などの大規模自然災害等により、全国各地において大きな被害を受けてきました。また、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）では、本市においても1,600棟を超える家屋に浸水被害が生じるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。
- ▶ 近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震等の大規模自然災害による大きな被害への懸念は高まっているため、本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化を念頭に、防災対策の不断の見直しを行う必要があります。
- ▶ 本市では、事前防災及び減災、迅速かつ円滑な復旧復興のため、平常時には「公助」によるインフラ整備などのハード整備や、地域防災力向上のためのソフト対策、災害時の救援・救護等、防災への取組を絶え間なく続けているところです。
- ▶ しかし、現在想定されている首都直下地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、「公助」の限界についての懸念も指摘されています。
- ▶ 今後、より災害に強い都市の構築を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など、「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。
- ▶ また、近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加傾向にあり、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 災害に強い都市基盤整備

(略)

(2) 地域と共に進める災害対策

- 1 市民・事業者への防災知識の普及・啓発を促進し、年齢・性別を問わず、市民が、災害への備えを行い自分の身を守るための在宅避難や広域避難などを含めた適切な行動がとれるようにするため、行政、関係機関及び地域が連携し、防災意識の醸成を図ります。
- 2 市民が互いに支え合い、高齢者や障害者、子ども、外国人、性的少数者など、多様性やジェンダーなどに配慮した避難支援や避難所運営等を円滑に行うことが、被害の拡大防止につながるため、地域防災活動の中心となる自主防災組織を育成強化し、更なる市民との協働、「共助」による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。

(3) 消防・救急体制の充実強化

(略)

参考

成果指標

- ▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
47.2% (令和2年度)	50%	53%

▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
69.7% (令和2年度)	73%	80%

▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
76.0% (令和2年度)	80%	83%

▶ 火災件数 (失火による出火件数)

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
215件 (平均値) (令和元年)	209件	203件

▶ 病院収容所要時間 (119番通報から医師引継ぎまでの時間)

(国・県等の統計等)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
40分33秒 (令和元年)	40分16秒	39分30秒

第11章 経済・産業

第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興



現状と課題

- ▶ 本市は、新幹線6路線等が乗り入れる大宮駅を有する「東日本の玄関口」として、地理的優位性が高く、東日本のヒト・モノ・情報呼び込むとともに市内外に発信し、交流を促進することで、本市及び東日本全体の経済を活性化していくことが期待されています。
- ▶ 経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の産業特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動の更なる国際化を推進する必要があります。本市においては、次世代を担う新産業分野を創出・育成するため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、地理的優位性を生かしながら、産学官金連携の推進による研究開発の促進を推進する必要があります。
- ▶ 地域経済の活性化と併せて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能等の誘致を引き続き進め、立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。
- ▶ 我が国の経済は、人口減少・少子高齢化等の景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭を始めとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向、長引く物価高騰などにより、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。
- ▶ 多様な人材の活躍による地域経済の活性化を図るため、幅広い世代を対象とした産業人材の育成を支援する必要があります。また、平成30(2018)年12月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、今後増加が見込まれる外国人労働者を含め、世代・状況に応じた就労支援を実施するとともに、人手不足が深刻な中小企業等の人材確保のため、就労・職場定着に資する支援が求められています。

- ▶ 本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、~~従来の枠組みにとらわれない~~支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核としてにぎわいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 東日本連携による経済交流の活性化

(略)

(2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創出

(略)

(3) 活力ある地域産業を育てる環境の整備

(略)

(4) 地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備

(略)

(5) 商業活性化のためのにぎわいづくり

(略)

成果指標

▶ 東日本の都市を身近に感じる市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
37.6% (令和2年度)	50%	55%

▶ 国内の販路拡大に向けた商談件数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
384件 (令和元年度)	430件	480件

▶ 海外の販路拡大に向けた商談件数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
321件 (令和元年度)	370件	420件

▶ 企業立地件数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
10件 (令和元年度)	50件 (5年間累計)	100件 (10年間累計)

▶ 法人市民税 (法人税割) の納税義務者数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
14,581社 (令和元年度)	14,946社	15,310社

▶ 市民の就業率

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
60.1% (令和2年度)	63%	66%

▶ 働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
75.6% (令和2年度)	79%	81%

▶ 商店街に魅力を感じる人の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
28.7% (令和2年度)	34%	39%

▶ 商店街・商業地区の歩行者通行量

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
100% (平成28年度)	103%	105%

第2節 観光の振興とMICEの推進



現状と課題

- ▶ 本市は、サッカーを始めとするスポーツ資源、「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会や令和3（2021）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、更には本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。
- ▶ その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことに伴う経済活動・人流の正常化を的確に捉えながら、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。
- ▶ さらに、これまで国際会議を始めとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的にMICEの誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

目指す方向性

（略）

施策

(1) 地域資源等の魅力を生かした観光の振興

- 1 スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。
- 2 国内だけでなくインバウンドにも目を向け、本市の魅力を国内外に発信し来訪者の増加を図るとともに、全ての来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。
- 3 国際会議等のコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、インバウンドを含む来訪者の受入体制の充実に取り組みます。

成果指標**参 考**

▶ 入込観光客数

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
2,560万人 (令和元年度)	2,718万人	3,000万人

▶ MICE開催による経済波及効果

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
106.9億円 (令和元年度)	488億円 (5年累計)	1,183億円 (10年累計)

第3節 持続可能で魅力ある都市農業の振興



現状と課題

- ▶ 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足が進み、依然として厳しい状況にあります。また、気候変動に伴う気温の上昇等や、自然災害の激甚化・頻発化により、農産物の品質の低下や収量の減少等が懸念されています。一方で、首都圏の中でも東京という大消費地に近接しているという特徴を生かし、付加価値の高い都市農業を振興していくことが求められています。
- ▶ 食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的機能が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が新鮮で安全・安心な地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。
- ▶ 都市化の進展に伴い農地の減少が続く一方で遊休農地が発生していることから、限りある農地を有効利用していくことが課題となっています。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 持続可能で魅力ある都市農業の確立

- 1 農業者や就農希望者への支援等により、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、担い手への農地の集約やAIやスマート農業等の先進技術の活用を推進し、収益性の高い農業経営を実現することにより、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。
- 2 地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援するとともに、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組みます。また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。
- 3 農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び営農のための保全活動支援を推進します。

成果指標**参 考**

▶ 市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合

(市民アンケート(無作為抽出))

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
77.5% (令和2年度)	81%	85%

▶ 担い手への農地の集積率

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
13.5% (令和元年度)	20.3%	26.0%

第4部 各区の特性と将来像

1 区の特性と将来像の位置付け

(略)

2 区の将来像の実現に向けて

(略)

3 構成について

(1) 区の特性

▶ 各区の特性

地形、歴史や文化等の区の特徴や都市基盤・環境、産業、地域資源、コミュニティといった区の現状や課題を示したものです。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設等について、主な施設の設置状況を示し、「区の特性」と併せて、区の概要をまとめたものです。なお、掲載情報は原則として令和7年4月1日現在のものです。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したものです。

▶ まちづくりのポイント

区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。

西区

特性

西区は広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原櫻草園等がある、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。また、地域の祭りなど伝統芸能が今も親しまれ、地域文化が息づいたまちでもあります。

●都市基盤・環境

(略)

●産業

(略)

●地域資源

区内には荒川や鴨川などの大きな河川のほか、桜並木が整備されたびん沼川などの水辺や雑木林がありますが、これに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原櫻草園、北部の秋葉の森総合公園や大宮花の丘農林公苑など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、市指定無形民俗文化財である秋葉ささら獅子舞及び指扇の餅搗き踊り（市指定無形民俗文化財）、祭りばやしなど民俗芸能が今も親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。

R B 大宮アルディージャ練習場や荒川サイクリングロード、広大な荒川河川敷にある運動場などの地域資源や、さらに、公設としては首都圏で2例目、本市では初の公認グラウンド・ゴルフ専用コースとなる宝来グラウンド・ゴルフ場が整備され、幅広い世代に親しみやすいスポーツ環境が魅力となっています。

西区のこれらの資源を十分活用し、区の魅力向上に向けて、まちづくりに生かしていく視点が求められます。

●コミュニティ

(略)

西区



将来像

豊かな自然と歴史文化を生かす 全ての人と生活にやさしい潤いあるまちづくり

(略)

<まちづくりのポイント>

1 安全で安心して暮らせるまちづくり

- (1) 歩道や街灯等の充実やバリアフリーのまちづくり
- (2) 歩行者が安心して通行できる生活道路の整備
- (3) 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実
- (4) 地震・風水害や犯罪等に対する安全性の向上
- (5) 公共用水域の水質保全のための公共下水道の普及と利用促進、公園やコミュニティ関連施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備

2 活力のあるまちづくり

(略)

3 子育てしやすいまちづくり

(略)

4 高齢者や障害者が生き生きと生活できるまちづくり

- (1) 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実
- (2) 行政と地域住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の連携・協力などを通じ、高齢者の自立した生活を見守る環境の整備
- (3) 障害者の地域生活を支援するネットワークづくり

5 環境と共生したまちづくり

(略)

北区

特性

本市の北部に位置する北区は、世界に誇る日本の文化である盆栽を継承する大宮盆栽村や盆栽文化振興の拠点施設である大宮盆栽美術館、日本近代漫画の先駆者北沢楽天ゆかりの漫画会館、市指定無形民俗文化財である日進餅つき踊りなどの伝統的な文化財産を有し、個性豊かな地域資源に恵まれた区です。また、区のほぼ中央にある日進・宮原地区は、プラザノースを始め、公共・公益・商業・業務機能及び都市型住宅から成る複合市街地として、本市の副都心にふさわしい、にぎわいの創造と生活交流の拠点が整備されています。

●都市基盤・環境

北区には、大宮駅から放射状に延びるJR高崎線・宇都宮線・川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）などの鉄道・軌道系路線が充実し、また国道17号、国道16号東大宮バイパス、産業道路等の広域幹線道路が整備された交通便利性の高い地区となっています。また、土地区画整理事業等により都市基盤施設の整えられた市街地がほぼ全域にわたり、北部には大規模な工業団地が、駅周辺や幹線道路周辺には工業・商業・業務地が広がる一方、東部を流れる芝川、見沼代用水西縁に沿って緑の空間である見沼田圃が広がっています。

宮原地区では区役所、図書館、ホール等の機能を複合化し、さらに、芸術創造・ユーマ機能等を有する施設であるプラザノースを中心として、周辺には商業、都市型住宅等が整備され、日進駅周辺地区では、住宅・商業施設等が建設されるとともに、日進駅の橋上化により北口と南口の駅前広場が整備されています。

都市基盤整備が大きく進展する中、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路の整備や駅のバリアフリー化といった交通環境の向上、地震・風水害等の災害への対策、中高層住宅と周辺環境との調和なども求められています。

●産業

(略)

●地域資源

区の南部には、日本屈指の盆栽郷として世界的に知られ、開村100周年を迎えた大宮盆栽村があり、盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽に触れていただくための拠点施設である大宮盆栽美術館を中心に、国内外から多くの方が訪れています。隣接地には、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する漫画会館や市民の森などもあり、伝統的な文化や緑豊

かな自然など、多くの地域資源があります。また、氷川参道から大宮公園、大宮盆栽村、市民の森へと続く緑の回廊は、全国にも類例のない貴重な緑地エリアとなっています。さらに、日進餅つき踊り（市指定無形民俗文化財）が貴重な地域資源として代々引き継がれています。

区の西部には、鴨川の斜面林に湧く清水があり、三貫清水として住民による自主的な清掃活動などにより守られています。

●コミュニティ

（略）

北区



将来像

私が誇れるまち 市民参加のまちづくり
—住み続けたいまち もっとよいまち 北区—

(略)

<まちづくりのポイント>

1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる

(略)

2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる

(略)

3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる

(略)

4 自然環境の豊かなまちをつくる

(略)

5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる

(略)

大宮区

特性

大宮区は、本市中央部の北寄りに位置し、古くは武蔵一宮氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄えました。そして、大宮駅の開業と大宮工場（現在の大宮総合車両センターとJR貨物大宮車両所）の設立をきっかけとし、鉄道のまちとして発展してきました。区のほか中央には、全国有数のターミナル駅である大宮駅及び県内最大級の商業・業務地区があり、東日本の玄関口としての交通の結節点・経済の中心地となっています。

●都市基盤・環境

大宮区は、令和6（2024）年3月に福井県まで延伸した北陸・北海道新幹線など新幹線6路線を含むJR線、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が南北に延び、JR川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）が東方向、南北方向に延びています。道路においては、国道17号と国道17号新大宮バイパス、旧中山道、産業道路が南北方向の軸、県道さいたま春日部線や三橋中央通線等が東西方向の軸となっています。また、平成28（2016）年4月には国道17号新大宮上尾道路が事業化され、東京都心部へのアクセス向上が期待されています。鉄道・幹線道路の充実した大宮区は商業・業務地区があり、高度な都市機能を有するまちとして発展しており、活動拠点を構える企業が増えています。

また、首都圏広域地方計画（第二次）において、大宮が「東日本の玄関口機能を果たし、スーパー・メガリージョンを支える対流拠点」として位置付けられ、ヒト・モノ・情報が集まる東日本のネットワークの結節点として連携・交流機能の集積・強化を図ることが期待されています。

これらにぎわいのある地区の外側には静かな住宅街が広がっており、区内には、コミュニティ関連施設を始め、各種の文化・スポーツ施設等の公共施設も整備されています。

このように、基本的な生活環境や基幹的な道路・交通環境は整備されていますが、大宮駅及び周辺を中心市街地と郊外とを結ぶ東西方向の道路・交通環境については、更に充実を図る必要があります。

大宮駅周辺地区は県内最大級の商業・業務地区であり、近年は駅周辺に予備校や専門学校等が増えており、若い人々が集まり、活気とにぎわいを醸し出しています。今後も、大宮駅グランドセントラルステーション化構想に基づく駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化等により、広域的な商業・業務機能や交流機能等の集積が進んでいきます。また、さいたま新都心周辺地区は、令和13（2031）年度を目途とする市役所本庁舎の移転により、周辺施設と連携したまちづくりの推進が期待されます。その上で、両地区の連携を深め、一体的な都心として発展することが期待されています。同時に、区民生活に必要な身近な商業・サービス機能が集積した地区として、子どもから高齢者まで誰もが住みやすく、

住み続けたいまちとしての整備も求められています。

加えて、地震・風水害等から区民の生命と財産を守るための対策強化や、防犯活動の充実により、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

●産業

(略)

●地域資源

大宮区は、武蔵一宮氷川神社とさいたま新都心を約2kmにわたりつなぐ氷川参道の並木や、県内初の県営公園である大宮公園が区の中央部に緑豊かな一画を形成するとともに、見沼代用水西縁から広がる見沼田圃の自然が現在も残されています。また、社記によれば、およそ二千年以上の歴史があるとされる武蔵一宮氷川神社、鉄道博物館、造幣さいたま博物館、大宮ソニックシティ、大宮情報文化センター（JACK大宮）、宇宙劇場、大宮門街にある市民会館おおみや（RaioC Hall）等の歴史・文化施設、子どもから高齢者まで多くの区民が集う大宮区役所・大宮図書館、野球場やRB大宮アルディージャのホームスタジアムであるサッカー場などのスポーツ施設が数多く整備されており、これらの地域資源を活用して人と人との交流を深めるとともに、地域に根づいた文化等の価値を高め、積極的に発信していくことが大切です。

●コミュニティ

(略)

大宮区



将来像

うるおいのある高度な生活基盤と氷川の杜の緑と文化が調和するまち

(略)

<まちづくりのポイント>

1 東日本の玄関口としてふさわしい、拠点性を高めた大宮駅周辺のまちづくり

- (1) 大宮駅周辺とさいたま新都心駅周辺とが一体となった広域的なまちづくり
- (2) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想による駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能高度化
- (3) 大宮駅東口周辺の業務機能の充実や商業のにぎわいと氷川の杜の歴史・文化が調和したまちづくり
- (4) 大宮駅西口周辺の商業・業務機能の充実と都市施設整備等による洗練されたまちづくり
- (5) 令和 13（2031）年度を目途に市役所本庁舎が移転するさいたま新都心駅東口周辺の居心地のよい都市空間の形成や、エリアマネジメント活動の推進などによるにぎわいと活力あるまちづくり
- (6) 訪れる人誰にもやさしく、楽しく、安全・安心でおもてなしにあふれた大宮駅周辺のまちづくり

2 質の高い生活環境と安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地震・風水害といった自然災害に強く、安全・安心に暮らせる、犯罪のないまちづくり
- (2) 渋滞のない道路交通環境や安全な生活道路など、道路・交通環境の整った快適に暮らせるまちづくり
- (3) 自動車、自転車の交通ルール・マナーの啓発による交通事故のないまちづくり
- (4) 区民の健康増進や環境対策の推進など、健康に住み続けられるまちづくり
- (5) 育児環境の整った子育てをしやすいまちづくり
- (6) 子どもから高齢者まで誰もが元気に活動できるまちづくり
- (7) 学校と地域との活発な交流による教育環境の整ったまちづくり
- (8) 身近な公共施設の整備など、計画段階から地域住民が参加するまちづくり

3 区の魅力の発信と、人の交流が生み出すまちづくり

- (1) 氷川の杜の緑や見沼田圃の自然、武蔵一宮氷川神社や鉄道を始めとする歴史伝統文化等の固有の地域資源を活用した個性あるまちづくり
- (2) 伝統芸能の振興、地域に根付いた特色ある祭りなど、誰もが参画できるまちづくり
- (3) まちの情報や観光ルートが充実した国内外から訪れたいくなる、おもてなしにあふれたまちづくり

- (4) 行政と区民の協働により、まちの魅力を新たに作りながら、それを知り、高め、伝えるまちづくり
- (5) 若者が集い、活力ある文化を発信するまちづくり
- (6) 区民による文化・スポーツ活動の充実とRB大宮アルディージャとの交流によるまちづくり
- (7) 地域住民相互の交流の活発化、行政と連携したボランティア活動などコミュニティづくりによるまちづくり

4 自然環境と調和したうるおいのあるまちづくり

(略)

見沼区

特性

市の北東部に位置する見沼区は 10 区の中で 2 番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群を始め計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。

●都市基盤・環境

区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部には J R 宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、県道さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻 I C にも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通の整備は未だ十分とはいえません。

住宅地としては、国道 16 号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業により、良好な住環境づくりが進められています。七里駅では、駅舎の橋上化や南北自由通路、北口駅前広場の整備により、地域の利便性や安全性の向上が図られました。

その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を始め、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

●産業

(略)

●地域資源

区名の由来となっている見沼田圃は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつくられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼田んぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。このほか、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいえるべき地域資源が数多くあります。

また、染谷・加田屋地区では、見沼田圃の斜面林の保全を図りつつ、自然環境に配慮した

水辺空間を創出し、地域住民が豊かな自然に親しみ、地域交流の場となる空間の整備が進められています。

この自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した取組による見沼田圃及びその周辺地域の保全策、整備及び活用を積極的に推進していく必要があります。

また、大宮武道館、堀崎公園等のスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなどが区民の様々な活動、交流の場として利用に供されています。

●コミュニティ

(略)

見沼区



将来像

見沼の自然との共生

—私たちが まもり育てる 見沼の文化—

(略)

<まちづくりのポイント>

1 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち

(略)

2 人にやさしく、ふれあいのあるまち

(略)

3 動きやすく、生活しやすいまち

(略)

4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち

(1) 区民、事業者、行政との協働による地震・風水害や地震を想定した区独自の災害対策の推進

(2) 区民、行政との協働による防犯啓発活動及び交通安全啓発活動の推進

(3) 子どもから高齢者までの歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

中央区

特性

(略)

●都市基盤・環境

中央区は、区の中央部を縦断するＪＲ埼京線の３駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側にはＪＲ京浜東北線の２駅（さいたま新都心駅、与野駅）もあり、鉄道の利便性が高い地域です。また、幹線道路としては、南北方向に国道１７号と国道１７号新大宮バイパス、さらに国道１７号新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線、東西方向には国道４６３号や町谷本太線、道場三室線が延びており、首都高速埼玉大宮線から首都高速埼玉新都心線がさいたま新都心に延びています。加えて、平成２８（２０１６）年４月には国道１７号新大宮上尾道路が事業化されていることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性の高い地域となっています。

公民館等の身近な公共施設や下水道、公園等も区全体にわたっておおむね整備され、与野公園については、市民の憩いの場を設置し、公民連携によるにぎわいの創出・魅力の向上を進めています。今後は、都市化の進展に伴う緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しいまちづくり、地震対策・風水害対策の更なる強化など、生活環境の質の向上が重要です。

また、与野駅と与野本町駅に挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。区役所や周辺の公共施設の多くは老朽化が懸念されていることから、複合化・再配置による施設の安全性や公共サービスの質の向上が求められています。今後は、さいたま新都心駅東側に市役所本庁舎が移転することも含め、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力の向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進にも努める必要があります。

●産業

(略)

●地域資源

ほぼ全域が市街化区域となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園等が自然と触れ合う貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。

与野本町駅から徒歩圏内の与野公園には、バラ園が設置されており、毎年5月に開催されている「ばらまつり」の時期を中心に多数の来場者を迎えます。バラ園は、市街地に隣接した公園内に設置されていることから区民に身近でなじみが深く、バラは「区の花」にも選ばれています。

さらに、与野の大カヤ（国指定天然記念物）、円阿弥の万作踊り及び一山神社冬至祭（市指定無形民俗文化財）、武州与野七福神めぐりなどが親しまれ、歴史・文化資源が保存・継承されています。

また、区内には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となったさいたまスーパーアリーナを擁するさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められています。

●コミュニティ

（略）

将来像

歴史と文化の調和のとれた都市の創造と ふれあい 交流が育てる安心なまち

(略)

<まちづくりのポイント>

1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり

(略)

2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり

(略)

3 学びと交流を通じた、地域の誇りと愛着を持つ人づくり

(略)

4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり

(略)

5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり

(略)

桜区

特性

桜区は、西側を荒川や鴨川、東側から南部にかけて鴻沼川が流れ、桜草公園や秋ヶ瀬公園、荒川総合運動公園等が自然豊かなグリーンベルトを形成するなど、都市化の進んだ本市の中では豊かな自然環境を多く残した地域です。東部や南部には住宅を中心とする市街地が形成されており、基幹道路沿いには流通業務施設や工場が立地しているほか、区の中央部に位置する埼玉大学では、約1万人の学生・教職員が教育、研究、社会貢献、地域連携など様々な取組を行っています。

●都市基盤・環境

主要な道路としては、東西方向に埼大通り（国道463号）や町谷本太線、道場三室線、南北方向に国道17号新大宮バイパス、首都高速埼玉大宮線が走っているほか、都市計画道路の整備が進められています。また、鉄道駅として、区の南端部にはJR武蔵野線の西浦和駅があるほか、区境に近接してJR埼京線の南与野駅、中浦和駅があります。

しかし、国道17号新大宮バイパスとの交差点における渋滞発生のほか、歩行者等と車のすれ違いが困難な道路が多いことや駅へのアクセスが不便であることなどの問題が見られることから、超高齢社会の到来や環境問題などにも対応しながら、地域に密着した道路整備や公共交通の充実など、安全で利便性の高い交通環境の向上に取り組む必要があります。

また、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減に向けて、油面川排水機場の整備などの取組が進められてきましたが、引き続き、治水安全度の向上や地域防災力向上に向けた取組など、風水害対策を強化することが求められています。さらに、地震対策や防犯活動・交通安全運動の推進など、今後も安全で安心して暮らせる生活環境等の充実が必要となっています。

西浦和駅周辺については、暫定的に駅前広場や駅へのアクセス道路が整備されましたが、今後も都市基盤や産業基盤の整備、生活に密着した商業機能の充実を図るなど、利便性の向上が求められています。

●産業

(略)

●地域資源

区内には、荒川、鴨川、鴻沼川が流れているほか、サクラソウ自生地としては国内唯一の特別天然記念物に指定されている田島ヶ原サクラソウ自生地（国指定特別天然記念物）、ハンノキ林等の樹林地、桜並木など良好な自然環境があり、豊かな田園環境も残されています。また、大久保古墳群や神社仏閣、田島の獅子舞や宿の祭ばやし、神田の祭りばやし（市指定無形民俗文化財）などの歴史的・文化的な財産も豊富です。

道場地区には記念総合体育館（サイデン化学アリーナさいたま）に隣接して区役所、図書館、ホール等を有するプラザウエストがあり、生涯学習を始めとする様々な市民活動や行政サービスの拠点となっています。また、新開地区には桜環境センターがあり、同施設内の余熱体験施設は、健康維持・増進にもつながる区民の憩いの場となっています。

このような地域の資源を積極的に活用・発信し、ふれあいやにぎわいの機会を創出することが重要です。

このほか、埼玉大学の英知や学生の若い力も地域の資源として連携しながら、特徴あるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

●コミュニティ

（略）

桜区



将来像

三世代がつくる元気なまち

—自然があふれ、人々が触れ合う住みよい環境—

(略)

<まちづくりのポイント>

1 自然と便利さが調和する、住みやすいまちづくり

(略)

2 子ども、高齢者、障害者等、全ての人にやさしいまちづくり

(略)

3 安心して暮らせる安全なまちづくり

(1) 地域の人々と行政が協働して取り組む、地震・風水害対策の強化と防災意識の醸成

(2) 地域の人々と行政が協働して取り組む、防犯活動や交通安全運動の推進

4 全ての人に参加するまちづくり

(略)

浦和区

特性

浦和区は、中山道浦和宿が置かれたことを契機に急速な発展を始め、明治初期には県庁が設置され、埼玉県の行政の中心地としての役割を担うようになりました。県都としての行政機能を担うとともに、文化・教育施設が数多いことから、歴史のある文教地区としてのイメージが定着しています。

●都市基盤・環境

区内には、南北方向に国道 17 号や旧中山道、産業道路が、東西方向には国道 463 号や田島大牧線が延びて、道路体系の骨格を形成しています。また、J R 線の 3 駅（浦和駅、北浦和駅、与野駅）があり、なかでも浦和駅周辺は商業・業務機能、行政機能、文化、都心居住機能等が集積する本市の都心として、市の発展の一翼を担っています。大きくみると、J R 線沿線を境に西側にはオフィスや中高層住宅が、東側には緑の多い住宅街が広がり、にぎわいと潤いが共存するという特性を有しています。

長い歴史の中で発展してきたことから、道路等の都市基盤や公共交通機関、身近な公共施設の整備は比較的進んでおり、生活利便性の高い地区となっています。一方で、都市化による交通混雑の解消や歩行者の安全確保など道路交通環境の向上、増加する中高層住宅と近隣の生活環境との調和といった課題も生じており、その対応が必要となっています。また、市内では極めて人口密度の高い区の一つであることから、身近な緑や都市空間のゆとりの創出など、生活環境の質的な向上が求められています。加えて、本庁舎移転整備後の現庁舎地や市民会館うらわ跡地など、公共施設の建替え等に合わせた都市機能の再編・適正配置を行っていく必要があります。

●産業

浦和駅周辺地区には大型商業施設や金融機関等が多く集まり、大宮駅周辺地区とともに本市における商業・サービス業の中心となっています。また、鉄道高架化事業の完成により東西市街地一体化が図られたことに加え、中ノ島地下通路の開通により、まちの回遊性やにぎわいが高まり、日常生活の利便性向上や経済活動の活性化が図られました。また、今後の再開発事業等の進展により、更なる回遊性の向上やにぎわいの創出が期待されています。一方で、北浦和駅や与野駅周辺にも、商業や各種のサービス業が集積していますが、商店街の一層の活性化が望まれています。

●地域資源

浦和区は古くから発展したまちで、その歴史は旧中山道周辺の街並みや神社仏閣、史跡や天然記念物等の文化財、古くから伝わる祭りなどから読み取ることができます。また、美術館や図書館、スポーツ施設、高等学校等も多く、教育・文化に関わる資源に恵まれていることが特徴です。

浦和区は埼玉サッカー発祥の地でもあり、**駒場運動公園（浦和駒場スタジアム）**や大原サッカー場**を有し**、まちはサッカーを愛するファンでにぎわいを見せています。そのほか、区内にある12の公民館や浦和コミュニティセンターなどは区民の様々なコミュニティ活動の拠点となっています。また、子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）も整備され子育て支援や地域交流の場**になっています**。加えて、国際交流基金「日本語国際センター」が設置されていることから、このセンターを活用した国際交流が創出されています。

●コミュニティ

（略）



将来像

にぎわいと文教の調和する緑豊かなまち

—ワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、わたしが明日をつくるまち—

(略)

<まちづくりのポイント>

1 多様な交流のあるコミュニティづくり

(略)

2 「浦和ブランド」を活用した魅力あるまちづくり

(略)

3 一体性と「にぎわい」のあるまちづくり

(略)

4 ひとにやさしい誰もが安心して暮らせるまちづくり

(略)

5 緑豊かな美しい街並みとゆとりある住環境を創出するまちづくり

(略)

南区

特性

市の南端に位置する南区は東京に最も近く、鉄道の利便性が高いため人口の増加が続き、市内 10 区で最大の人口を有しています。若い世代の割合が多い一方で高齢者が増加しているという特徴もあります。この中で、交通利便性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武蔵浦和地区では、多様な機能の集積を目指して市街地再開発事業等によるまちづくりが進んでおり、地域生活拠点である南浦和駅周辺とともに、交通結節点として拠点性が高まっています。

●都市基盤・環境

鉄道網としては、南北方向に J R 京浜東北線、J R 埼京線が、東西方向には J R 武蔵野線が走り、これらが交差する 2 駅（武蔵浦和駅、南浦和駅）に加え、中浦和駅があります。また、主要な道路としては、東京外環自動車道、国道 17 号、国道 17 号新大宮バイパス、国道 298 号、首都高速埼玉大宮線、産業道路等があります。全体として見ると、鉄道網、道路網による利便性は高い状況にあります。一方、区内の道路については東西方向の幹線道路等に未整備区間が残されているため、機能的な幹線道路網の確立が必要です。また、子どもや高齢者が安心して利用できる道路環境の整備も求められています。

南区は、東京への近接性に優れていることもあって都市化が進み、それに伴って雑木林などが減少してきました。今後も引き続き、マンション建設などによる宅地化の進行が見込まれるため、公園の整備や道路の植栽などに加え、民有地の緑化にも積極的に取り組み、緑を増やしていくことが必要です。同時に、人口増加に対応した教育環境の整備や利便性の高い安全な道路等、身近な生活基盤の充実を図るとともに、環境に配慮した誰もが快適に暮らせる居住空間を築き、子どもから高齢者まで「健幸」で元気に暮らせるまちづくりが求められます。

●産業

(略)

●地域資源

緑の空間は減少が続いていますが、東部を中心に屋敷林や社寺林が残されており、今後、保全すべき箇所を明確にしながら、潤いある空間として大切にしていける必要があります。また、別所沼や白幡沼、彩湖の水辺空間、鴻沼川や笹目川、藤右衛門川、見沼代用水西縁等の河川・水路があり、水質の維持・向上とともに地域資源として有効活用していくことが求め

られます。

このほか、南区に点在する寺社、鹿手袋の祭りばやし（市指定無形民俗文化財）や古くから続く祭りなどの歴史・伝統、更には武蔵浦和駅・南浦和駅周辺等に集積が進みつつある商業・業務機能を地域資源として活用することが課題となっています。

●コミュニティ

人口流入が続く中、多世代が長く住み続けられるまちをつくるためには、区民相互の交流を進め、良好なコミュニティを構築することが不可欠です。そのためには、うなぎやサッカーなどの伝統文化に加え、新たな地域資源の発掘を進めるとともに、スポーツや新しいイベントづくりを通じて区民相互のきずなを深めながら、区民が地域に愛着を感じられるまちをつくる必要があります。

また、このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政が協働することにより、市民のネットワークづくりや市民活動を活発化していくことが求められます。



将来像

「にぎわい」と「安心」が調和する 住んでよかったまち

(略)

<まちづくりのポイント>

1 人と地域が結び付く、活力あふれるまちづくり

(略)

2 子どもから高齢者まで「健幸」で元気に暮らせるまちづくり

(略)

3 安全・安心なまちづくり

(1) 事故や犯罪のない安全・安心なまちづくり

(2) 地震・風水害等の災害に強いまちづくり

(3) 区民相互の支え合いによる安心を感じることができるまちづくり

4 自然や歴史・文化を大切にした郷土愛をはぐくむまちづくり

(略)

5 都市環境が整った快適なまちづくり

(略)

緑区

特性

緑区は、市の東南部に位置し、首都圏有数の緑地空間である見沼田圃に代表される自然環境に恵まれ、地域の歴史を伝える多くの文化財が示すように古くから人の暮らしが営まれた地域です。現在も、緑豊かな住宅地として多くの市民が暮らしており、浦和美園駅周辺では「スポーツ、健康、環境・エネルギー」のブランド化を図るまちづくりを推進するなど、新しいまちづくりの戦略的展開も期待されています。

●都市基盤・環境

緑区は武蔵野特有の雑木林が多い農村地帯でしたが、首都圏の拡大に伴って区の西部や東浦和駅、東川口駅周辺で宅地化が進んできました。さらに、市街地においても緑の多いゆとりある住宅地が形成され、尾間木地区では、消防署、児童センター、公民館による複合施設、浦和美園駅東口駅前には、コミュニティセンター、支所、図書館、教育相談室等による複合施設も開設し、地域交流の拠点を含めた生活基盤の整備が進められています。

また、中央部を南北に広がる見沼田圃は地域の貴重な環境資源であり、農地や自然環境の保全とともに、市民に親しまれる場として期待されています。

区内の幹線道路網は、南北方向に走る東部の国道 122 号や西部の第二産業道路、中央部を東西方向に走る国道 463 号により構成されています。鉄道駅は、東浦和駅、浦和美園駅がありますが、区境近くに位置しているため、バスなどが果たす役割が大きく、公共交通の利便性の向上が求められています。

また、浦和美園駅周辺では、公（自治体）・民（地域団体・企業等）＋学（大学等研究機関）の連携・協働により、良好な住環境の維持・向上や駅周辺等のにぎわい創出など、副都心にふさわしい都市環境形成を図り、定住人口・交流人口を増やすことが期待されています。

●産業

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗等が増加しています。また、浦和美園駅周辺地域を中心に、地区の魅力創出に寄与する産業発展が期待されています。

農地では水稲や畑作、植木・花き栽培等が広く行われています。また、市内産農産物の直売機能や観光農園の情報発信機能等を備えた農業交流施設を含む（仮称）さいたま市農業交流公園の整備が進められ、市内農業者、周辺施設等との連携・交流の拠点となることが期待されています。

●地域資源

緑区は、さいたま緑のトラスト保全第 1 号地の南部領辻地内にある見沼代用水東縁に

面する斜面林に代表される見沼田圃の豊かな自然環境、さぎ山記念公園や大崎公園を始め、緑の豊かな公園等の環境資源に恵まれています。

また、見沼通船堀（国指定史跡）、大門宿本陣表門（県指定史跡）、氷川女體神社社殿（県指定有形文化財（建造物））、南部領辻の獅子舞及び駒形の祭ばやし（市指定無形民俗文化財）など、地域の歴史を伝える文化財や神社仏閣、伝統ある祭りや催しものが多く残されており、このような文化財や伝統を守り伝えていくことが大切です。このほか、アジア最大級の収容人数を誇るサッカー専用スタジアムであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となった埼玉スタジアム2002は、Jリーグや日本代表戦などの試合が数多く開催され、国内外から多くの方が訪れています。

●コミュニティ

（略）

緑区



将来像

ホタル舞い・風かおる緑の街

(略)

<まちづくりのポイント>

1 郷土愛を育てるまちづくり

(略)

2 「健幸」に暮らせるまちづくり

(略)

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

(略)

4 自然と共生し、生活環境の整ったまちづくり

(略)

5 にぎわいのあるまちづくり

(略)

岩槻区

特性

(略)

●都市基盤・環境

区の中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅の2駅とターミナル駅である大宮駅とを結ぶ、区民の重要な足となっています。区の南北方向には、本市東部地域の発展を推進するため、新しい軸の形成として、地下鉄7号線延伸の促進に取り組んでいます。あわせて、地域の定住人口・交流人口の増加に向けた方策を展開しています。また、地下鉄7号線延伸による中間駅などの新駅設置に伴い、駅周辺のまちづくりを推進していく必要があります。主要な道路としては、国道122号、国道16号及び国道463号、県道さいたま幸手線（日光御成道）、県道越谷岩槻線等があり、道路体系の骨格を形成しているほか、東北自動車道岩槻ICがあり、産業の大動脈となっています。

岩槻駅の橋上化による東西自由通路と駅前広場が整備され、商業の活性化と潤いのある地域の形成が期待されています。市街地は鉄道沿線にまとまっており、主に住宅地となりますが、駅周辺を中心市街地は、人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址等の歴史文化的資源、各種公共施設など、様々な魅力と機能が集まっています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、特に、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一体となって織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものとして区民に親しまれています。

コミュニティ施設、文化・スポーツ施設など、身近な公共施設もおおむね整備されていますが、一方で、都市基盤の整備が追いついていない面があり、さらに公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者も安心して歩ける生活道路や、自転車利用にも配慮した道路の整備などを進めるとともに、地震・風水害等の自然災害への備えを含めて安全な生活環境の確立に取り組む必要があります。

また、歴史・文化資源を活用し、都市型観光のまちづくりに向けて、まちの景観形成を進めていく必要があります。

●産業

全国的にも知名度の高い人形づくりは江戸時代にはぐくまれた技を引き継いでおり、伝統的工芸品にも指定されていますが、年々事業所が減少する傾向にあり、観光等と連携した活性化に取り組んでいます。また、北部の岩槻工業団地を中心に、機械、金属等の製造業も集積し、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も活発であり、米のほ

かクワイ、コマツナ、ネギや、アサガオ、~~シタラメン~~などの花や苗木の生産に特色があります。さらに、スティッキオ、ゴルゴなどのヨーロッパ原産の野菜を数多く栽培し、注目されています。

●地域資源

(略)

●コミュニティ

(略)

岩槻区



将来像

自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち

(略)

<まちづくりのポイント>

1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり

(略)

2 地域資源を生かした、魅力の向上とにぎわいを創出するまちづくり

(略)

3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(1)次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進

(2)スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実

(3)緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出

(4)歩行者及び自転車利用者が安心して通行できるための交通安全意識の高揚と安全な道路整備の推進

(5)高齢者を始め誰もが安心して利用しやすい身近な交通環境の充実

(6)交通利便性の向上と若い世代の定住化促進や商店街の活性化を図るなど、更なるにぎわいの創出につながる地下鉄7号線の延伸促進及び中間駅などの新駅設置に伴う駅周辺のまちづくりの推進

(7)自助・共助・公助の連携により、地震・風水害に備えるための地域防災力・防犯活動を推進するための防犯力の向上

(8)高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成

第5部 質の高い都市経営の実現

第 1 章 市民協働・公民連携

第 1 節 多様な主体とともに進めるまちづくり

(略)

第2章 高品質経営市役所

第1節 市民に信頼される開かれた市政運営

(略)

第2節 健全財政の維持

現状と課題

- ▶ 本市の総人口は、令和17(2035)年頃をピークにその後減少に転じる見通しです。このような状況の中、本市が将来にわたって、持続可能な都市として成長・発展していくためには、真に必要な都市基盤整備を始めとした投資を効果的に行う必要があります。また、本市の公共施設の多くは、老朽化が進行しており、今後、大規模改修や建て替えが必要となる建物の大幅な増加が見込まれます。これらに加え、扶助費を中心とした義務的経費の増大により、本市の財政運営は今後厳しくなっていくことが予測されます。そのため、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的で効率的な財政運営を進めることがより一層必要となります。

目指す方向性

(略)

施策

- (1) 健全で持続可能な財政運営

(略)

- (2) 公営企業の健全経営

(略)

参 考

成果指標

- ▶ 一般会計（普通会計）における財政指標

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
実質公債比率 5.3% (令和元年度)	実質公債比率 18%未満	実質公債比率 18%未満

▶ 各企業会計における財政指標

(所管課所等の独自調査)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
資金不足比率 「—」 (令和元年度)	資金不足比率 「—」	資金不足比率 「—」

※資金不足が生じていない状態を「—」として表記

第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備

現状と課題

- ▶ 職員の働きやすさと働きがいを向上させ、心身ともに健康な状態で職務に専念し地域社会に貢献していくことができるよう、職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実、ハラスメント対策に関する取組を推進し、職員一人ひとりの生産性を向上させる必要があります。また、職員が主体的に成長していく意識を持ち、互いの成長を支え合う風土を醸成するとともに業務を着実に遂行できる職員を育成する必要があります。
- ▶ 変化する社会経済状況に対応しながら、更なる市民サービス向上を図るためには、職員が常に業務や職場の改善を意識し、積み重ねていく職場風土をつくとともに、チーム力・現場力を高め、絶え間ない挑戦・改革意識を持ち続ける組織をつくる必要があります。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 職員の育成

(略)

(2) 働く環境の整備

(略)

成果指標

▶ 仕事で成長や達成感を感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
73.1% (令和2年度)	80%	85%

▶ 改革・改善の風土があると思う職員の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
75.3% (令和2年度)	80%	85%

▶ ワーク・ライフ・バランスが確保されていると感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
75.5% (令和2年度)	80%	85%

第4節 デジタル技術やデータを活用した新しい時代の行政運営

現状と課題

- ▶ 近年の少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化は、市民生活に直接的・間接的に影響を与えています。また、令和2（2020）年初頭から、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が生じたことに伴う外出制限等の影響により、テレワークに代表されるような、日常生活にデジタル技術を活用する新しいライフスタイルが広く普及するようになりました。
- ▶ 国においては、令和3（2021）年に、「デジタル社会形成基本法」や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などのデジタル改革関連法が制定され、デジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足するなど、国民の利便性向上、官民の業務効率化、最大限のデータ利活用などの社会全体のデジタル化に向けた取組をさらに推進し、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」を目指しています。
- ▶ 今後は、様々なサービスのリモート化やデジタル化が、私たちの日常生活や企業活動に急速に浸透し、市民生活や経済活動に大きな変化を与えると見込まれます。このような時代潮流を背景に、行政に対する市民のニーズも急速に変化していくと考えられることから、行政も地域社会もDXを推進し、新しい時代に対応していく必要があります。
- ▶ 近年、高速大容量な通信環境を得たことにより、ICTは、多種多様で膨大なデータの収集や蓄積、解析を可能とし、社会経済における様々なサービスの品質向上や課題解決の基盤としての役割を担うようになりました。本市においても、デジタル技術を活用した市民サービスの向上、業務の効率化、データに基づく業務の見直しや企画立案、課題分析、市民ニーズの把握等を的確に行うとともに、職員一人ひとりが日々の業務で利用者の視点に立って、デジタル技術を積極的に活用していくことが重要です。同時に、市民の暮らしや産業分野のデジタル化を一体的に推進し、市民生活の質の向上や地域経済の活性化、多様な付加価値の創出につなげていく必要があります。また、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、情報格差（デジタルデバイド）の是正を図り、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を実現することが必要です。
- ▶ 我が国は、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指しています。マイナンバーカードは、今後もあらゆる分野での活用が見込まれるものであり、本市としても、カードの普及や利用機会の創出を推進し、市民の利便性向上に取り組むことが求められています。

目指す方向性

デジタル技術やデータを活用して、新しい時代の市民ニーズに応える効果的で効率的な行政運営を行うとともに、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保しながら、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現を目指します。

施策

(1) DXの推進

- 1 多様化する市民ニーズや新しいライフスタイルに対応するため、窓口に係る一連の手続きのデジタル化を進め、電子申請等の利用を促進します。
- 2 行政サービスのデジタル完結の実現に向けた取組を推進するとともに、行政の透明性・信頼性の向上、地域課題の解決等に向けて、統計情報や地理空間情報を始めとする本市が保有する様々なデータの可視化やオープン化を推進します。
- 3 市民サービスの向上と業務効率化のための積極的なデジタル技術の活用に取り組むとともに、各業務への適用、セキュリティの向上、システム運用の実施体制及び相談、支援体制の強化を図ります。
- 4 データを有効活用できる環境の整備、職員の意識向上やスキルアップ等により、政策立案、事業の見直し・改善におけるデータ活用を推進するとともに、職員のデジタル活用スキル、デジタルリテラシー及びセキュリティ意識の向上に取り組みます。また、デジタル技術を積極的に活用し、利用者の視点に立った課題解決型の企画立案、業務改善ができるデジタル人材の育成に取り組みます。
- 5 健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ、インフラ等の市民の暮らしに密着した分野、中小企業支援等の産業分野において、デジタル技術の導入やデータの連携を促し、地域社会における課題解決を推進します。また、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、情報格差（デジタルデバイド）の是正を図ります。

成果指標

参考

- ▶ 各職場においてデジタル技術の活用や政策立案・事業改善等にデータを活用できていると感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
33% (令和元年度)	50%	70%

第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市経営の実現

(略)

第6節 さいたま市の特長を生かした都市イメージの向上

現状と課題

- ▶ 本市は、令和6（2024）年9月に人口135万人（住民基本台帳人口）を突破するなど、持続的に成長・発展し続ける大都市となってきました。
- ▶ 一方で、高齢化率は毎年上昇しており、さらに、令和2（2020）年国勢調査の人口に基づく社人研の推計によると、本市の総人口は令和17（2035）年頃の約136万5千人をピークに減少に転じ、令和32（2050）年には約133万9千人にまで減少する見通しとなっています。
- ▶ 人口減少・少子高齢化が進み、都市間競争が厳しくなる中で、将来にわたって地域の活力の低下が見込まれます。
- ▶ このような状況下において、人口減少に転じる時期を先延ばしできるよう、市民の市への愛着の醸成を図るとともに、訪問人口の増加や市外からの転入を促進することは、地域の長期的な発展にとって最重要課題です。
- ▶ そのためには、「住みやすいまち」「住み続けたいまち」として、市民や企業等を始め市内外から「選ばれる自治体」になる必要があります。
- ▶ 令和6（2024）年度の「さいたま市民意識調査」において、今の地域が住みやすいと思う人（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）が86.4%、今の地域に住み続けたい人（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計）が87.2%と、ともに8割を超えている一方で、令和6（2024）年度の「さいたま市首都圏における都市イメージ調査」においては、本市に対して「住みやすい」というイメージを持つ人は、全体の38.1%であり、市内在住者と首都圏在住者との認識には大きな差があります。
- ▶ 今後も本市が持続的に成長・発展していくためには、この差を縮めていくことが必要であり、環境、健康、スポーツ、教育での強みや交通の要衝等の地理的優位性、特色ある地域文化資源等を生かし、それらを市内外に発信することによって、「さいたま市は住みやすい」という都市イメージの向上が図れるようシティセールスを展開していくことが重要です。

目指す方向性

(略)

施策

(1) 地域資源等の発信による訪問意向の形成

(略)

(2) 「住みやすさ」の発信による定住意向の形成

(略)

(3) 市民を巻き込んだ情報発信等による市民の地域への愛着・誇りの醸成

- 1 本市の強みや優位性、地域資源等について、市民を巻き込んだ情報発信や事業者等と連携した情報発信を行うことで、市民の地域への愛着・誇りの醸成を図ります。

成果指標

参考

▶ 首都圏におけるさいたま市に「訪れたい」と思う人の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
60.3% (令和元年度)	65%	70%

▶ 首都圏におけるさいたま市を「住みやすい」と思う人の割合

(所管課所等のアンケート)

実績	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)
45.9% (令和元年度)	55%	60%

参 考

▶さいたま市に愛着を感じる市民の割合

(新規設定)

この冊子は 200 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 3,190 円です。

パブリック・コメント意見整理表

意見 No.	意見（要旨）	部	章	節	頁	対応方針	意見に対する市の考え方	修正等の対応	所 管
1	「平成25（2013）年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」（さいたま市総合振興計画・後期基本計画）（以下「後期基本計画」という。）では、・・・」について、プランの名称を複数に言い換えたり括弧書きを複数使うと読みにくくなるため、「〇〇プラン」（口口計画・後期基本計画、以下「後期基本計画」とする。）のようにまとめる方がよい。	1	1	2	4	○	ご指摘を踏まえて、素案を修正いたします。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正いたします。 平成25（2013）年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」（さいたま市総合振興計画・後期基本計画）（以下「後期基本計画」という。）	都市戦略本部
2	第2部第2章第4節「持続可能な開発目標（SDGs）を意図した施策の推進」で掲載している、基本計画における各分野とSDGsの関連を示した表について、表題を付けたほうがよい。また、表が2ページに分割されており見にくいいため、1ページに全ての列が収まるように、掲載方法を工夫したほうがよい。	2	2	4	58 59	×	ご指摘の図表については、本改定素案においては参考として掲載しております。 本計画の冊子化に当たっては、読みやすい計画となるよう留意します。	素案のとおりといたします。	都市戦略本部
3	重点戦略1「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略」戦略1「ゼロカーボンシティの実現と豊かで多様な自然環境の未来への継承」の「目指す方向性」及び第3部第2章「環境」第1節「地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現」の施策（1）「脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進」の記載内容に賛同するが、削除候補とされている「自立・分散型エネルギーシステム」については記載を継続していただきたい。 出力が不安定にならざるを得ない再生可能エネルギーを積極的に導入し、電力の地産地消を進めいくためには、デマンドレスポンス等の需要側の調整と出力の不安定さを吸収する、再生可能エネルギーとの親和性が高い分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム）の導入が不可欠である。 加えて、日本の最終エネルギー消費量（家庭部門）のうち約65%が熱需要である実態に鑑みれば、「ゼロカーボンシティの実現」には電力のみならず、熱を含めたエネルギー全体の効率的な利用とカーボンニュートラル化が必要である。 また、市内のクリーンセンターで発生したバイオメタンガスと既存の都市ガスを用いた自立・分散型エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消・CO2排出削減・レジリエンス強化の3つの政策課題を同時に成立させる解決策でもある。 以上のことから、「ゼロカーボンシティの実現」というさいたま市としての政策課題を解決するためには、自立・分散型のエネルギーシステムを活用することが極めて重要であり、削除候補とされている「自立・分散型エネルギーシステム」については記載を継続していただきたい。	2 3	3 2	重点1 1	64 85	×	ご指摘の「自立・分散型エネルギーシステム」は、電力の地産地消を推進していく上で重要なものであり、令和7年2月に策定された国の「第7次エネルギー基本計画」において、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とされるなど、太陽光設備を始め分散型エネルギーの普及に向けた取組が進められています。 現在の総合振興計画では「自立・分散型エネルギーシステムの構築」に向けて取り組んでまいりましたが、こうした現状を踏まえ、本改定素案では「構築」という表現を見直すとともに、これまでの取組も含めて新たに「脱炭素先行地域事業」として位置付けることとしております。 今後は、脱炭素先行地域事業の一環である「ごみ発電を活用したエネルギーマネジメント事業」など、更に一歩踏み込んだ「地域内での電力の地産地消」等の実現に向けて取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。	環境局
4	第7章「子ども・子育て」第1節「子ども・子育てを支える都市の実現」の「現状と課題」の「発達障害の社会的認知の広がり・・・」の部分に、子どもの高次脳機能障害についての認知度の向上が課題、といったことを記載してほしい。	3	6 7	2 1	108 113	×	高次脳機能障害については、誰もがなり得るため、第7章「子ども・子育て」ではなく、第6章「福祉」第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の「現状と課題」において記述しており、障害者に関する課題認識として、障害に対する差別や偏見を無くしていくため、ご指摘の子どもの高次脳機能障害の認知度を向上させる必要性も含めた、あらゆる種類の障害に関し、「正しい理解を促進する」とことや、関連する条例の理念の普及啓発を推進することの必要性について記述しております。 また、施策（1）「誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現」では、乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めることとしております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、他方で、子どもの高次脳機能障害については、ご指摘の趣旨を踏まえながら、高次脳機能障害を抱える子どもが適切な支援を受けられるよう、その認知度向上を図るとともに、一人ひとりの子どもに合わせた切れ目のない支援に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。	福祉局 子ども未来局
5	第1部第2章「人口と財政の状況」第2節「目指すべき将来の方向と人口の将来展望」に「包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供・・・」とあるが、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方などが、在宅医療と介護の連携だけでなく、医療と障害福祉の連携でも支援してもらえ体制を整備していく計画してほしい。	1 3	2 6	2 2	19 109	×	ご指摘の部分は、将来推計人口のうち、老年人口の増加に関する課題を記述しており、ご指摘の医療と障害福祉の連携における支援についても、生涯にわたって住み慣れた地域で暮らすためには必要であることから、「包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供を行うこと『など』」に含めて記述しております。 また、第3部第6章「福祉」第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の施策（1）「誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現」において、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化することとしており、当該項では、ご指摘の介護保険第2号被保険者の方などへの医療と障害福祉の連携による支援体制の整備も含めた、あらゆる障害のある人が希望するサービスを受けられる支援体制を整備していくことについて記述しております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、他方で、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方などは、障害福祉サービスの利用が適している場合もあるため、ご指摘の趣旨を踏まえながら、こうした方へ障害福祉サービスの利用をご案内していくために、関係機関への周知を引き続き行うほか、介護保険や障害福祉の様々な関係機関が連携する体制の整備に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。	福祉局

パブリック・コメント意見整理表

意見No.	意見(要旨)	部	章	節	頁	対応方針	意見に対する市の考え方	修正等の対応	所管
6	<p>第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」の施策(3)「広域的な交通施策の推進」に、以下の項目を盛り込んで早期実現に取り組んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与野大宮道路の四車線化の早期実現 ・新大宮上尾道路の与野ジャンクションから宮前10までの早期実現 ・道場三交線本太工区の四車線化の早期実現 <p>大宮、さいたま新都心の発展のためには、大宮、さいたま新都心の西側を通る道路の慢性的な渋滞を防ぐために与野大宮道路の四車線化の早期実現をお願いしたい。</p> <p>また、与野ジャンクションから宮前10間の首都高速延伸によって17号線の慢性渋滞の改善が図れるので、最低限宮前10まで早期に延伸実現してほしい。</p> <p>道場三交線については、さいたま市の東西横断道路が乏しく慢性的に渋滞しているため早急に取り組んでほしい。</p>	3	9	1	121	×	<p>本計画では、本市が目指すべき都市空間の骨格である「将来都市構造」において、南北方向と東西方向からなる都市軸を位置付け、幹線道路や鉄道による広域的なネットワークの形成を目指しております。</p> <p>ご指摘の部分は、その実現に向けた施策として、幹線の道路の整備を進めることで、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークの形成を目指すことを位置付けたもので、この施策の中で、ご指摘いただいたような個別の道路整備も含めて取り組んでいくこととしています。</p> <p>したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、ご指摘の道路整備の早期実現について、引き続き取り組んでまいります。</p>	素案のとおりといたします。	建設局
7	<p>第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」の「現状と課題」に、道路整備について記載されている項目があるが、その記載内容に道路整備の進捗が遅れている旨の記載が無く、その原因と対策についても記載してほしい。</p> <p>さいたま市の道路整備は当初計画から大幅に遅れているものが多く、また、計画段階から用地取得が進まず一向に進展が無い状態に止まっている計画もある。例えば「効果の高いものから優先的に整備を迅速に進め、土地収用法を活用した用地取得にも取り組むことで迅速な計画の実行を行う」という趣旨の文言を入れてほしい。</p>	3	9	1 2	119 125	×	<p>ご指摘の部分は、本市では都市計画道路を始めとする幹線道路の整備が遅れているとの課題認識を踏まえております。</p> <p>また、第9章「都市インフラ」第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」の施策(3)「公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実」の中でも、今後の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行うことで、効率的かつ効果的に道路整備を進捗することを位置付けております。</p> <p>ご指摘の用地取得については、土地収用に移行した場合の地権者への影響、道路供用開始時期への影響などを総合的に鑑み、真に必要と判断された場合には土地収用に移行していくものと考えておりますが、任意交渉による土地取得が大前提であるため、土地収用法の活用を予定していると受け取られる可能性を含む記述は困難と考えております。</p> <p>したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、ご指摘については、これらの取組を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	素案のとおりといたします。	都市局 建設局
8	<p>中央区は、特に都市インフラについて新大宮バイパスの東西で格差が大きいと思う。</p> <p>過去の運輸政策審議会答申では、新大宮バイパス沿いに都営三田線を延伸する計画があったが、それがなくなり、軌道系の定時性が確保された交通機関を整備する計画が無くなってしまった。路線バスについても、運転手不足等で一時期便数が制限されてしまうことがあった。将来も安定的に住民の足が確保できるような策を検討していただきたい。</p> <p>軌道系は、将来の人口推移も考慮し、地下鉄のような大きなものではなく、例えば宇都宮市の事例のようなLRTレベルのものでも十分かと思う。</p> <p>首都高速も、早期に圏央道まで接続し、利便性を確保していただきたい。</p> <p>具体的な修正箇所ではないが、意見としてお伝えしたい。</p>	3	9	1 2	120 125	×	<p>ご指摘の「将来も安定的に住民の足が確保できるような策」については重要な視点であると考えており、本計画の第3部第9章第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」で、運転手不足の顕在化なども踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進することとしているほか、同第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」で、市民の日常生活における移動手段の確保に向け、地域特性に配慮した持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ることとしています。</p> <p>また、ご指摘の新大宮上尾道路の圏央道までの延伸については、第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」において広域的な交通施策として推進しております。</p> <p>したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、個別具体的な取組へのご指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。</p>	素案のとおりといたします。	都市局 建設局
9	<p>第11章「経済・産業」の第2節のタイトルに「MICE」の表記があるが、頭文字を組み合わせた造語では分かりにくいので、「様々なビジネスイベント」に修正した方がよい。</p>	3	11	2	135	×	<p>MICEは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)を基にした造語であり、それぞれの特性に応じた取組を展開していく必要があることから、本計画では「ビジネス」の側面のみを焦点化された整理とはせず、第3部第11章第2節「観光の振興とMICEの推進」の取組として進めることとしております。</p> <p>なお、分かりにくいのご指摘については、本計画の冊子化に当たり、分かりにくい語には用語解説を設けるなど、読みやすい計画となるよう留意します。</p>	素案のとおりといたします。	経済局
10	<p>概要資料にある基本計画と実施計画の図について、ピラミッドで表現されていることに違和感がある。二重円等の別の表現の方が良い。</p>	-	-	-	-	×	<p>ご指摘の「基本計画と実施計画の図」については、パブリック・コメントの対象となる本改定素案には含まれておりません。</p> <p>その上で申し上げます、総合振興計画の構造としては、まず、将来都市像を目指すべき姿として最高次に据えた上で、それを実現するために必要となる市政運営上の基本的かつ大局的な政策や考え方を取りまとめた「基本計画」があり、この下に、より具体的な実施行為として導出された相当数の個別事業を取りまとめた「実施計画」を策定しております。</p> <p>これを踏まえれば、総合振興計画の全体像を端的に表現する図としては、将来都市像の考え方を含む「基本計画」を上位に据え、その下に、「基本計画」を受けた「実施計画」を置くピラミッド型の階層構造が合理的であると考えておりますので、ご理解いただきませう、お願いいたします。</p>	素案のとおりといたします。	都市戦略本部